

参考資料

厚生労働省健康・生活衛生局
生 活 衛 生 課

【参考資料 目次】

(生活衛生課)

・ 令和8年度生活衛生関係営業に係る予算案等の状況	1
・ 生活衛生関係営業の種類と施策体系	4
・ 生活衛生関係営業者への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について	6
・ 旅館業法の許可を得ないで旅館業を行っている者に対する取締りについて	22
・ 旅館業における衛生等管理要領の一部改正について	26
・ 公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて	27
・ 旅館業における入浴施設のレジオネラの防止対策及びコンプライアンスの厳守の周知徹底について	30
・ 公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正について	31
・ 出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）	32
・ 出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）	33
・ フォトウェディング等におけるヘアメイクサービスに係る美容師法の取扱い	34
・ 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表	35
・ 【調査結果概要】 無免許営業者・無届け美容所の実態調査	37
・ 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応	38
・ 理容師及び美容師の養成のあり方等の見直しに係る中間とりまとめ	45
・ 美容師養成施設及び理容師養成施設の教育状況等に関する令和6年度調査結果について	57
・ 美容師養成の改善について	59
・ クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について	62
・ 生活衛生同業組合活動推進月間について	65
・ 標準営業約款制度について	68
・ 振興指針及び振興計画について	69
・ ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン（改正版）	70
・ 事業者等における適切な御遺体の取扱い等に関するガイドライン	96
・ 火葬場の経営・管理に関する指導監督について	106
・ 縁故者情報の事前把握に関する事例調査の結果の送付等について	110
・ 無縁改葬後の墓石等の取扱い等について	118
・ 行政手続のオンライン化の推進について	125

令和8年度生活衛生関係営業に係る予算案等の状況

令和7年12月
厚生労働省 健康・生活衛生局
生活衛生課

予算

○令和7年度補正予算

1. 生活衛生関係営業物価高騰等対応・経営支援事業 582百万円

(生活衛生関係営業対策事業費補助金)

➤ 生活衛生関係営業物価高騰等対応支援事業 360百万円

業種ごとの全国生活衛生同業組合連合会において、物価高騰や賃金引き上げ等に対応するために必要な価格転嫁の広報、既存商品・サービスのブランド化、イベント等の取組等に対する支援を行う。

➤ 生活衛生関係営業経営支援事業 222百万円

生活衛生関係営業者の経営状況を改善して地域活性化を図るため、生産性向上の必要性が大きくなっていることから、経営診断や補助金、税制優遇措置の活用を含めた相談支援など、専門家による多様な現場のニーズに応じた伴走型の支援を行う。

2. 日本政策金融公庫による資金繰り支援（出資金） 106百万円

日本政策金融公庫において、米国関税措置や物価高騰等の影響を受けた生活衛生関係業者や賃上げ等に取り組む生活衛生関係業者に対する資金繰り支援を実施する。

計 688百万円

○令和8年度当初予算案

令和8年度予算案 [令和7年度予算]

1. 生活衛生関係営業対策事業費補助金 1, 160百万円 [1, 160百万円]
(対前年度 100.1%増)

- ・ 生活衛生同業組合、全国生活衛生同業組合連合会、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターに補助を行うことにより、生活衛生関係営業者の業の振興や発展を図るための組織基盤の強化及び衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を図る。

2. 株式会社日本政策金融公庫補給金 2, 941百万円 [2, 910百万円]

株式会社日本政策金融公庫が生活衛生資金貸付を行うために必要な利差補給を行う。

※ このほか、被災した生活衛生関係営業者への支援として、東日本大震災復興特別貸付等を行うために必要な財政支援を行う（復興庁一括計上1百万円）。

計 4, 135百万円 [4, 118百万円]

日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

○ 貸付計画額 1, 150億円 [1, 150億円]

税制改正

関係部局・関係省庁と共同要望

① 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の拡充・延長等

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる法人の従業員数を400人以下（現行：500人以下）に引き下げるとともに、対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満（現行：30万円未満）に引き上げた上で、その適用期限を3年延長する。

② 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

〔不動産取得税〕

中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた認定経営力向上計画に従って、事業の再編・統合を行った際に承継した不動産に係る不動産取得税を軽減する措置について、その適用期限を2年延長する。

③ 事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等

〔相続税、贈与税〕

法人版事業承継税制（特例措置）については、特例承継計画の提出期限を令和9年9月末まで1年6月延長する。また、個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限を令和10年9月末まで2年6月延長する。

④ 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長

〔印紙税〕

東日本大震災により被害を受けた者を対象に特別貸付を行う場合の印紙税を非課税とする特例措置について、その適用期限を5年間延長する。

生活衛生関係営業の種類とその施策体系について

- 生活衛生関係営業（生衛業）は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業などをいい、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心なサービスが国民に提供されるよう、生衛業者は衛生規制を遵守して活動。
- 生衛業者の大部分が中小零細企業であるため、国及び地方公共団体が生衛法に基づき営業者の自主的活動の促進等を行うことにより生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び消費者（利用者）の利益の擁護を実現。

☆ 国民生活に不可欠なサービス
安心・安全、衛生、快適

消費者（利用者）

- ・事業所：約94万事業所（全事業所の約18%）
- ・従業員数：約587万従業員（全産業の約10%）

出典：総務省「令和3年経済センサス」

サービス提供

16業種

生活衛生関係営業者



指導・支援

生衛連合会
生衛組合

(公財)全国生活衛生営業指導センター
(公財)都道府県生活衛生営業指導センター

保健所等
[行政]

- ・振興計画(自主的取組)
- ・標準営業約款

- ・経営の健全化
- ・衛生水準の維持向上
- ・消費者（利用者）の利益擁護

- ・衛生規制

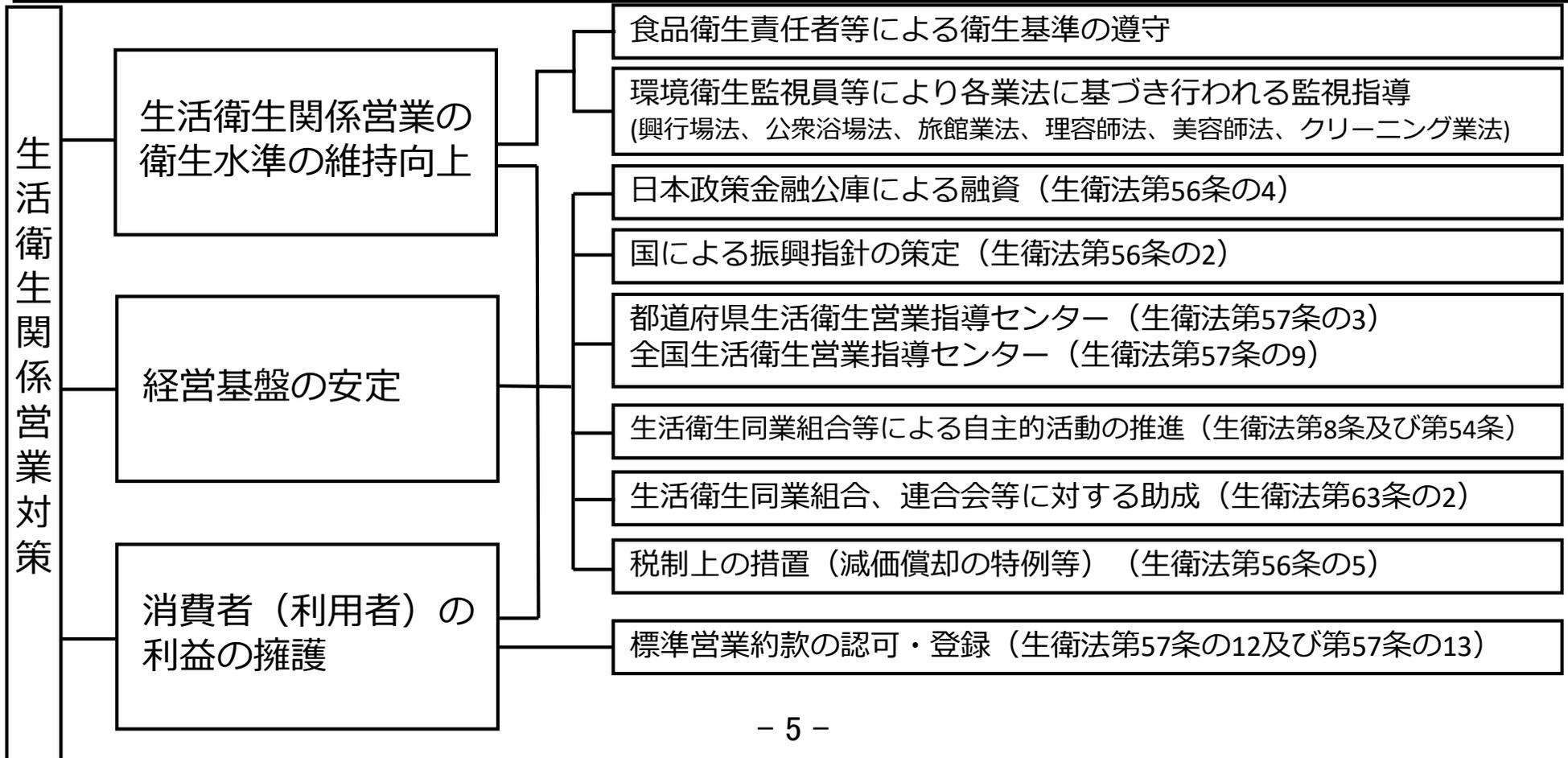
※ 生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資（日本政策金融公庫）・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

生衛法とその施策体系について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）（昭和32年6月3日法律第164号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興に計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。



事務連絡
令和7年12月18日

都道府県
各保健所設置市 衛生主管部（局）御中
特別区

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

令和7年度補正予算の成立を踏まえた生活衛生関係業者への支援に関する
「重点支援地方交付金」の活用について

新たな経済対策において重点支援地方交付金の更なる追加を行う旨が盛り込まれたことを踏まえ、令和7年12月16日に重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）2兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算：0.4兆円）が計上された令和7年度補正予算が成立しました。

これを踏まえ、内閣府地方創生推進室より、本交付金について、各自治体において可能な限り年内の予算化に向けた検討を引き続き進めていただくよう方針が示されております。また、令和7年度補正予算に係る本交付金の令和7年度実施計画の提出期限が、令和8年1月23日（金）12:00厳守とされており、各自治体の財政担当と調整の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

本交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を実施するものですが、経済対策において、推奨事業メニューのうち事業者向けの事業メニューとしては、

- ・ 特別高圧やLPガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高に対する支援

等が掲げられています。

各都道府県等におかれては、従前より地域の実情を踏まえ本交付金を活用した事業者への支援を実施いただいているところではございますが、国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となる生活衛生関係業者（※）は、その多くが経営基盤の脆弱な中小零細事業であり、コロナ禍からの業績回復の途上にある中、さらに、継続する物価高等の影響を受け、引き続き、厳しい経営状況となっております。

※ 生活衛生関係営業

飲食店営業、めん類業、中華料理業、すし商、料理業、社交飲食業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業

つきましては、各自治体におけるこれまでの本交付金の活用事例も参考にさせていただきながら、生活衛生関係営業者の早期の経営回復のために、本交付金の一層の御活用及び可能な限り年内の予算化に向けた検討を進めていただくよう、お願いいたします。また、地方公共団体において事業を実施する際には、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いいたします。

また今後、本交付金を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただき予定ですので、その際はご協力のほどお願いいたします。

【各推進事業メニューにおける活用事例】

○ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
(活用例)

- ・ 燃料価格高騰により大きな影響を受ける生活衛生関係営業の事業者の負担軽減を図るため、経費に占める光熱費、燃料費等の割合が特に大きい一般公衆浴場及びクリーニング所に対し、影響緩和を目的とした補助を行い、継続的に安定した経営を行えるよう支援を行う。

○ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
(活用例)

- ・ エネルギー価格高騰により経済的な影響を受けている中小企業者等の負担軽減を図り、事業継続を支援するため、地域で事業活動を営む中小企業者に対し事業用の電気及びガス料金の一部を支援する。
- ・ エネルギー・食料品価格等の物価高騰により大きな影響を受けている事業者の活性化を目的として、住民の消費喚起し、事業者の経営を回復させるため、全住民を販売対象にしたプレミアム付商品券事業を実施する。

○ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援
(活用例)

- ・ 物価高騰等の影響が増す中、地域観光業を担う宿泊業、飲食業、小売業等の事業者の経営の安定化を図るため、新たな顧客需要の開拓、人材不足の解消、収益力向上等に向けた取り組みを支援し、これに資する施設の環境整備等の経費を補助する。
- ・ 物価高騰により影響を受ける地域観光産業を支援するため、地域の魅力発信や

キャンペーン等の実施により誘客促進を図る。

- ・ 物価高騰等の影響を受ける地域の観光事業者について、消費者の利用を促進することで経営を安定化させるため、登録店舗で消費者が利用できるクーポンを交付する。

(照会先)

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課 組合振興係 藤本、安尾
電話 03-3595-2301

(回答先)

seiei41shinko@mhlw.go.jp

各都道府県

財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

令和7年度補正予算の成立を踏まえた 「重点支援地方交付金」の取扱い等について

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）については、「重点支援地方交付金」の拡充について」（令和7年11月21日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（以下「経済対策」という。）（令和7年11月21日閣議決定）において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたことを踏まえ、本日、**重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）2兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算：0.4兆円）が計上された令和7年度補正予算が成立しました。**

これを踏まえ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）を改正し、重点支援地方交付金の取扱いについて下記のとおり定めるとともに、地方公共団体職員向けのQ&Aを作成しましたので、お知らせします。

つきましては、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を十分ご理解いただき、重点支援地方交付金を活用した支援について、可能な限り年内での予算化に向けた検討を引き続き進めていただくとともに、執行にあたっては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、庁内関係部局及び貴管内市区町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

1. 重点支援地方交付金の取扱いについて

これまで、重点支援地方交付金については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施する取組を支援してきたところです。

各地方公共団体におかれましては、本交付金の趣旨を十分に踏まえ、都道府県・市区町村で連携を図りながら、重点支援地方交付金を有効に活用し、事業の効果的な実施に取り組むようお願いいたします。

2. 重点支援地方交付金の対象について

(1) 交付対象事業

○基本的考え方

重点支援地方交付金の交付対象事業の基本的な考え方は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能です。）。

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとします。民間団体のみならず公的団体も対象となります。

交付対象となる地方単独事業の条件は以下のとおりです。

○地方単独事業

交付対象となる地方単独事業のうち令和7年度実施計画に記載可能な事業は、以下のいずれかに該当する事業です。また、推奨事業メニューを別添1のとおり見直しています。

- ・ 地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業
- ・ 地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業

○推奨事業メニュー

以下の①から⑩までに掲げる地方単独事業を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組をご検討ください。

【生活者支援】

① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス（LP ガスを含む）や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組や LP ガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

【事業者支援】

⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑧農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LP ガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための事業も交付対象とします。

※②・③等については、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶ事業、④については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減及び防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組（青色回転灯等装備車（青パト）の整備への支援、防犯ボランティアへの支援（資器材の購入）、地域社会における闇バイト対策の取組への支援を含む。）に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援、⑧については、漁業者や施設園芸農家など農

林水産業者における燃料費の負担軽減なども含みます。

○「①食料品の物価高騰に対する特別加算」について

今般の補正予算において計上された食料品の物価高騰に対する特別加算(0.4兆円)については、推奨事業メニューの中で、市区町村に対応いただきたい必須項目として、生活者に対する食料品の物価高騰による負担を軽減するために必要な支援を実施していただくこととしております。

この活用に当たっては、支援対象者や支給方法、支給額などの具体的な事業内容については、各市区町村にご判断にいただくこととしております。また、事業内容として、生活者への食料品の支援が含まれる場合は、広く消費下支えの取組に活用いただくなど、柔軟に活用いただくこととしております。

詳細については別添2をご参照ください。

(2) 対象外経費

地方単独事業に係る対象外経費については、以下のとおりです。

【対象外経費】

① 職員の人件費

地方公共団体の職員の人件費（物価高騰対応のための体制拡充等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く。）を除く。）

② 用地費

用地の取得費

③ 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの。利子補給金又は信用保証料補助は該当しない。）

④ 物価高騰対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの

物価高騰対応と関連しない施設整備等のハード事業に係る費用

（物価高騰対応に関連する調達価格の上昇分のうち、実質的な賃上げにつながるものについては対象となる）

⑤ 基金

基金の積立金（以下の要件を満たす基金に積み立てる場合を除く。）

【対象となる基金の要件】

① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること

② 対象事業は、以下に該当するものであること

イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業

ロ イのほか、事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第4条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当

すると認められるもの

- ③ 令和7年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること
 - ④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和12年度末[※]まで、②ロに該当する事業の財源とする基金については令和9年度末[※]までに廃止するものであること
- ※ 令和7年度に事業着手する基金の場合に限る。
- ⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと（「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。）

なお、上記対象となる基金の要件のうち②ロを検討される場合、当該要件に該当するかについては、事業内容等の詳細を明らかにした上で、事前に内閣府まで相談されるようお願いいたします。

3. 交付限度額について

令和7年度補正予算で措置された2兆円を配分することとします。推奨事業メニューに係る交付限度額は、人口や物価上昇率等を基礎として算定した額とし、制度要綱別紙1（14）の算式により、別に定める乗率を次に掲げる数値として算定した額とします。

- ・ 都道府県分 $\alpha = 1.000672519$
 $\gamma = 1.003590165$
- ・ 市町村分 $\alpha = 1.001310508$
 $\delta = 0.997903435$

これをもとに算定した地方公共団体ごとの交付限度額は、別途通知します。

4. 重点支援地方交付金の活用に当たっての留意点について

重点支援地方交付金の活用に当たっては、迅速かつ効率的・効果的な実施の観点から、生活者からの申請を待たずに給付を行うプッシュ型での支援を含め、速やかな支援や事務コストの削減の実施を図っていただくとともに、地方公共団体において実施する個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性、運用方法及び執行状況など説明責任をしっかりと果たしていただくようお願いいたします。

（各府省庁からの情報提供について）

「重点支援地方交付金」の拡充について」（令和7年11月21日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、各府省庁において、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業をはじめとして、都道府県及び市区町村に対して、優良な活用事例を始め必要な情報が速やかに提供されておりますので、推奨事業メニューを活用した支援の検討に当たっては、各府省庁からの通知を参考にいただき、地域の実情を踏まえつつ、物価高対策として特に必要かつ効果的な分野などについて有効に活用していただくようお願いいたします。

(商品券等の活用について)

商品券等の配布事業については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」(令和4年11月4日付け事務連絡)のとおり、換金期限などを適切に定め、未換金があった場合の返還を行えるように制度設計する必要があることから、未換金の返還方法や換金実績の確認方法については、各市区町村で適切なスキームを検討してください。

(迅速かつ効率的・効果的な事業の実施について)

事業の実施に当たっては、迅速かつ効率的・効果的な実施の観点から、生活者からの申請を待たずに給付を行うプッシュ型での支援を含め、速やかな支援や事務コストの削減の実施が図られるよう工夫してください。

(重点支援地方交付金を活用した旨の明記について)

事業の実施の際には、別添3を参照いただき、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いいたします。

(会計検査院からの指摘について)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における会計検査院からの指摘については、指摘の趣旨に鑑み、引き続き重点支援地方交付金においても、内閣府が発出した留意事項を踏まえた適切な執行をお願いします。

特に、次の①又は②に該当する事業については、引き続き、以下のとおり取り扱うので、ご留意ください。

①特定の事業者等に対する支援措置

特定の個人又は事業者等(一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの)に対する支援事業(運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの)については、各地方公共団体において、物価高騰への対応としての必要性や費用対効果を十分に吟味した上で、実施することが望ましく、これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表することがあります。

特定の個人又は事業者等に対する支援事業のうち、一の個人又は事業者等当たり1,000万円以上を支援するもの(住民の日常生活を維持するために緊急でやむを得ず行うもの及び支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するものを除く。)については、各地方公共団体において、別紙1の様式により事業内容をホームページ等で公表するとともに、当該公表に係るURL及び公表内容等を「事業の概要」列及び「参考資料」列等に記載した上で、実施計画を提出するものとします。

②個人を対象とした給付金等

個人を対象とした給付金等(給付金、交付金等、名称の如何を問わず、「金銭」を支給するもの。「地域振興券」等の交付や「公共料金」等の減免は該当しない。)については、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、給付の目的を明確化するとともに、給付

対象を合理的な範囲とする場合又は緊急性がありやむを得ない場合に実施計画への記載を認めることとし、その旨を実施計画の「事業の概要」列及び「参考資料」列等に明示してください。

5. 地方公共団体における予算化の検討状況のフォローアップへの御協力について

今般の経済対策においては、「経済対策を速やかに執行し、一刻も早く国民へ支援を届ける。」とされたところであり、推奨事業メニューを活用した支援について、前広に実施していただくことが重要です。

今後、内閣府地方創生推進室において、都道府県及び市区町村に対し、予算化の検討状況、予算計上時期、事業開始予定時期、重点支援地方交付金を活用した旨の明記の有無等について定期的にフォローアップさせていただく予定ですので、貴団体におかれましては、早期執行の必要性について十分御理解の上、フォローアップ等に御協力いただきますようお願いいたします。

6. 実施計画の作成と提出について

(1) 実施計画の提出期限

今般措置された重点支援地方交付金の「推奨事業メニュー」に関する令和7年度補正予算に係る令和7年度実施計画については、令和7年度の提出(令和8年1月23日締切)においてご提出ください(別紙2)。また、実施計画の提出期限後に内閣府地方創生推進室において実施計画の確認(掲げられた事業が物価高騰対応である旨の記載があること、必要事項の記載漏れの有無、対象外経費に充てていないこと等)を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。事業の早期執行の観点から特段の事情がある場合は、内閣府までご相談ください。

なお、令和7年度実施計画には、国の令和7年度補正予算のほかに国の令和6年度補正予算及び令和7年度予備費に係る事業がある地方公共団体においては、当該事業を記載してご提出ください。

(令和7年度補正予算に係る令和7年度実施計画について)

令和7年度の提出期限：**令和8年1月23日(金) 12:00【厳守】(全団体)**

(2) 実施計画の提出方法・提出先

実施計画の提出は、従来と同様に、各都道府県を通じ、内閣府地方創生推進室まで、メールにて提出していただく予定です。具体的な提出方法については追って連絡します。

(3) 提出資料

提出資料は、従来と同様に、令和7年度実施計画、チェックリスト、基金調べ(該当ある場合)です。各様式及び記入要領は、追って連絡します。

(4) 令和7年度実施計画の変更について

提出した令和7年度実施計画に掲げる交付対象事業の追加・変更は、内閣府が実施計画の提出を受け付けている時期にのみ可能です。重点支援地方交付金の趣旨も踏まえ、

早期の執行に努めるとともに円滑な事業の遂行の観点から実施予定又は実施している事業は、実施計画に掲載し、交付決定を受けるようお願いします。

(5) 令和7年度実施計画の公表について

重点支援地方交付金を活用して実施する事業の実施内容を地域住民が早期に把握できるようにするため、交付決定を受けた後、内閣府から確認を受けた令和7年度実施計画を地方公共団体のホームページ等で速やかに公表してください。

7. 実施状況の公表及び効果の検証について

重点支援地方交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果については、これまでも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の制度創設時から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付け事務連絡）等により、各地方公共団体において、事業終了後に、事業の実施状況や効果を公表するようお願いしており、「令和5年度予算の編成等に関する建議」（財政制度等審議会令和4年11月29日）においても、「地域住民が事業の実施状況や効果を把握できるよう、また、地方公共団体間で政策を相互に比較し改善につなげることが可能となるよう、制度を所管する内閣府及び地方公共団体は公表を速やかに進めるべきである。」とされています。重点支援地方交付金においても、引き続き、各地方公共団体における公表状況に係る各方面からの要請を踏まえ、実施状況及びその効果の公表について、制度要綱第5の3に規定していますので、ご留意ください。

事業の実施状況及びその効果の検証の公表に当たっては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況調べの結果について（周知）」（令和5年8月7日付け事務連絡等）で周知した調査結果及び公表例も参考とし、各地方公共団体において、事業目的・事業内容に応じて、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定するとともに、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行い、事業完了の翌年度末までに公表してください。

また、事業完了の翌々年度の4月には、実施状況及びその効果の公表の完了を内閣総理大臣あてにご報告いただくこととしております。報告の様式については後日改めて連絡します。なお、地方公共団体における実施状況の公表に加えて、実施計画に記載される全事業の事業概要や事業費等の記載内容（「成果目標」及び「地域住民への周知方法」を含む。）について、内閣府においても、ホームページ等で速やかに公表することとしているので、あらかじめご留意ください。

実施計画の提出に当たっては、過年度の事業の実施状況及びその効果の検証結果を踏まえ、さらに効果が高まるようにご留意の上、事業内容を記載ください。

さらに、令和7年度中に完了した事業等を対象として、アンケート調査等へのご協力をお願いすることがありますので、あらかじめお知らせします。

<関係資料一覧>

- 別添 1 重点支援地方交付金の追加
- 別添 2 食料品の物価高騰に対する特別加算について
- 別添 3 国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記する例
- 別添 4 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱
- 別添 5 令和 7 年度補正予算 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 地方公共団体職員向け Q & A (第 1 版)
- 別紙 1 特定事業者等支援に関する公表様式
- 別紙 2 令和 7 年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の執行スケジュール

以上

【問合せ先】

(制度の内容・予算執行に関する内容について)

内閣府地方創生推進室

e-mail : e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

重点支援地方交付金の追加

令和7年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 追加額 : 2.0兆円
- 対象事業 : エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
<p style="text-align: center;">(生活者支援)</p> <p>①食料品の物価高騰に対する特別加算</p> <p>②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援</p> <p>③物価高騰に伴う子育て世帯支援</p> <p>④消費下支え等を通じた生活者支援</p> <p>⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p>	<p style="text-align: center;">(事業者支援)</p> <p>⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備</p> <p>⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p> <p>⑧農林水産業における物価高騰対策支援</p> <p>⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</p> <p>⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援</p>

- 算定方法 : 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定 (都道府県、市町村)

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー ＜追加額 2.0兆円＞

令和7年度補正予算

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援

① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、子ども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引き上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えられるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

重点支援地方交付金の拡充

- 地方自治体において、地域の実情に合った的確な支援が行われるよう、**重点支援地方交付金を拡充**
 - ① **食料品の物価高騰に対する特別加算**〔いわゆるお米券等〕を措置
 - ② **賃上げ環境整備**〔中小企業・小規模事業者、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引き上げを行う地域の事業者〕を**推奨事業メニューに追加**。
- 地方自治体における**速やかな事業実施を依頼**

【推奨事業メニューによる対応】

【食料品の物価高騰に対する特別加算】

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するための支援

【事例】

- 食料品購入にも活用可能なポイントの追加付与事業【大阪府大阪狭山市】
 - ・市内で食料品等の購入に利用できるさやりんポイントをチャージすると、チャージ額の20%を追加付与(上限2,000ポイント)
- 食料品の現物支給【岩手県遠野市】
 - ・物価高騰の影響を受ける学生の生活支援として、特産品(4,000円相当)を支給

【賃上げ環境整備】

中小企業・小規模事業者の賃上げ環境を整備するための支援

【事例】

- 収益力向上に係る支援【山形県】
 - ・収益力向上やDX推進に資する設備投資への補助(補助上限300万円等)
- 賃上げに係る支援【群馬県】
 - ・従業員の賃金を5%以上引き上げた中小企業等を対象に、従業員1人あたり5万円(上限40人)を支給

【コスト高対策】

中小企業等や農林水産事業者の物価高騰によるコスト高対策のための支援

【事例】

- 中小企業の価格転嫁に係る支援【山梨県】
 - ・価格転嫁や賃上げ環境の整備等に取り組む事業者に対し、経営支援の専門家を派遣
- 農業資材等に係る支援【千葉県山武市】
 - ・農業資材等の価格高騰によって生産コストが増加している農業者に支援金を支給

※ 「地方公共団体における水道料金の減免」にも活用可能であることを明記(R6補正～)

【速やかな事業実施に向けて】

- ・ 国と地方の協議の場（11月14日・総理出席）を活用して、国から地方に対して速やかな支援の実施を依頼。
- ・ 11月21日の経済対策閣議決定時に、総理から交付金規模を発言し、各地方自治体の交付限度額の目安を通知。
- ・ 関係省庁から自治体に対して、各分野の優良事例の発信、早期活用の働きかけ。
- ・ 地方公共団体における迅速な執行を促すよう、事業の開始状況を定期的にフォローアップ。

令和7年度補正予算 重点支援地方交付金 食料品の物価高騰に対する特別加算について

別添2

- 令和7年11月に閣議決定された総合経済対策を踏まえ、重点支援地方交付金について、**生活者に対する食料品の物価高騰への支援**を更に手厚く実施していただけるよう、**市区町村に対して、4,000億円を特別加算すること**としています。
- 本特別加算は、**市区町村に対して、交付限度額全体の中で、対応いただきたい必須項目**として交付することとしておりますが、その具体的な事業内容は、以下を踏まえ、**地域の实情に応じて、各市区町村においてご判断いただくこと**としています。

✓支援の対象・方法・支給額など

- 全国一律に実施するものではなく、支援対象・交付方法・支給額などについては、地域の实情に応じて設定することが可能。
- 生活者への食料品の支援が事業内容に含まれるならば、広く消費下支えの取組（食料品以外も購入できる商品券など）としての活用も可能（必ずしも食料品のみに限定した支援とする必要はない）。

〔例〕 * 対象：低所得者世帯、高齢者世帯、子育て世帯、全世帯など * 方法：商品券、電子クーポン、現物支給、現金など
* 支給額：プレミアム商品券事業として上限●千円支給など

✓特別加算分の交付限度額の扱い

- 食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額は、市区町村に対して交付限度額の内数として、別途明示して通知。
- 生活者への食料品の物価高騰に対する支援については、上記特別加算分の交付限度額を超えて、それ以外の交付限度額と合算して実施することも可能。

✓その他の留意事項（本特別加算分を含め、推奨事業メニューを活用する事業を実施する場合に共通の留意事項）

- 事業の実施に当たっては、速やかな支援の実施や事務コストの削減が図られるよう工夫。
- 国の重点支援地方交付金を活用した事業であることを明記することを徹底。
- 事業の実施状況について、定期的なフォローアップを実施。

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
（公 印 省 略）

旅館業法の許可を得ないで旅館業を行っている者に対する取締りについて

旅館業法の遵守については、これまでも周知徹底及び事業者への指導徹底をお願いしているところですが、「旅館業法の遵守に関するフォローアップ調査について（依頼）」（令和 7 年 10 月 6 日厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）の調査結果等を踏まえ、改めて、無許可営業者への対応に関し留意いただきたい事項を下記 1～4 のとおり整理するとともに、無許可営業者に対する命令や罰則等の事例について、参考事例を下記 5 のとおり取りまとめました。

また、事業者に旅館業法を遵守していただくためのリーフレット（別添）を作成しました。後日、リーフレットの外国語版（英語、中国語等）を情報提供いたします。

貴職におかれましては、これらの調査結果や事例を参考としつつ、引き続き無許可営業者に対する適切な指導等に努めていただくとともに、対応に当たっては、本通知の内容について十分ご了知の上、警察を始めとする各関係者との連携強化を図っていただき、これまで以上に実効性のある指導等を行っていただくようご協力をお願いいたします。

なお、出入国在留管理業務との連携確保については、協議が整い次第、追ってご連絡することを申し添えます。

記

- 1 都道府県知事等におかれては、無許可営業者に対する旅館業法第 7 条第 2 項に基づく報告徴収及び立入検査並びに同法第 7 条の 2 第 3 項に基づく緊急命令の権限を十分に活用するとともに、罰則の内容について無許可営業者に徹底しながら、無許可営業者への取締りを進めていただきたいこと。
- 2 都道府県知事等による繰り返しの指導等にもかかわらず、無許可営業を改善せ

ず、依然として違法な民泊サービスを提供し続ける悪質な無許可業者については、積極的に警察に情報提供するなど連携強化を図り、警察による取締りを求めていただきたいこと。

3 無許可業者の調査・指導や警察への協力要請を行うに当たって、法解釈上の疑問点等が存在する場合は、積極的に厚生労働省に相談されたいこと。

4 無許可営業により、旅館業法に基づく緊急命令や罰則を適用した場合については、在留資格の変更及び在留期間の更新時の許可の判断に当たって考慮される事項となり得ることがあるため、管轄の地方出入国在留管理官署と連携して情報提供していただきたいこと。

(参考)

[在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン | 出入国在留管理庁](#)

5 無許可業者に対する命令や罰則等の事例については、以下のとおり。

【事例 1】

無許可で旅館業を営業していた事業者について、指導を行っても宿泊予約サイトへの掲載や無許可営業が改善されず、立入検査を行った後も営業が停止されなかったこと等から、旅館業法第7条の2第3項に基づく営業停止の命令を行った。

【事例 2】

無許可で旅館業を繰り返し行っていた事業者について、指導に従わず、また虚偽報告（宿泊施設ではなく寮であり、宿泊料を徴収していない）が行われていたため、所轄の警察署と情報共有しながら調査・指導を行った。調査・指導を重ねる中で最終的には、違法状態が解消された。

【事例 3】

無許可で旅館業を営業していた事業者について、文書や口頭による指導を行っても無許可営業が改善されず、宿泊予約サイトに掲載されていたため、保健所において告発したところ、旅館業法第3条第1項違反により、同法第10条第1号の罰金及び第13条の両罰規定が適用された。

【事例 4】

無許可で旅館業を営業していた事業者について、指導の結果、無許可営業を行わない旨の誓約書が提出され、営業を取りやめたにもかかわらず、別施設で無許可営業が行われていた。引き続き、指導を実施していたところ、当該施設で火災が発生。指導を行っても無許可営業が行われたこと等から、旅館業法第7条の2第3項に基づく営業停止の命令を行った。

【事例 5】

近隣住民から、外国人が多数出入りしている部屋があり、旅館業法違反の疑いがあるとの通報があり、保健所が現地調査を実施し、宿泊事実を把握した。事業者に対して指導を実施したところ、住宅宿泊事業の届出が行われた。

以上

旅館業の営業者の皆さま

旅館業法を遵守しましょう

旅館業を営もうとする場合は、旅館業法に基づき、
都道府県知事※の**営業許可を受ける必要**があります。

※保健所設置市又は特別区にあつては、市長または区長

無許可での営業は**旅館業法違反**であり、旅館業法に基づく
命令・罰則が適用されます。

無許可営業者に対する命令・罰則

- **報告徴収・立入検査** (旅館業法第7条第2項)
- **営業停止など緊急命令** (旅館業法第7条の2第3項)
- 無許可での営業に対する
6月以下の拘禁刑・100万円以下の罰金
(旅館業法第10条第1号)
- 報告徴収・立入検査の違反に対する**50万円以下の罰金**
(旅館業法第11条第2号)
- 営業停止など緊急命令の違反に対する**50万円以下の罰金**
(旅館業法第11条第3号)
- 両罰規定による**罰金** (旅館業法第13条※各本条の罰金額適用)

無許可での違法な営業が実施されることのないよう留意し、
旅館業の適正な運営を確保するようにしてください。

なお、外国人の方が違法な営業を行い、命令・罰則が適用
された場合、**都道府県等から地方出入国在留管理官署に
情報提供**しますので、**在留資格の変更・在留期間の更新の
判断に影響**することがあります。

健生発0120第48号
令和8年1月20日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

旅館業における衛生等管理要領の一部改正について

旅館業における衛生管理等については、かねてから営業者に対する適切な指導をお願いしているところですが、今般、旅館業における生活環境への悪影響の防止に関する旅館業法（昭和23年法律第138号）の考え方について整理し、旅館業における衛生等管理要領（「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月5日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）別添3）の一部を別紙のとおり改正し、令和8年1月20日より適用することといたしましたので、改正の内容について十分御了知の上、各地域の実情を踏まえ、必要な場合には条例の改正等を行うなど、適切な対応をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

薬生衛発0623第1号
令和5年6月23日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（公印省略）

公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて

公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室については、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）の別添2「公衆浴場における衛生等管理要領」及び別添3「旅館業における衛生等管理要領」において、「おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと」などと定めています。

これらの要領でいう男女とは、風紀の観点から混浴禁止を定めている趣旨から、身体的な特徴をもって判断するものであり、浴場業及び旅館業の営業者は、例えば、体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要があるものと考えていますので、都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、御了知の上、貴管内の浴場業及び旅館業の営業者に対する周知や指導等について御配慮をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

(参考)

○公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）

第三条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

○「公衆浴場における衛生等管理要領」（平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1811 号）（抜粋）

Ⅱ 施設設備

第 1 一般公衆浴場

4 浴室

(1) 男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通しのできない構造であること。

Ⅲ 衛生管理

第 1 一般公衆浴場

9 入浴者に対する制限

(1) おおむね 7 歳以上の男女を混浴させないこと。

○旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）

第四条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

3 (略)

○「旅館業における衛生等管理要領」（平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1811 号）（抜粋）

Ⅱ 施設設備

第 1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準

12 浴室の構造設備は、次の(1)～(5)までの要件を満たすものであること。

(3) 共同浴室を設ける場合は、原則として男女別に分け、各 1 か所以上のものを有すること。

Ⅲ 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準

4 浴室は、次に掲げるところにより措置すること。

(16) 共同浴室にあつては、おおむね 7 歳以上の男女を混浴させないこと。

(参考) 令和5年4月28日 衆議院 内閣委員会 会議録(抜粋)

○國重委員

(略) 公衆浴場、いわゆる銭湯や旅館等の宿泊施設の共同浴室について、現在それぞれ衛生等管理要領が定められておりまして、その中で男女別の定めがされています。これらは風紀の観点から混浴禁止を定めていることから、男女の別は身体的な特徴の性をもって判断することとされていると、事前に政府の方からも説明を受けております。

そこで、念のため確認をさせていただきたいんですけれども、これらの共同浴場における男女の判断基準はトランスジェンダーにも当てはまる、つまり、トランスジェンダーの場合も性自認ではなくて身体的特徴に基づいて判断することになると理解をしていますけれども、これで間違いはないかどうか、答弁を求めます。

○佐々木政府参考人

お答えいたします。

公衆浴場や宿泊施設の共同浴場につきましては、厚生労働省が管理要領を定めております。具体的には、公衆浴場における衛生等管理要領や旅館業における衛生等管理要領になります。この中で、おおむね七歳以上の男女を混浴させないことなどと定めております。

この要領で言う男女は、風紀の観点から混浴禁止を定めている趣旨から、トランスジェンダーの方も含め、身体的な特徴の性をもって判断するものであり、公衆浴場等の営業者は、体は男性、心は女性の方が女湯に入らないようにする、こういう必要があると考えております。

実際の適用につきましては、都道府県等が条例を定めております。この条例によって、基本的にこの要領と同じような形で男女の浴室を区別し、混浴を禁止しているものと承知しております。

○國重委員

トランスジェンダーの方であっても、心ではなくて身体的特徴で判断するというようなことだったと思います。

では、共同浴場において、先ほど答弁いただいたとおり、風紀の観点から心の性ではなくて身体的特徴をもって男女を区別する、このような現在行われている取扱いというのは憲法第十四条に照らしても差別に当たらないと、念のため確認しますが、差別に当たらないということで間違いはないかどうか、答弁を求めます。

○伊佐副大臣

憲法第十四条、いわゆる法の下での平等であります。この原則が規定されております。この趣旨としては、合理的な理由なしに区別をすることを禁止するという趣旨でございます。

つまり、合理的と認められる範囲内の区別を否定するものではないというふう理解をしております。先ほど委員御指摘の、公衆浴場における入浴者については男女を身体的な特徴の性をもって判断するというこの取扱いは、風紀の観点から合理的な区別であるというふう考えられております。憲法第十四条に照らしても差別に当たらないものというふう考えられております。

事務連絡
令和5年2月27日

各 〔 都 道 府 県 〕
〔 保 健 所 設 置 市 〕 生活衛生担当課 御中
〔 特 別 区 〕

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館業における入浴施設のレジオネラの防止対策及び コンプライアンスの遵守の周知徹底について

福岡県内の旅館業の入浴施設において、基準を上回るレジオネラ属菌が検出された、連日使用型循環浴槽の完全換水を年2回しか実施していなかった、塩素濃度が基準を下回っていた、当該営業者が行政に対して虚偽の報告をした等の報道がされています。

旅館業の営業者については、衛生上の危険を防止し、利用者に対して安全なサービスを提供することが求められており、レジオネラ症の防止対策をはじめ、必要な衛生措置を講じなければならないこととされています。また、行政の報告徴収等に対して虚偽の報告を行うことは、罰則の対象となり得るものです。

このような事案は、業界全体の衛生水準について利用者からの信用を失うなど、業界の信頼を損なうことにつながるものです。

都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、貴管下の旅館業の営業者に対して、レジオネラの防止対策とともに、コンプライアンスの遵守について、改めて周知徹底いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(参考) 厚生労働省ホームページの「レジオネラ対策のページ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>

- ・「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成2年12月10日時点)
- ・「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」(令和元年12月17日時点) 等

(参考)

○旅館業法(昭和三十二年法律第百三十八号)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 (略)

○公衆浴場法(昭和三十二年法律第百三十九号)

第九条 第六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを二万円以下の罰金に処する。

健生発1223第3号
令和7年12月23日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正について

公衆浴場における飲用水供給設備の管理については「公衆浴場における衛生等管理要領」（平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添2）に基づき、実施していただいているところです。

今般、「水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について」（令和7年6月30日付け環水大管発第2506301号環境省水・大気環境局長通知）により「飲用井戸等衛生対策要領」（昭和62年1月29日付け衛水第12号厚生省生活衛生局長通知「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」別紙）の一部改正が令和8年4月1日に施行されることを踏まえ、「公衆浴場における衛生等管理要領」を別紙のとおり改正し、令和8年4月1日より適用することといたしましたので、関係者に対して周知を図るとともに、公衆浴場における飲用水供給設備の管理の指導等に当たって遺漏のないよう御配慮をお願いします。

また、旅館業については、「旅館業における衛生等管理要領」（「公衆浴場における衛生等管理要領について」別添3）において、施設の維持管理のうち給水及び排水の管理等は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号）に規定される「建築物環境衛生管理基準」を遵守すること（3000㎡未満の施設については、努力義務）とされているため、関係法令をご確認ください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（公印省略）

出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）

標記については、出張理容・出張美容の衛生を確保等するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知）（以下「要領」という。）において、お示ししているところです。

日本の高齢化率の上昇が続いていることから、今後とも、出張理容・出張美容に対する需要の増加が見込まれます。

つきましては、出張理容・出張美容の衛生を確保するため、出張理容・出張美容の実施主体に対し要領について改めて周知徹底いただくとともに、下記事項についても引き続きご対応いただきますようお願いいたします。

また、理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。）であれば、都道府県等が理容師法（昭和23年法律第234号）又は美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、出張理容・出張美容の実施主体としてふさわしいと考えられる旨申し添えます。

記

- 1 出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行うに当たっては、必要に応じて条例や要綱等を制定するなどにより、行われたいこと。
- 2 出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外が出張理容・出張美容を行う場合において、要領に基づく衛生措置が確保されるよう、ホームページ等により出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、必要に応じて営業者の名称、営業区域、従業員等について把握等ができる条例や要綱等を制定するなどにより、衛生の確保のための指導に遺漏なきを期されたいこと。

薬生衛発1227第1号
令和3年12月27日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（公印省略）

出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）

出張理容・出張美容については、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知。以下「要領」という。）、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）」（令和元年10月16日付け薬生衛発1016第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知。以下「課長通知」という。）等をお示しし、ご対応いただいているところですが、今般、当課において、都道府県等（保健所を設置する市又は特別区を含む。以下同じ。）における出張理容・出張美容に関する条例の例を別添のとおりとりまとめましたので、情報提供いたします。

都道府県等によっては、条例又は要綱等において出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所に限定していない場合や都道府県知事（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）への届出・承認の規定を設けていない場合もあるものと承知していますが、出張理容・出張美容の対象者は、高齢者や疾病等を持つ方が多いことから特に衛生措置を確保することが求められること、又、最近の感染症に対する衛生観念・意識の高まりからも要領や課長通知でお示ししているとおり、必要に応じて条例又は要綱等を制定するなどにより、出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行っていただくようお願いいたします。

併せて、理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。）であれば、都道府県等が理容師法（昭和23年法律第234号）又は美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、出張理容・出張美容の実施主体としてふさわしいと考えられる旨申し添えます。

平成 29 年 8 月 15 日

フォトウェディング等におけるヘアメイクサービスに係る
美容師法の取扱いが明確になりました
～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

美容師法第 7 条では、美容師は、政令で定める特別の事情がある場合を除き、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならないとされており、美容所以外の場所において業を行うことができる場合として、同法施行令第 4 条第 2 号において、「婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合」と規定されています。今般、事業者より、i)結婚式に先立つリハーサル(式の 2 週間前程度)におけるヘアメイクサービス(リハーサルヘアメイク)の提供や、ii)挙式をせずに記念写真の撮影のみを行うフォトウェディングにおけるヘアメイクサービス(フォトウェディングヘアメイク)の提供が、同条第 2 号の規定に含まれるのか照会がありました。

本サービスの提供が、同条第 2 号に規定する美容所以外の場所において業を行うことができる場合に含まれるか否かについて、関係省庁が検討を行った結果、以下の内容を事業者に回答しました。

- ・ i のリハーサルヘアメイクについて、2 週間程度前のリハーサルは、通常時間的制約があるとは言えないため、同条第 2 号に規定する儀式の直前に該当するとは考えられず、また、通常リハーサルは社会通念上の「儀式」とは言えないことから、i の事業は同条第 2 号の特例に含まれないものと解する。
- ・ ii のフォトウェディングヘアメイクについて、当該事業の主目的は、「記念として写真を撮る」とことと考えられることから、同条第 2 号に規定する「婚礼その他の儀式」に含まれないものと解する。

これにより、美容師法における美容所の届出が必要な範囲が明確化され、新たなサービスに係る事業上のリスクが低減することが期待されます。

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は厚生労働大臣となります)。

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和7年6月17日

2. 回答を行った年月日

令和7年7月16日

3. 新事業活動に係る事業の概要

- 照会事業者は、化粧品の洗い流すヘアセット料（化粧品パーマ液）を開発・使用し、パーマメント技術を応用したアイブロウ施術を行うこととする。使用するヘアセット料、アイブロウ施術の工程は以下のとおり。

【使用するヘアセット料】

<A剤>	pH 8.7
チオグリセリン	4.5%
チオグリコール酸アンモニウム	1.5%
クリーム基材	94.0%
*チオグリコール酸換算合計：	5.1

<B剤>	pH 4.9
臭素酸ナトリウム	8.9%
クリーム基材	91.1%

【アイブロウ施術の工程】

1. カウンセリング

眉毛、肌状態の確認、施術の流れ及び使用する製剤について、利用者への説明と要望の確認。

2. 眉毛の形を固めるジェルの塗布

スクリーブブラシで眉毛1本1本を肌に張り付かせて固定。

3. A剤の塗布

上記A剤を塗布してラップし、その上から暖かいコットンを置いて10分～15分放置。

4. B剤の塗布

上記B剤を塗布して、10～15分放置した後、コットンでふき取り。

5. ワックス脱毛

余分な眉毛をワックスで脱毛し、形を整える。

6. 最後にメイクアップ

眉のメイクアップを実施、照会事業者が販売する眉毛のホームケア製品の紹介。

7. アフターカウンセリングと会計

※ 本施術では、照会事業者が眉毛のカットは行わず、利用者に対し、事前に長すぎる眉毛は自身でカットしてから来店してもらうことを想定。

4. 確認の求めの内容

上記3に記載の新事業活動において、照会事業者が行うパーマ技術を応用したアイブロウ施術が、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第1項の「美容」に該当せず、美容師以外の

者であってもこれを業として行うことができるか確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

美容師法第2条第1項の規定において、「美容」とは、「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう」とされており、通常、首から上の容姿を美しくすることと解されているところである。

ご照会のアイブロウ施術については、眉毛に化粧品を塗布し、ワックスで脱毛を行った上で、眉毛にメイクアップを行うことにより首から上の容姿を美しくするものであり、同法第2条第1項の「美容」に該当することから、同法第6条に規定されているとおり、美容師でなければ、これを業として行うことはできないと考えられる。

(記載要領)

「3. 新事業活動に係る事業の概要」、「4. 確認の求めの内容」及び「5. 確認の求めに対する回答の内容」中、事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

美容師法に係る無免許営業及び無届け美容所に係る実態調査 概要

1. 調査概要

○調査期間：令和6年12月5日（木）～1月16日（木）

○調査対象：都道府県、保健所設置市、特別区（計157自治体）

○調査内容：直近3カ年（令和3年度～令和5年度）における美容師の**無免許営業者**（※）及び**無届け美容所**の疑い事例の把握状況

※美容師の免許を受けずに、美容師法に規定する美容（パーマントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること）の業を行っている者

2. 調査結果

無免許営業

（1）把握した事例の有無 （自治体）

有	無
117	40

（2）把握方法 （件）

	R 3	R 4	R 5	合計
①保健所による巡回指導等	9	17	24	50
②他の行政機関等からの通報	6	5	9	20
③利用者・周辺住民からの通報	82	75	90	247
④その他の通報等	73	84	115	272
合 計	170	181	238	589

※「④その他の通報等」は、匿名通報、従業員の内部通報、同業者からの通報、元従業員の通報 等

（3）対応状況 （件）

	R 3	R 4	R 5	合計
①行政指導の結果、自主的に営業をやめた	138	146	193	477
②行政指導を継続中である	4	7	13	24
③警察に通報した	1	1	0	2
合 計	143	154	206	503

無届け美容所

（1）把握した事例の有無 （自治体）

有	無
115	42

（2）把握方法 （件）

	R 3	R 4	R 5	合計
①保健所による巡回指導等	23	34	48	105
②他の行政機関等からの通報	5	2	6	13
③利用者・周辺住民からの通報	39	46	70	155
④その他の通報等	67	112	84	263
合 計	134	194	208	536

※「④その他の通報等」は、匿名通報、本人からの相談等、同業者からの通報、従業員の内部通報 等

（3）対応状況 （件）

	R 3	R 4	R 5	合計
①行政指導の結果、当該美容所が閉鎖された	55	55	80	190
②行政指導の結果、届出がされた	63	75	87	225
③行政指導を継続中である	2	13	14	29
合 計	120	143	181	444

「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応

令和5年7月4日
厚生労働省
医薬・生活衛生局
生活衛生課

美容師の養成制度について、令和3年7月の規制改革推進会議投資等ワーキンググループでの指摘を踏まえ、「美容師の養成のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）で議論を行い、令和4年3月の検討会において「美容師養成の改善に関する当面の方針」（以下「当面の方針」という。）が了承され、当面の方針に沿って美容師養成の改善に向けて取り組むこととされた。その後、同年6月に「規制改革実施計画」が閣議決定され、また、同年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」（令和4年8月29日生食発0829第1号）を発出したところである。

美容師養成の改善に向けた当面の方針に係る令和5年度以降の対応については、厚生労働省において、関係者の協力を得ながら、以下のように取り組むこととする。

（1）国家試験（実技試験）の改善

① 「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入のために必要な取組の推進等

〈当面の方針の記載〉

- ・ 公益財団法人理容師美容師試験研修センター（以下「試験センター」という。）に対して、実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関し、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにするよう要請する。併せて、他の実技試験課目（ヘアカラーなど）についても、引き続き検討・研究を進めるよう要請する。
- ・ 都道府県を通じて、養成施設に対し、美容実習において、「まつ毛エクステンション」を含めた必修の基本的な技術を確実に身に付けさせるよう、公益社団法人日本理容美容教育センター（以下「教育センター」という。）の協力を得ながら、改めて徹底するよう周知する。

（試験センターにおける検討）

- ・ 令和4年5月に厚生労働省から公益財団法人理容師美容師試験研修センター（以下「試験センター」という。）に「美容師国家試験（実技試験）の見直しに向けた検討について（要請）」（令和4年5月18日生食発0518第1号）を発出し、「実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関し、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにする」、「他の実技試験課目（ヘアカラーなど）についても、引き続きの検討・研究を進める」ことを要請した。
- ・ これを受けて、試験センターにおいて、「まつ毛エクステンションの実技試験課題導入に関するワーキングチーム」が設置され、「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入について技術的な観点から検討が行われ、令和5年3月22日に「まつ毛エクステンションの実技試験導入に関する報告書」（以下「報告書」という。）が示された。

(美容師養成施設における教育)

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、必修課目の美容実習でまつ毛エクステーションを含めた基本的な知識・技術を確実に身に付けさせるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。
- ・ 「まつ毛エクステーション」については、これまでに健康被害等の相談が国民生活センター等に多数寄せられ、危害防止のための周知・指導監督等が行われてきたところであり、平成24年度から、公益社団法人日本理容美容教育センター（以下「教育センター」という。）の美容技術理論の教科書において「まつ毛エクステーション」が記載され、平成26年度からは「まつ毛エクステーション」専用の選択課目用教科書が作成された。さらに、「美容師養成施設における教科課目の内容の基準」（平成27年3月31日健発0331第18号通知の別添）の平成29年7月10日付け改正により、美容師養成施設の必修課目の美容技術理論及び美容実習で学ばせる技術に位置付けられ、美容実習の項目では「メイクアップ、まつ毛エクステーションなど、その他の基本的な顔部及び頸部技術を確実に身に付けさせること」とされた。平成30年度から教育センターの美容実習の教科書にも「まつ毛エクステーション」が記載された。
- ・ これらを受けて、美容師養成施設において「まつ毛エクステーション」に係る教育の充実が行われてきたが、令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、上述の基準が改正され3年しか経過していないこともあり、選択課目も含めた実技課目で教えている養成施設は86.7%となっているが、そのうち、必修課目の美容実習の項目として教えている美容師養成施設は49.0%にとどまっている。
- ・ 「まつ毛エクステーション」による健康被害を含む保健所等への相談件数は、以下のとおり、減少傾向にあるが、依然として健康被害の相談があり、安心・安全な施術実施のため、美容師養成施設における必修課目の美容実習で「まつ毛エクステーション」が教育されるよう取り組むことが必要である。

参考：「まつ毛エクステーション」による健康被害を含む保健所等への相談件数

令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
40件 (美容師22件、 資格なし12件、 資格不明6件)	49件 (美容師23件、 資格なし13件、 資格不明13件)	105件 (美容師48件、 資格なし34件、 資格不明23件)	83件 (美容師33件、 資格なし25件、 資格不明25件)	143件 (美容師68件、 資格なし51件、 資格不明24件)

(令和5年度以降の対応)

- ・ 美容師養成施設における「まつ毛エクステーション」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- ・ 「まつ毛エクステーション」の実技試験への導入については、報告書で試験室内の環境維持、美容師実技試験委員の養成、実技試験実施期間の延長、実技試験受験料の見直し、実施時期等の課題が指摘されている。実技試験への導入に当たっては、全国美容師養成

施設において生徒が当該課題を美容実習で学んでいることが前提となるが、現時点では「まつ毛エクステンション」を必修課目の美容実習の項目として教えているのは、美容師養成施設の42.5%（＝86.7%×49.0%）にとどまっている。このような状況において、現時点で「まつ毛エクステンション」を実技試験に導入することは困難であり、まずは、全国美容師養成施設において必修課目の美容実習で「まつ毛エクステンション」の教育が行われるよう取り組んだ上で、全国美容師養成施設において生徒が当該課題を美容実習で学んでいる状況が確認された段階で、関係者の意見を聞き、「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入の判断をして、具体的なプロセスについて検討することとする。

- ・ 他の実技試験課目（ヘアカラーなど）については、令和4年5月の厚生労働省の要請を踏まえ、試験センターにおいて引き続き検討・研究を進める。

② 「オールウェーブ」を含む実技試験で問うべき課目の整理等

〈当面の方針の記載〉

- ・ ①の取組みを進めつつ、「オールウェーブ」を含む現行の実技試験課目について、今後も問うべき課目とすべきか令和5年度の早期に整理する。
- ・ 他方、オールウェーブは、美容に必要な技術であり、授業の中でしっかり教えるべきであることは確認できたことから、都道府県を通じて、養成施設に対し、「オールウェーブ」の学習の際などに、その意義や将来の活用場面などを含めて教育するよう要請する。

（美容師養成施設における教育）

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、生徒が「オールウェーブセッティング」を学習する際、単に知識・技術の習得や実技試験に向けた対応だけでなく、その意義や将来の活用場面なども含めて教育が行われるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。

（令和5年度以降の対応）

- ・ 現行の実技試験課目の課題の一つである「オールウェーブセッティング」は、当面の方針で確認したとおり、美容に必要な技術であり、美容師養成施設の授業の中でしっかり教えるべきものである。美容師養成施設において「オールウェーブセッティング」の教育が意義や将来の活用場面なども含めて行われるよう、教育センターにおいては、令和5年4月の教科書から、ウェーブを基調としたヘアセッティング技術を応用して作成したヘアスタイルの写真を掲載しており、どの技術がどのように活用されているか学習できるようにしている。美容師養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- ・ 「オールウェーブセッティング」を含む現行の実技試験課目については、第一課題がカットであり、第二課題がワインディング又は「オールウェーブセッティング」を試験回ごとに都度抽選により決定することとなっている。
- ・ 令和3年12月及び令和4年2月に美容師を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、働いている店舗で提供している技術について、カットは美容師の72.3%、パーマメントウェービングは美容師の67.8%、ヘアセッティングは美容師の

64.4%が提供していると回答している。また、実技試験について、カット、ワインディングは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当」という回答がそれぞれ 84.8%、82.4%となっている。他方で、「オールウェーブセッティング」について、ピンカールは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当」という回答が 26.6%、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が 51.1%、フィンガーウェーブは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当」という回答が 15.8%、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が 61.4%となっている。

- ・ さらに、令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、カット、ワインディングは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である」という回答がそれぞれ 87.6%、87.6%となっている。他方で、「オールウェーブセッティング」について、ピンカールは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である」という回答が 51.1%、「現在の美容ニーズとは必ずしも一致していない」という回答が 44.2%、フィンガーウェーブは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である」という回答が 39.1%、「現在の美容ニーズとは必ずしも一致していない」という回答が 54.1%となっている。
- ・ 実技試験課題は以下の基本的事項に沿うことが重要であるが、上記の調査結果においても、多くの美容師が、カット、パーマネントウェービング、ヘアセッティングを提供しており、現在の実技試験課題については、基本的にはこれに沿っているものと考えられる。
 - ・ 美容師としての基礎的技術を検証するのに必要な技法が試験内容に十分含まれていること
 - ・ 養成課程で教育を受ける基礎的技術を基本とすること
 - ・ 美容業界の動向、社会的ニーズにも応えられる技術であること
 - ・ 受験者への負担が過度にならないこと
 - ・ 審査の基準が明確であり、試験委員が一律（一定）の基準で審査でき、恣意的（主観的）な評価が入りにくいこと
- ・ 他方で、現行の実技試験課題である「オールウェーブセッティング」は、美容に必要な基礎的技術の集約であり、美容師養成施設の授業の中で確実に身につけさせるべきものであるが、実技試験課題としては、上記の調査結果も踏まえ、様々なヘアセッティング技術に広く対応していくことが必要である。以上のことから、厚生労働省としては、「オールウェーブセッティング」について、その要素も含め、より幅広く美容師としての基礎的技術を検証することができる試験とする必要があると考える。そこで、実技試験課題としては、第一課題はカット、第二課題はワインディング又は上記の基本的事項も踏まえて「オールウェーブセッティング」の内容を見直した課題を試験回ごとに都度抽選により決定するものとする。新たな課題（現行の「オールウェーブセッティング」の内容を見直した課題）の名称は、課題の内容に相応しいものとする。
- ・ 実技試験課題である「オールウェーブセッティング」の内容を見直すに当たり、具体的な課題の内容は、美容業界の動向・社会的ニーズ、養成課程で行う教育内容、受験者の負

担、審査基準等を踏まえ、美容師としての基礎的技術を検証するために必要な技法を組み合わせたものにする。

- ・ この見直しについて、試験センターにおいて、上記の実技試験課題の基本的事項を踏まえて、具体的なヘアスタイル、技術の条件、解説・図解、採点項目、採点方法、採点基準、審査マニュアル等を検討するよう、厚生労働省から試験センターに対して要請する。その際、併せて、実技試験課題の「オールウェーブセッティング」の内容の見直しに当たって必要な試験委員の追加を要請する。
- ・ 実技試験課題の「オールウェーブセッティング」の内容の見直しは、以下のスケジュールで実施できるよう、関係者の協力を得ながら、検討を進める。
 - ・ 試験センターにおいて、実技試験部会で検討を開始し、令和6年度中に報告書を取りまとめ
 - ・ 令和7年度までに、技術の条件及び審査マニュアルを策定
 - ・ 令和8年度から、実技試験委員への周知・指導、美容師養成施設の教員への周知・指導、美容師養成施設における準備等を実施
 - ・ 令和9年度から、美容師養成施設において実技試験課題の見直し後の内容に対応した教育を開始
 - ・ 令和11年2月の国家試験から、実技試験課題の見直し後の内容の国家試験を実施（令和11年2月、8月の国家試験では見直し前の内容の試験も実施）
- ・ 受験者は実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付することとなっており、試験センターにおける事業の収支状況、受験手数料の積算根拠等の点検を行い、必要な場合は受験手数料の見直しを検討する。

(2) 養成段階の知識技能の取得の推進

① 美容実習全体について

〈当面の方針の記載〉

- ・ 都道府県を通じて、養成施設に対し、美容実習について、必修課目を網羅するとともに、試験課題に偏らない、就職先のニーズも踏まえたものとなるよう、徹底する。これに当たっては、教育センターの協力を得ながら行う。

(美容師養成施設における教育)

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容実習について、美容師国家試験の課題に偏らず、「美容師養成施設における教科課目の内容の基準」の各項目の内容を網羅的に教育するとともに、就職先のニーズも踏まえた内容となるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。

(令和5年度以降の対応)

- ・ 美容師養成施設において美容実習が、美容師国家試験の課題に偏らず、必修課目の内容を網羅して、就職先のニーズも踏まえた内容で行われるよう、美容師養成施設における必修課目の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。

② 美容所における実務実習について

〈当面の方針の記載〉

- ・ 都道府県を通じ、養成施設に対し、一定の条件の下で美容行為を行うことが可能であることを改めて周知する。
- ・ 教育センターの協力を得ながら、効果的な実務実習の好事例（養成施設と美容所の十分な連携、実務実習計画など）について 収集し、周知する。また、実務実習時間など現行の取扱いについて課題やニーズを把握した上で、より成果の上がる実務実習のための取組で速やかに実施可能なものは、令和4年度中から進める。

（美容師養成施設における教育）

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容所における実務実習について、「美容師養成施設における教科科目の内容の基準」において、「管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその付随する作業（実務実習）を行うことが望ましいこと」とされており、通知に示す一定の条件の下で美容行為を行うことは可能であることについて、美容師養成施設において認識いただくよう依頼した。

（令和5年度以降の対応）

- ・ 令和3年12月及び令和4年2月に美容師を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、美容所における実務実習を経験した美容師は、26.7%が「業務に活かされていると感じる」と回答し、32.3%が「ある程度業務に活かされていると感じる」と回答している。また、令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、美容所における実務実習を行っている美容師養成施設は、68.8%が「有効と感じる」と回答し、28.8%が「やや有効と感じる」と回答している。
- ・ 美容師養成施設の美容所における実務実習が有効に行われるよう、美容師養成施設の美容所における実務実習の実施状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- ・ また、令和5年度に、厚生労働省において、美容師養成施設の美容所における実務実習について、好事例（美容師養成施設と美容所の連携、実務実習計画等）、課題、ニーズ等を調査し、より成果の上がる実務実習を美容師養成施設や美容所等に周知する。

(3) 養成段階から就業後の人材育成の連携・接続

〈当面の方針の記載〉

- ・ 養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、
 - i 全国レベルの取組に対して厚生労働省も参画し、充実を図る。
 - ii 地域レベル、養成施設単位において養成施設と経営者（団体）との連携を促進することとし、まずは、モデルとなるような取組を収集し、普及を図る。
- ・ 美容所における人材育成（社会保険の加入、労働基準の遵守を含む）の取組を推進するため、これらの重要性についての経営者への普及を図る。
- ・ 教育センターの協力を得ながら、養成施設による就業後のアフターフォローについて、モデルとなるような取組を収集し、普及を図る。

（令和5年度以降の対応）

- ・ 養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、令和5年度に、厚生労働省において、美容師養成施設と美容所の養成段階と就業後の人材育成の連携・接続（美容師養成施設の美容所における実務実習、美容師養成施設の就業後のフォロー一等を含む。）について、好事例を調査し、美容師養成施設や美容所等に周知する。
- ・ また、美容所における人材育成（社会保険の加入、労働基準の遵守を含む。）の取組を推進するため、これらの重要性について、厚生労働省において通知を発出する。

理容師及び美容師の養成のあり方等の見直しに係る中間とりまとめ

令和7年5月28日

第1 はじめに

理容師法（昭和22年法律第234号）において、理容師とは理容を業とする者、美容師法（昭和32年法律第163号）において、美容師とは美容を業とする者をいう。理容師及び美容師の国家資格を取得するには、理容師法及び美容師法に基づき都道府県知事の指定した理容師養成施設及び美容師養成施設（以下「養成施設」という。）において、昼間課程及び夜間課程は2年以上、通信課程は3年以上、理容師及び美容師になるのに必要な知識及び技能を修得し、理容師試験及び美容師試験に合格する必要がある。

理容師制度及び美容師制度については、社会情勢の変化や科学技術の進歩等を踏まえ、これまで累次にわたり見直しが行われてきたところであり、平成29年の制度改正では、理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするための教科課程（以下「修得者課程」という。）の創設など見直しが行われた。

理容師制度及び美容師制度のあり方等について幅広く審議することを目的として、令和6年6月に厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の下に設置された理容師・美容師専門委員会（以下「本専門委員会」という。）では、平成29年の制度改正から一定期間が経過したことや、「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」（令和6年6月4日国家戦略特別区域諮問会議（第63回））¹等を受け、時代のニーズに沿った理容師及び美容師の養成制度のあり方について、当面、重点的に検討を行うこととした。

これまで関係団体のヒアリングを含めて5回にわたり議論を行い、今般、一定の方向性が得られた点について早期に実現に向けて取組を推進する観点から、これまでの検討内容について整理し、中間とりまとめを行った。

第2 理容師及び美容師の養成のあり方等の見直しについて

I 検討にあたっての視点

理容業及び美容業は、国民生活に欠かせないサービスであり、今後とも、高

¹ 「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」（令和6年6月4日国家戦略特別区域諮問会議（第63回））＜抜粋＞

1. 新たに講ずべき具体的な施策

- (1) 地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集に関する規制・制度改革事項
- (2) 「金融・資産運用特区」関連の規制・制度改革事項
- (3) (1) 及び (2) 以外の規制・制度改革事項

③理容師制度における養成方法の検討

- ・理容師の担い手確保、高度化・多様化する消費者ニーズに沿ったサービスの提供による理容業界の活性化等の観点から、理容師養成制度における修学の在り方について、広く関係者の意見を聴取する検討の場において、2024年度中に具体的な検討を行う。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/dai63/shiryous3.pdf>

度化・多様化する消費者ニーズに対応したサービスを提供できる理容師及び美容師を養成・確保していく必要がある。

他方、今後、生産年齢人口が急速に減少し、様々な産業分野で人材確保が大きな課題となる中で、理容業及び美容業を、将来にわたって若者にとって魅力的な職業とするとともに、理容師及び美容師の養成制度について、少子高齢化の進展や近年の離職動向²にも留意しつつ、人材の確保・定着に資する仕組みとしていくことがより一層重要となっている。

本専門委員会では、これらの課題を踏まえ、今後の理容師及び美容師の養成制度のあり方に関し、検討の視点及び論点項目を下記のとおり整理しつつ、各論点項目に係る見直しの方向性について議論を行った。

検討の視点	論点項目
①消費者ニーズの高度化・多様化に対応した養成カリキュラムの推進 ・コアとなる基礎知識・技術の習得をベースとしつつ、幅広い理容・美容サービスの学習機会確保	1. 必修課目と選択課目の履修内容について【検討の視点①②関連】 2. 養成施設における実習のあり方について【検討の視点①②関連】
②「養成施設の教育」から「理容所・美容所への就業」の円滑な移行の推進 ・理美容業界でのミスマッチによる離職防止、人材定着の推進	3. 養成段階と就職後の人材育成の連携・接続について【検討の視点②関連】
③社会環境の変化に対応した、養成施設の運営の安定化の推進 ・人口減少下においても、将来にわたり全国で有能な人材を安定的に輩出する方策 ・ICT 技術の発展等を踏まえた効率的・効果的な履修方法の活用促進	4. 同時授業の特例の取扱いについて 5. 遠隔授業の実施について
④平成 29 年の制度改正に関連した課題への適切な対応 ・新設した修得者課程との均衡 等	6. 通信課程における面接授業の特例の取扱いについて（平成 29 年の制度改正関連）

² 「新規短大等卒就職者の産業別離職状況（令和 3 年 3 月卒）」（厚生労働省人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室）によると、3 年目までの離職者の割合について、「全産業」の 45%に対し、理容業及び美容業を含む「生活関連サービス業、娯楽業」は 62%となっている。

「理容師・美容師の養成施設卒業後の離職状況」（公益社団法人理容美容教育センター：令和 6 年 8 月調査）によると、3 年以内に理容所及び美容所を退職した者の割合は 40.9%で、このうち、他の理容所及び美容所に転職した割合は 46.4%となっている。

「美容サロン就業実態調査（2024 年）」（リクルート ホットペッパービューティー）によると、初職が美容師の就業期間について 3 年未満が 36.7%となっており、初職が美容師の転職先について美容師が 55.4%、美容関連以外の職業が 27.9%となっている。

II 各論点項目における検討内容について

1. 必修課目と選択課目の履修内容について

(1) 制度の現状

養成施設における教科課程は必修課目及び選択課目で構成されている。

必修課目については、関係法規・制度、衛生管理、保健、香粧品化学、文化論、理容（美容）技術理論、運営管理、理容（美容）実習の8課目で構成され、理容師又は美容師になるのに必要な知識及び技能を修得する課目とされている。

選択課目については、幅広い教養を身に付け、人間性豊かな人格の形成や保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚をかん養するものとして、「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第17号厚生労働省健康局長通知。平成29年3月31日一部改正）及び「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第18号厚生労働省健康局長通知。平成29年3月31日一部改正）

（以下「教科課程の基準の運用」という。）に示す課目の例を参考に、養成施設において独自に設定する課目とされている。

(2) 見直しの方向性

理容師及び美容師の養成に当たって必須となる知識及び技能の修得を図る必修課目の履修を中核としつつ、多様な消費者ニーズを踏まえ、各養成施設において、選択課目を柔軟に設定・活用し、特色ある教育を促進することが重要である。

このため、将来、理容業及び美容業に従事するに当たり、習得すべき実践的内容への重点化を促進する観点から、「教科課程の基準の運用」で例示されている選択課目に関して、以下の見直しを令和8年度からの実施を目途に検討すべきである。

- ① 卒業後の理容業界・美容業界への定着を促進する観点から、必修科目の「運営管理」での接客等に関する教育に加えて、早期から自身のキャリアデザインを促すためのキャリア指導や就職活動、就業に必要な接客マナーや苦情処理など消費者対応に関する教育を実施する課目の設定が可能であることを明示。
- ② 一般教養課目群の「社会福祉」において、高齢化の進展等による社会情勢の変化も踏まえた知識の向上を図るとともに、様々な客層に対応できる人材を養成する観点から、理容所及び美容所における高齢者や障害者の接客対応、外出が困難な高齢者等に対する出張理容及び出張美容などに係る教育内容の充実。

2. 養成施設における実習のあり方について

(1) 制度の現状

「教科課程の基準の運用」においては、養成施設内での実習を原則としつつ、実地に役立つバランスの取れた理容技術又は美容技術を身に付けさせるとともに、実務経験を通じて、専門職業人としての自覚を促す観点から、必修課目の理容実習又は美容実習において、生徒の技術習熟状況に応じ、養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理理容師又は管理美容師を配置する理容所又は美容所において、理容所又は美容所に従事する理容師又は美容師の適切な指導監督の下、理容行為又は美容行為及びその附随する作業（以下「実務実習」という。）を行うことが望ましいとされている。

実務実習の開始時期は、入所後概ね6か月経過後とされており、実務実習を行う場合は、年間60時間（通信課程の生徒のうち理容所又は美容所に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間）を超えない範囲で実施する必要がある。

また、実務実習を実施する上での留意事項に準ずることを条件に、選択課目（専門教育課目）において校外実習を行うことも可能とされており、校外実習は、教科課目の区分ごとに養成施設が定める単位数（授業時間数）の5分の1を超えない範囲で行うこととされている。

(2) 見直しの方向性

消費者ニーズが高度化・多様化する中、就業後のミスマッチ防止や人材の定着促進の観点から、養成段階において現場で求められる技術や就業態度等を学ぶ機会の必要性及び重要性は増していると考えられる。

このため、各養成施設において、まずは選択課目の枠組みを柔軟に活用しながら、こうしたニーズに対応した教育を推進することが期待される。

また、これまでに「職業実践専門課程」³の認定を受けた養成施設が全体の約4割に達するなど、近年、各地域において理美容業界との連携体制の下で授業科目等の編成や実習等を実施する取組も一定程度広がりを見せており、こうした状況にも留意しつつ、以下の見直しを進める必要がある。

① 共通事項（必修課目・選択課目）について

「教科課程の基準の運用」に示す一定の条件の下で理容行為又は美容行為を行うことが可能であることを含め、実務実習及び校外実習の積極的な活

³ 専修学校の専門課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行う課程として、文部科学大臣が認定する制度。平成26年度から制度開始。

用を速やかに周知するべきである。

② 選択課目（一般教養課目）について

選択課目（一般教養課目）において、福祉施設や地域におけるボランティア活動などの機会を更に活用することを速やかに周知するべきである。

③ 選択課目（専門教育課目）について

実習は養成施設内での実施を原則とすることは、選択課目においても同様であるが、養成施設における特色ある教育の一環として、現場で求められる技術や態度等を重点的に学ぶ機会を提供する選択課目（専門教育課目）の設定を弾力的に行うことができるよう、校外実習の単位数（授業時間数）の上限のあり方について、「教科課目の区分ごと」に5分の1を超えない範囲から、「選択課目（専門教育課目）全体」で合計が5分の1を超えない範囲への見直しを令和8年度からの実施を目途に検討するべきである。

④ 必修課目（実務実習）について

実務実習について、理容師又は美容師の養成の骨格となる必修課目（理容実習又は美容実習）の一部としての位置づけを十分に踏まえつつ、養成施設の判断において、実践的能力等の習得に向けた多様な学習機会を確保するための工夫として、地域の理容所又は美容所との連携の下、現行の上限時間を超えて実務実習を行うことを可能とすることが考えられる。

なお、上限時間の見直しに当たっては、必修課目の一部としての位置づけに照らし、実務実習の受入先となる理容所又は美容所によって、生徒の習得内容に隔たりが生じないように、実務実習の質の確保に向けた環境整備の方策も併せて、引き続き検討を進めるべきである。

3. 養成段階と就職後の人材育成の連携・接続について

（1）制度の現状

「美容師の養成のあり方に関する検討会」⁴でとりまとめた「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応（令和5年7月4日）⁵に基づき、養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて美容師養成施設における教育状況等に関する調査を行い、公表することとされている。令和5年度調査結果⁶については、令和6年9月に厚生労働省ホームページで公表し、都道府県や美容師養成施設、美容所に周知を行った。

令和6年度は、調査対象に理容師養成施設も加え、養成施設の教育状況等

⁴ 美容師の養成のあり方に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/biyoushihou-kentoukai_00004.html

⁵ 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応（令和5年7月4日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001117223.pdf>

⁶ 美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度調査結果について（令和6年9月20日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001403716.pdf>

に関する調査を行ったところであり、今後、厚生労働省ホームページで公表し、都道府県や養成施設、理容所及び美容所に周知を行うこととしている。

(2) 見直しの方向性

養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、上記の実態調査により、引き続き、養成施設の教育状況等を把握し、都道府県や養成施設、理容所及び美容所に周知するべきである。

また、理容所及び美容所における入職後の人材育成の取組推進の重要性について、関係団体の協力を得ながら、速やかに周知するべきである。

4. 同時授業の特例の取扱いについて

(1) 制度の現状

理容師養成施設と美容師養成施設では、理容師法又は美容師法等の関係法令に基づき、それぞれ必要な施設、教室、教員等を確保した上で、別々に授業を行うことが想定されている。

しかしながら、近年の理容師試験及び美容師試験の受験者数の減少や理容師養成施設の休止・廃止などを踏まえ、理容師養成施設の運営の安定化の観点から、平成 22 年 1 月に同時授業の特例が創設された。

設立者を同じくする理容師養成施設及び美容師養成施設（以下「併設校」という。）においては、理容師養成施設の入所者数が一定数を下回る場合、理容師養成課程及び美容師養成課程の生徒は、いずれの養成施設にも勤務する教員から、同時に授業を受けることが可能となった。

実施要件は、特例の創設時には、理容師養成施設の入所者数が「前年及び前々年の入所者数がいずれも 15 人未満」とされ、平成 28 年 5 月に「前年又は前々年のいずれか一方の年において 15 人未満であり、かつ、他方の年において 20 人未満」に緩和された。

令和 6 年 12 月に厚生労働省が都道府県を対象に行った調査によると、令和 3 年度から令和 5 年度の併設校において、理容師養成施設の入所者数が上記の同時授業の実施要件に合致しない割合は 3 割程度⁷であった。

なお、令和 6 年 4 月 1 日時点で、理容師養成施設単独校は 22 施設（平成 28 年度比▲10 校）、併設校は 78 施設（平成 28 年度比＋4 校）となっており、併設校は同時授業の実施要件を緩和した平成 28 年度から微増であるが、理容師養成施設単独校は大きく減少している。

(2) 見直しの方向性

将来にわたって地域に理容業及び美容業に必要な人材を輩出できるよう、

⁷ 令和 3 年度及び令和 4 年度の昼間課程では 28% (20/71 施設)、通信課程では 29% (19/66 施設)、令和 4 年度及び令和 5 年度の昼間課程では 30% (22/72 施設)、通信課程では 33% (21/64 施設)

急速な少子化の進行や教員確保難への早急な対応として、同時授業の実施要件の更なる緩和を検討すべきである。

5. 遠隔授業の取扱いについて

(1) 制度の現状

養成施設における授業の方法として、これまで厚生労働省から、養成施設における遠隔授業の取扱いを個別に示した通知等は示されていないが、養成施設の多くは専修学校であり、専修学校については、専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）や「専修学校設置基準第 12 条第 1 項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件」（平成 18 年文部科学省告示第 24 号）等において、一定の要件の下で遠隔授業を行うことが可能とされている。

(2) 見直しの方向性

近年の情報通信技術の発展等を踏まえ、対面授業に相当する教育効果を維持しつつ、養成施設や生徒が多様な履修方法を選択することができるよう、実習を主たる要素とする理容師養成課程及び美容師養成課程の性格等を勘案した上で、速やかに養成施設における遠隔授業の取扱いや運用を明確化すべきである。

6. 通信課程における面接授業の特例の取扱いについて

(1) 制度の現状

通信課程における授業方法は、「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」（平成 20 年厚生労働省告示第 42 号）及び「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」（平成 20 年厚生労働省告示第 47 号）（以下「基準告示」という。）において、通信授業（教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業）及び面接授業（養成施設における講義、演習、実験又は実技による授業）の併用により実施することとされている。

このうち、面接授業については、120 単位以上（600 時間以上）の履修が必要とされているが、基準告示において、理容所又は美容所に常勤で補助的な作業に従事している者である生徒（以下「常勤従事者」という。）については、60 単位以上（300 時間以上）の履修で足りるとする特例が規定されている。

本特例については、基準告示の運用を示した「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について」（平成 27 年 3 月 31 日健発 0331 第 15 号厚生労働省健康局長通知。平成 29 年 7 月 10 日一部改正）及び「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について」（平成 27 年 3 月 31 日健発 0331 第 16 号厚生労働省健康局長通知。平成 29 年 7 月 10 日一部改正）（以下「通信課程における授業方法等の基準の運用」という。）にお

いて、平成 39 年度（令和 9 年度）までに一般の生徒と同基準に見直すことが示されている。

（２）見直しの方向性

通信課程の修得者課程や他の養成課程（昼間・夜間）における実習の単位数（時間数）との均衡を踏まえた場合、本特例の見直しそのものは必要と考えられるが、本専門委員会における議論では、現状では本特例の見直しに係る周知が十分に行われているとは言えないことや、見直しの内容等について、養成施設、通信課程の生徒及び当該生徒が常勤で補助的作業に従事している理容所及び美容所などの現場の負担等を十分に考慮する必要性が指摘された。

このため、本特例の対象となる理容所及び美容所での常勤従事者の就業実態等を把握した上で、履修内容の減免の妥当性等について評価・検討を行い、その結果を踏まえ、今後、常勤従事者が通信課程において履修すべき適切な単位数（時間数）の設定を行うべきである。

なお、上記の評価・検討プロセスには一定の期間を要すると考えられることから、当該期間に応じて「通信課程における授業方法等の基準の運用」に示す本特例の適用期限（令和 8 年度末）を延長した上で、評価・検討プロセス後の本特例の見直し方針について、関係者に十分な周知を図った上で施行すべきである。

第 3 おわりに

理容業及び美容業は、国民の日常生活に身近で欠かすことのできない営業であり、これまでも理容師及び美容師の養成制度に関する見直しは、適時適切に行われたところであるが、近年の消費者ニーズの多様化や技術の高度化などへ対応できる理容師及び美容師を養成することが求められている。

このような中、消費者の多様なニーズに応えつつ、衛生面、安全面に十分配慮した見直しを行うことは、国民生活に必要な理容業及び美容業全体の振興を図ることとなり、その結果、より一層の国民生活の質の向上を図ることが可能となるものとする。

厚生労働省においては、本中間とりまとめを踏まえ、関係制度の見直しを含めた必要な措置を講じ、次代の理容師及び美容師の人材育成に一層尽力されることを期待する。

また、本専門委員会においては、今後、本中間とりまとめを踏まえた取組の進捗の確認を随時行うとともに、更なる検討が必要と整理した課題については、引き続き、今後の見直しの方向性を明確にする観点で必要な議論を行っていく。

なお、本専門委員会では、これまで 5 回にわたり、理容師及び美容師の養成制度を重点的な検討対象としてきたが、議論の中で、消費者ニーズの変化や少子

高齢化の進展等を踏まえ、今後の理容業及び美容業の諸課題について検討する必要性を指摘する意見があった点に留意が必要である。

(別紙1) 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会委員名簿(五十音順)

- 遠藤 弘良 公益財団法人理容師美容師試験研修センター理事長
- 大森 利夫 全国理容生活衛生同業組合連合会理事長
- 谷本 穎昭 公益社団法人日本理容美容教育センター理事長
- 内藤 由紀子 北里大学医療衛生学部教授
- 芳賀 康浩 青山学院大学経営学部教授
- 藤田 由紀子 学習院大学法学部政治学科教授
- 藤原 國明 全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長
- 増田 悦子 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
- 松野 玲子 生活協同組合パルシステム東京理事長
- 宮崎 孝治 江戸川大学学長

○は委員長

(別紙2) 専門委員会の開催状況

- 第1回 令和6年 6月18日
1. 理容師・美容師専門委員会の設置・運営等について
 2. 理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向について
 3. 当面のスケジュール（案）について
- 第2回 令和6年 9月12日
1. 検討に当たっての主な論点（案）
 2. 美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度調査結果の報告
 3. 関係団体からの意見聴取①
(一般社団法人日本ビューティー創生本部)
- 第3回 令和6年 12月25日
1. 関係団体からの意見聴取②
(国際理容美容専門学校、岩手理容美容専門学校)
- 第4回 令和7年 2月28日
1. 理容師・美容師の養成のあり方に関する今後の検討に向けた整理（案）について
- 第5回 令和7年 4月24日
1. 理容師・美容師の養成のあり方等の見直しに係る中間とりまとめ（案）について

事務連絡
令和7年7月24日

各都道府県生活衛生担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

美容師養成施設及び理容師養成施設の教育状況等に関する令和6年度調査結果
について

美容師養成の改善については、厚生労働省の「美容師の養成のあり方に関する検討会」において検討を行い、令和5年7月4日に『「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応』をとりまとめ、この中で、厚生労働省は都道府県を通じて、美容師養成施設の教育状況等に関する調査を行い、公表することとされています。

令和6年度は、美容師養成施設の教育状況等に加え、理容師養成施設の教育状況等についても把握するため、「美容師養成施設及び理容師養成施設の教育状況等に関する実態調査について（依頼）」（令和6年11月29日厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）（別添1）に基づき、各都道府県から貴管内の美容師養成施設及び理容師養成施設に調査依頼を展開いただいたところ、今般、厚生労働省において、令和6年度の調査結果をとりまとめ、厚生労働省ホームページにて公開しましたのでお知らせいたします。

また、各都道府県知事におかれては、「美容師養成の改善について」（令和4年8月29日生食発0829第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官。以下「審議官通知」という。）（別添2）により、貴管内の美容師養成施設に対して、美容師養成施設における美容実習のあり方について周知徹底いただいたところとす。

加えて、今般、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会においてとりまとめられた「理容師及び美容師の養成のあり方等の見直しに係る中間とりまとめ」（以下、「中間とりまとめ」という。）（別添3）において、養成施設における実習のあり方について、必修課目の実務実習や選択課目（専門教育科目）の校外実習の積極的な活用や、選択課目（一般教養課目）での福祉施設や地域におけるボランティア活動などの機会を更に活用することを速やかに

周知すべきとされたところです。

貴課におかれましては、本調査結果や審議官通知、中間とりまとめを踏まえ、

- ・ 必修課目の美容実習において、まつ毛エクステンションを含めた各項目の基本的な知識・技術を網羅的に身に付けること
- ・ 本調査結果によれば、管理理容師・管理美容師を配置する理容所・美容所において、一定の理容行為・美容行為を行わせている養成施設がある一方で、その多くは、受付業務や店内掃除等、客に触れない範囲の業務を行わせている養成施設がある状況である。美容所における実務実習については、審議官通知で周知しているところ、理容所における実務実習についても、「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成 27 年 3 月 31 日健発第 0331 第 18 号厚生労働省健康局長通知。以下「健康局長通知」という。）の別添第 1 の 8（3）カの実施方針において、「管理理容師を配置する理容所において、当該理容所に従事する理容師の適切な指導監督の下、理容行為及びその附随する作業（以下「実務実習」という。）を行うことが望ましいこと」とされており、健康局長通知に示す一定の条件の下で理容行為を行うことは可能であること
- ・ 選択課目（一般教養課目）において、社会福祉の意義と目的に関して、福祉施設や地域におけるボランティア活動などを通じてその重要性を認識させる観点から、こうした機会の更なる確保に努めること

などについて、貴管内の養成施設に対して改めて周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、令和 7 年度についても、継続して調査を行うことを予定しています。調査時期、調査内容等の詳細についてはおってご案内させていただきますので、引き続きご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

（参考）美容師養成施設及び理容師養成施設の教育状況等に関する令和 6 年度調査結果

厚生労働省 HP リンク

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123853.html>)

（添付資料）

- ・（別添 1）「美容師養成施設の教育状況等に関する実態調査について（依頼）」（令和 5 年 11 月 17 日厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）
- ・（別添 2）「美容師養成の改善について」（令和 4 年 8 月 29 日生食発 0829 第 1 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官）
- ・（別添 3）「理容師及び美容師の養成のあり方等の見直しに係る中間とりまとめ」

生食発 0829 第 1 号
令和 4 年 8 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

美容師養成の改善について

美容師の養成の在り方については、規制改革推進会議投資等ワーキング・グループの「国家試験（実技試験）」や「養成段階の知識技能の取得」等の議論を踏まえ、「美容師の養成のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設け、検討を行ったところです。

今般、令和 4 年 3 月 30 日第 3 回検討会において了承された「美容師養成の改善に関する当面の方針」に基づき、美容師の養成の改善に関して、別紙の事項について、美容師養成施設（以下「養成施設」という。）において徹底が図られるよう改めて周知を行うこととしました。

貴職におかれましては、その趣旨及び内容を十分ご了知の上、貴管下の養成施設に対して周知いただきますようよろしくお願いいたします。

(別紙)

美容師養成の改善について

1. 養成施設における美容実習について

(1) 美容実習全体について

美容実習については、「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」(平成 27 年 3 月 31 日健発第 0331 第 18 号厚生労働省健康局長通知。以下「健康局長通知」という。)の別添第 1 の 8 (1) の実施方針において、「美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身に付けさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせで完成させる技術を習得させること」、「美容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身に付けさせること」、「個々の客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身に付けさせること」とされていること等を踏まえ、美容師国家試験の課題に偏らず、健康局長通知の別添第 1 の 8 (2) の各項目の内容を網羅的に教育するとともに、就職先のニーズも踏まえた内容となるよう、養成施設において徹底を図られるようお願いする。

(2) オールウェーブセッティングの意義や将来の活用場面等の教育について

オールウェーブセッティングについては、検討会において、美容に必要な技術であり、授業の中でしっかり教えるべきであることが確認されたことを踏まえ、学生がオールウェーブセッティングを学習する際、単に知識・技術の習得や実技試験に向けた対応だけでなく、その意義や将来の活用場面なども含めて教育が行われるよう、養成施設において徹底を図られるようお願いする。

(3) まつ毛エクステンションの美容実習における実施について

まつ毛エクステンションについては、美容師法の美容に該当するものであり、的確な知識と技術に基づく施術が必要な美容行為である。検討会の中で示された、「美容師養成のあり方に関する意識調査」(以下「調査」という。)の結果から、現場ニーズの高さがうかがえる。

まつ毛エクステンションは、健康局長通知の別添第 1 において、養成施設の教科課程における必修課目の美容実習の項目として位置付けられているが、調査によれば、必修課目の美容実習の項目として教えている養成施設は、全養成施設の半数程度にとどまっており、安心・安全な施術実施のため、必

修課目の美容実習でまつ毛エクステンションを含めた基本的な知識・技術を確実に身に付けさせるよう、養成施設において徹底を図られるようお願いする。

(4) 美容所における実務実習について

美容所における実務実習については、検討会での議論や調査の結果によれば、管理美容師を配置する美容所において、一定の美容行為を行わせている養成施設がある一方、「美容実習で美容行為は禁止されている」との認識等から、受付業務や店内掃除等、客に触れない範囲の業務を行わせている養成施設がある状況である。

美容所における実務実習については、健康局長通知の別添第1の8(3)力において、「管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその附随する作業（以下「実務実習」という。）を行うことが望ましいこと」とされており、健康局長通知に示す一定の条件の下で美容行為を行うことは可能であることについて、養成施設において認識いただくようお願いする。

2. 公益社団法人日本理容美容教育センターとの協力・連携について

「美容師養成の改善に関する当面の方針」においては、厚生労働省において、公益社団法人日本理容美容教育センター（以下「教育センター」という。）をはじめとする関係者の協力を得ながら、美容師養成の改善に取り組むこととしているため、必要に応じて、教育センターと協力・連携して対応いただくようお願いする。

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局 生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（以下「クリーニング師研修等」という。）は、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）の規定に基づき、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が主催者として都道府県知事の指定を受け、公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）に委託し実施しているところである。

クリーニング師研修等の実施については、貴職をはじめ管内保健所に受講勧奨等のご尽力をいただいているところであるが、依然として受講率の低下が課題であり、「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について」（令和 6 年 5 月 27 日付け厚生衛発 0527 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知）により、クリーニング師に関する正確な情報の把握・台帳の整備、都道府県指導センターへの情報提供、第 2 型研修及び講習も含めた受講勧奨等の対応をお願いしている。

クリーニング師研修等は法令に基づき 3 年を超えない期間ごとの受講が義務とされており、対象となる者を適切に受講させるためには、研修受講予定者名簿の精緻化を図り、全国指導センター及び都道府県指導センターと連携して的確かつ効果的に受講勧奨を進めていく必要がある。

そのため、都道府県におかれては、管内保健所と連携するなど、引き続き、

- （1）クリーニング師に関する正確な情報の把握・台帳の整備（免許証返納の確実な反映等）
- （2）都道府県指導センターへの情報提供（登録番号、氏名、住所等）
- （3）第 2 型（通信制）研修及び講習も含めた未受講者等への受講勧奨等について実施いただくよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、（2）の情報提供については、氏名等の個人情報が含まれるものではあるが、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係条例等の適用に当たっては、本事業の趣旨、目的及び情報を管理する法人等の特性について十分斟酌の上、特段の御配慮をお願いする。

令和6年度 クリーニング師研修の受講者数（実績）

令和7年3月31日

都道府県名	3年度				4年度				5年度				6年度						参考		
			うち2型				うち2型				うち2型		特管(外数)				対令和3年度増減	第12クール			
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	増減数	増減率(%)	受講率(%)		
1 北海道	6	239	2	97	5	128	2	49	6	230	2	116	6	237	2	107			-2	-0.8	41.0
2 青森県	1	105	1	105	2	51	1	34	4	82	1	43	4	95	1	51	1	6	-10	-9.5	47.6
3 岩手県	4	164	1	82	4	58	1	22	5	34	1	8	4	143	1	74			-21	-12.8	66.0
4 宮城県	4	78	2	27	4	56	2	31	4	93	2	43	4	70	2	26			-8	-10.3	44.0
5 秋田県	4	81	1	9	4	69	1	5	4	62	1	16	4	80	1	11			-1	-1.2	54.0
6 山形県	3	68			2	56			2	71			2	71					3	4.4	51.3
7 福島県	1	50			2	97			1	36			1	40					-10	-20.0	30.5
8 茨城県	3	89			4	106			3	138			3	107					18	20.2	35.7
9 栃木県	4	79	2	40	3	67	1	11	3	79	1	7	4	92	1	28			13	16.5	39.6
10 群馬県	2	52			2	67	1	24	2	61			2	50					-2	-3.8	27.3
11 埼玉県	4	187	1	54	4	142	1	9	4	121	1	1	4	178	1	10			-9	-4.8	30.9
12 千葉県	6	215	1	64	7	161	1	27	7	185	1	27	7	185	1	27			-30	-14.0	35.7
13 東京都	9	430	1	120	9	341	1	4	6	175	1	1	10	395	1	2	1	21	-35	-8.1	19.2
14 神奈川県	4	225	1	89	4	199	1	77	4	247	1	93	4	243	1	92			18	8.0	32.6
15 新潟県	4	183	1	109	5	143	1	85	6	184	1	97	5	174	1	103			-9	-4.9	55.7
16 富山県	1	71	1	71	3	57	1	18	2	72	1	15	2	56	1	21			-15	-21.1	53.0
17 石川県	2	64			2	30			2	43			2	53					-11	-17.2	32.0
18 福井県	2	33	2	33	3	42	2	19	3	39	2	21	3	37	2	15			4	12.1	42.4
19 山梨県	2	53	1	1	2	29	1	5	2	48	1	7	2	39	1	7			-14	-26.4	37.5
20 長野県	5	97	1	37	5	103	1	27	5	81	1	32	5	93	1	34			-4	-4.1	41.2
21 岐阜県	3	113			3	86			3	90			3	108					-5	-4.4	48.7
22 静岡県	4	151			1	111			3	213			3	134					-17	-11.3	39.5
23 愛知県	11	435	2	101	5	149	2	53	5	138	2	41	10	362	2	53	1	7	-73	-16.8	37.2
24 三重県	1	33	1	33	2	39			3	60			1	31	1	31			-2	-6.1	28.7
25 滋賀県	2	36	1	10	2	36	1	17	2	23	1	14	2	25	1	12			-11	-30.6	34.7
26 京都府	2	111	1	72	2	88	1	65	2	112	1	78	2	109	1	77			-2	-1.8	36.1
27 大阪府	3	102	1	29	3	108	1	14	3	118	1	14	3	114	1	9			12	11.8	13.2
28 兵庫県	7	207			5	127			6	151			7	197					-10	-4.8	37.2
29 奈良県	2	20	1	12	2	30	1	19	2	18	1	14	2	14	1	6			-6	-30.0	24.4
30 和歌山県	3	65			2	51	1	15	3	45	1	5	4	63	1	9			-2	-3.1	67.9
31 鳥取県	2	40	1	14	2	41	1	10	2	30	1	12	2	35	1	14			-5	-12.5	59.6
32 島根県	3	34	1	20	3	23	1	17	3	36	1	26	3	34	1	26			0	0.0	48.4
33 岡山県	1	68	1	68	1	54	1	54	1	51	1	51	1	62	1	62			-6	-8.8	39.2
34 広島県	3	100			3	61			3	94			3	73					-27	-27.0	31.5
35 山口県	1	58	1	58	2	46	1	24	2	39	1	17	2	47	1	33			-11	-19.0	35.5
36 徳島県	1	15	1	15	1	15	1	15	1	24			1	17					2	13.3	34.4
37 香川県	1	35			1	32			1	40			1	41					6	17.1	51.1
38 愛媛県	1	64	1	64	2	43	1	23	2	66	1	44	2	61	1	48			-3	-4.7	42.0
39 高知県	2	37	1	34	2	37	1	32	2	25	1	19	2	28	1	22			-9	-24.3	44.1
40 福岡県	1	134	1	134	3	92	1	44	3	133	1	82	3	134	1	103			0	0.0	35.8
41 佐賀県	2	25	1	11	3	83	1	22	2	23	1	11	2	20	1	9			-5	-20.0	59.2
42 長崎県	2	58	1	39	2	68	1	44	4	68	2	38	2	60	1	37			2	3.4	45.5
43 熊本県	4	70	1	18	4	56	2	24	4	83	2	36	5	78	2	25			8	11.4	35.6
44 大分県	2	18	1	3	4	35	2	12	2	30	1	15	2	19	1	5			1	5.6	30.0
45 宮崎県	1	42	1	42	2	58	1	19	2	49	1	32	2	44	1	27			2	4.8	47.0
46 鹿児島県	4	113	1	93	3	81	1	49	3	79	1	39	4	110	1	64			-3	-2.7	52.5
47 沖縄県	1	34	1	34	1	19	1	19	2	39	1	16	1	28	1	28			-6	-17.6	42.8
計	141	4,781	41	1,842	142	3,671	43	1,038	146	3,958	41	1,131	153	4,486	41	1,308	3	34	-295	-6.2	34.7

注：全国生活衛生営業指導センター調べ

令和6年度 業務従事者講習の受講者数（実績）

令和7年3月31日

都道府県名	3年度				4年度				5年度				6年度				参考	
			うち2型				うち2型				うち2型				うち2型		対令和3年度増減 増減数 増減率(%)	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人		
1 北海道	6	205	2	114	5	165	2	88	6	240	2	162	6	259	2	142	54	26.3
2 青森県	1	33	1	33	2	74	1	59	4	71	1	51	4	55	1	29	22	66.7
3 岩手県	4	51	1	39	4	69	1	33	5	32	1	16	4	28	1	12	-23	-45.1
4 宮城県	4	147	2	77	4	137	2	65	4	142	2	57	4	168	2	79	21	14.3
5 秋田県	3	48	1	36	3	32	1	17	4	36	1	19	4	36	1	21	-12	-25.0
6 山形県	3	83			3	58			2	57			2	66			-17	-20.5
7 福島県	1	44			2	69			1	33			1	50			6	13.6
8 茨城県	3	89			2	58			3	73			3	97			8	9.0
9 栃木県	3	77	2	54	3	53	1	14	3	98	1	25	4	146	1	55	69	89.6
10 群馬県	2	104			1	34	1	34	2	50			2	70			-34	-32.7
11 埼玉県	4	124	1	9	4	151	1	15	4	179	1	25	4	217	1	36	93	75.0
12 千葉県	6	224	1	72	7	203	1	50	7	226	1	46	7	223	1	33	-1	-0.4
13 東京都	12	658	1	261	16	695	1	17	16	999	1	2	17	1095	1	0	437	66.4
14 神奈川県	4	358	1	186	4	415	1	237	4	439	1	211	4	510	1	291	152	42.5
15 新潟県	4	154	1	125	5	171	1	142	6	151	1	129	5	95	1	73	-59	-38.3
16 富山県	1	33	1	33	3	20	1	11	2	25	1	9	2	41	1	31	8	24.2
17 石川県	1	43	1	43	1	8	1	8	1	10	1	10	1	41	1	41	-2	-4.7
18 福井県	2	9	2	9	2	3	2	3	2	1	2	1	2	0	2	0	-9	-100.0
19 山梨県	2	26	1	6	2	5	1	1	2	14	1	6	2	14	1	5	-12	-46.2
20 長野県	5	107	1	35	5	126	1	66	5	157	1	68	5	156	1	63	49	45.8
21 岐阜県	1	35	1	35	1	16	1	16	1	34	1	34	1	29	1	29	-6	-17.1
22 静岡県	3	104			3	120			3	93			3	90			-14	-13.5
23 愛知県	7	288	2	151	5	167	2	86	5	166	2	84	8	292	2	56	4	1.4
24 三重県	1	37	1	37	1	60	1	60	1	61	1	61	1	39	1	39	2	5.4
25 滋賀県	2	40	1	26	2	37	1	30	2	33	1	20	2	36	1	22	-4	-10.0
26 京都府	2	122	1	102	2	102	1	62	2	212	1	162	2	205	1	161	83	68.0
27 大阪府	2	167	1	101	3	214	1	123	2	120	1	45	2	204	1	127	37	22.2
28 兵庫県	4	109			6	161	1	14	7	204	1	4	5	128	1	1	19	17.4
29 奈良県	1	17	1	17	1	12	1	12	1	8	1	8	1	29	1	29	12	70.6
30 和歌山県	1	9	1	9	1	15	1	15	1	12	1	12	1	14	1	14	5	55.6
31 鳥取県	2	44	1	33	2	40	1	31	2	51	1	40	2	41	1	37	-3	-6.8
32 島根県	2	40	1	32	2	56	1	50	2	40	1	35	2	41	1	35	1	2.5
33 岡山県	1	43	1	43	1	17	1	17	1	25	1	25	1	25	1	25	-18	-41.9
34 広島県	1	62	1	62	1	55	1	55	1	45	1	45	1	73	1	73	11	17.7
35 山口県	1	45	1	45	2	39	1	27	2	40	1	25	2	50	1	44	5	11.1
36 徳島県	1	32	1	32	1	5	1	5	1	39			1	20			-12	-37.5
37 香川県	1	46	1	46	1	34	1	34	1	37	1	37	1	33	1	33	-13	-28.3
38 愛媛県	1	41	1	41	2	41	1	35	1	46	1	46	1	51	1	51	10	24.4
39 高知県	1	10	1	10	1	22	1	22	1	16	1	16	1	16	1	16	6	60.0
40 福岡県	1	122	1	122	3	107	1	61	3	184	1	144	3	263	1	146	141	115.6
41 佐賀県	2	32	2	32	1	1	1	1	1	3	1	3	2	25	1	12	-7	-21.9
42 長崎県	1	1	1	1	1	17	1	17	1	8	1	8	1	6	1	6	5	500.0
43 熊本県	2	45	1	28	2	59	1	47	2	58	1	40	2	64	1	44	19	42.2
44 大分県	1	14	1	14	2	18	2	18	1	6	1	6	1	26	1	26	12	85.7
45 宮崎県	1	31	1	31	2	26	1	22	1	25	1	25	1	11	1	11	-20	-64.5
46 鹿児島県	4	39	1	39	3	45	1	14	3	44	1	18	3	51	1	32	12	30.8
47 沖縄県	1	31	1	31	1	25	1	25	1	51	1	51	1	104	1	104	73	235.5
計	119	4,223	47	2,252	131	4,057	48	1,759	133	4,694	45	1,831	135	5,333	45	2,084	1,110	26.3

注：全国生活衛生営業指導センター調べ

生活衛生同業組合活動推進月間について

1.趣旨

生衛組合を通じた同業者のネットワークは公衆衛生の維持・向上においても重要な社会的な基盤であり、生活衛生関係営業における衛生確保を効果的に進めていくためには、行政と生衛組合の活動の連携が不可欠。

しかしながら、生衛法の制定後60年が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員の意識の希薄化や、組合員の減少による組織基盤の脆弱化が生じていることも否めない状況にある。

このため、「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）を定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、新規営業者等の組合加入の促進のための生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを重点的に展開するもの。

これによって、生衛組合の活動の意義や地域で果たしている役割を再確認し、組合活動の基盤強化及び組合のネットワークの拡充を図るものとする。

2.活動推進月間

毎年11月1日から11月30日までの1か月間

3.主催

(一社)全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合

4.後援

厚生労働省、(株)日本政策金融公庫

5.重点活動項目

- ① 衛生基準の遵守に向けた生衛業者による自主点検等の衛生活動の推進
- ② 生衛組合に関する周知広報並びに経営改善及び利益向上に資する事業の推進
- ③ 生衛業のデジタル化の促進並びに生衛組合を中心とするネットワークの拡充及び活用の促進
- ④ 生衛組合における若手及び後継者等の人材育成並びに若手による組合活動の活性化
- ⑤ 事業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の促進

生活衛生同業組合活動推進月間の実施等に係る対応について① (厚生労働省から都道府県・保健所設置市・特別区に協力依頼)

生衛法の制定後70年近くが経ち、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するといった、生衛法及び生衛組合の役割を再認識し、行政と生衛組合が連携してより一層の取組を行うことを目的として、「生活衛生同業組合活動推進月間の実施等について(協力依頼)」(令和7年9月3日付健生衛発0903第2号)を発出。自治体等と生衛組合の連携事例は以下のとおり。

I 推進月間等における自治体の取組事例

- ・ 保健所担当者会議で、県指導センター業務及び組合業務を説明（毎年度初め）
- ・ 新任環境衛生監視員研修会で月間及び衛生水準事業の説明
- ・ 県下全保健所における生衛組合・指導センターとの意見・情報交換会の開催
- ・ 各種衛生講習会等の開催にあたり案内文書を保健所長、センター理事長、組合理事長の連名で発出
- ・ 生衛組合等開催の講習会等の後援及び講師派遣
- ・ 組合加入に関する情報提供チラシの作成・配布
- ・ 広報誌、情報誌へ「生活衛生同業組合活動推進月間」について掲載
- ・ 都道府県等HPへ「生活衛生同業組合活動推進月間」等の掲載
- ・ 生衛組合等に関する相談窓口の会場提供
- ・ 各種セミナー会場等での相談窓口の設置
- ・ 標準営業約款Sマークの普及促進の広報 など

II 生衛組合への加入促進への協力事例

- ・ 営業許可書交付時にパンフレット等を手交しての情報提供
- ・ 新規開業者へのチラシ・ポケットブック等の配布
- ・ 生衛組合未加入者への組合の情報提供
- ・ 生衛組合・指導センターに対する新規営業許可情報（行政文書）の開示
- ・ 新規登録者（名簿）の組合又はセンターへの情報提供
- ・ 生衛組合が主催する講習会について組合未加入者へ案内など

(別紙：令和7年度に新たに作成) もご活用ください。

III 各生衛組合との協力・連携事例

- ・ 災害時等に備えた協力・応援協定の締結（物資の備蓄、被災者の受入、被災者へのサービス提供など）。
- ・ 地域における高齢者、妊産婦、乳幼児、子ども等の見守り隊としての協力連携（認知症サポーター、子ども110番の家など）
- ・ 各種地域活動、スポーツ、催し物等開催時の連携
- ・ 訪日外国人客の受入促進のための情報発信等の連携 など

生活衛生同業組合活動推進月間の実施等に係る対応について② (厚生労働省から都道府県・保健所設置市・特別区に協力依頼)

○令和7年度に新たに作成したリーフレット 「生活衛生同業組合について紹介！」

別紙

生活衛生同業組合について紹介！

生活衛生同業組合とは

飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館・ホテル業、浴場業などの国民生活に密着したサービスを提供する業者が、業種ごと(16業種)に組織したものです。少子・高齢化、環境・エネルギー問題、感染対策、物価高騰、賃上げ等の課題が生じる中で、共同で諸課題に対応できるよう、共同事業や協業化等に取り組み、営業の合理化・省力化、技術力向上、集客増進を進め、経営基盤の安定・強化を図ります。

組合の取組等(令和7年8月)

- 1 有利な条件で(株)日本政策金融公庫からの融資が受けられます
日本政策金融公庫による融資(一例)

資金使途	振興事業貸付 ^(※1)		
	設備資金のみ	設備資金	運転資金
貸付利率	基準利率(原則)	主に特別利率(基準利率-0.9%)	基準利率(原則)
限度額	7,200万円 ~4億8,000万円 ^(※2)	1億5,000万円 ~7億2,000万円 ^(※2)	5,700万円
返済期間	13年以内 ^(※3)	20年以内	7年以内

※1 振興計画について認定を受けている生活衛生同業組合の組合員
※2 業種によって異なります。
※3 一般公衆浴場業は30年以内となります。

※4 お使いみち、ご返済期間、担保の有無によって異なる利率が適用されます。

振興事業貸付は、一般貸付よりも最大1.2%利率^(※4)が低くなり、返済期間も長期でご利用いただけます。



- 2 経営や技術向上のための講習会や相談会に参加できます

事例1:岐阜県料理生活衛生同業組合

HACCP^(※)の導入が遅れている小規模店舗向け、補助教材を作成して、導入講習会を実施。

※食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の仕出しに至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法

事例2:青森県理容生活衛生同業組合

世界理容技術選手権大会のメダリスト等を講師に迎え、フェードカットの作り方講習会等を実施。県内外の組合員や理容業の学生、一般の見学者等も参加し、理容業のPRにもつなげた。

年度毎に下記等も実施
・ニューヘア講習
・カラー講習
・衛生消毒講習



- 3 日本音楽著作権協会の音楽著作権物使用料が2割引(業種によって異なります。)
- 4 各組合の共済制度^(※)に加入することができ、様々な補償が得られます
※賠償責任保証制度・福祉共済保険制度など
- 5 業種によっては、物資の共同購入、クレジットカード決済の手数料減免、NHK受信料の割引などがあります



組合員の声

・近隣の業者とつながりが持て、情報交換ができています。
また、普段は馴染みのない保険や融資についても気軽に相談できてありがたい。

・色々な割引サービスがあるので助かっています。

詳しくは各都道府県の公益財団法人生活衛生営業指導センターにお問い合わせください

公益財団法人 ○○県生活衛生営業指導センター

検索



一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会
厚生労働省

都道府県生活衛生営業指導センター名簿

R7.7.1現在

名 称	電 話	所 在 地
1.(公財)北海道生活衛生営業指導センター	011-615-2112	060-0042 札幌市中央区大通西1丁目3番12号 緑興産大通ビル302号室
2.(公財)青森県生活衛生営業指導センター	017-722-7002	030-0812 青森市堤町2丁目1番11号 理容会館1階
3.(公財)岩手県生活衛生営業指導センター	019-624-6642	020-0883 盛岡市志保町3番13号 岩手県美容会館内
4.(公財)宮城県生活衛生営業指導センター	022-343-8763	980-0011 仙台市青葉区上杉5丁目1-12 後藤コーポ107号
5.(公財)秋田県生活衛生営業指導センター	018-874-9099	010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館6F
6.(公財)山形県生活衛生営業指導センター	023-623-4323	990-0033 山形市南坊町2丁目1番60号
7.(公財)福島県生活衛生営業指導センター	024-525-4085	960-8053 福島市三河内町1-20 コラッセふくしま7階
8.(公財)茨城県生活衛生営業指導センター	029-225-6603	310-0011 水戸市三の丸1-5-38 茨城三の丸庁舎
9.(公財)栃木県生活衛生営業指導センター	028-625-2660	320-0027 宇都宮市橋本1-3-5 砂川ビル内
10.(公財)群馬県生活衛生営業指導センター	027-224-1809	371-0025 前橋市紅雲町一丁目7-12 群馬県住宅公社ビル4階
11.(公財)埼玉県生活衛生営業指導センター	049-853-1873	330-0063 さいたま市浦和区高砂4-4-17 食理センター2階
12.(公財)千葉県生活衛生営業指導センター	043-307-8272	260-0854 千葉市中央区長洲1-1-5-7 千葉県森林会館内
13.(公財)東京都生活衛生営業指導センター	03-3445-8751	150-0012 渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎内
14.(公財)神奈川県生活衛生営業指導センター	045-212-1102	231-0005 横浜市中区本町3-2-4-2 ニュー本町ビル内
15.(公財)新潟県生活衛生営業指導センター	025-378-2540	951-8106 新潟市中央区東大通1番町490-1-3 理容美容福祉会館2階
16.(公財)富山県生活衛生営業指導センター	076-442-0285	930-0804 富山市下新町8-116 自治労とやま会館内
17.(公財)石川県生活衛生営業指導センター	076-259-6510	921-8105 金沢市平和町1丁目3番1号 石川県平和庁舎B館3階
18.(公財)福井県生活衛生営業指導センター	0770-25-2064	910-0003 福井市松本3丁目1番1-0 福井県職員会館ビル3F
19.(公財)山梨県生活衛生営業指導センター	055-232-1071	400-0863 甲府市南口町4-8 山梨県理容会館2階
20.(公財)長野県生活衛生営業指導センター	026-235-3612	380-0872 長野市南長野豊科4-2-6-1 長野県建築士会館3階301
21.(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター	058-216-3670	500-8384 岐阜市裏田南5丁目1-4-1 岐阜県シンクタンク庁舎3F
22.(公財)静岡県生活衛生営業指導センター	054-272-7396	420-0034 静岡市葵区常盤町3-3-9 静岡生衛会館1F
23.(公財)愛知県生活衛生営業指導センター	052-433-2190	453-0016 名古屋市中村区竹橋町3番31号 旧名古屋市中村区役所3階
24.(公財)三重県生活衛生営業指導センター	059-225-4181	514-0038 津市西宮河町10-1-6 別所ビル3階
25.(公財)滋賀県生活衛生営業指導センター	077-524-2311	520-0806 大津市打出浜13-2-201
26.(公財)京都府生活衛生営業指導センター	075-661-6661	601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ会館1階
27.(公財)大阪府生活衛生営業指導センター	06-6943-5603	540-0012 大阪市中央区谷町1-3-1 ソフィア大手前801号
28.(公財)兵庫県生活衛生営業指導センター	078-361-8097	650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番2号 兵庫県中央労働センター5階
29.(公財)奈良県生活衛生営業指導センター	0742-33-3140	630-8123 奈良市三条大宮町1番12号 奈良県生衛会館内
30.(公財)和歌山県生活衛生営業指導センター	073-431-0657	640-8045 和歌山市土手町33 和歌山ミートビル2F
31.(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター	0857-29-8590	680-0801 鳥取市松笠町2丁目1番0番地 城北ビル109号
32.(公財)島根県生活衛生営業指導センター	0852-26-0651	690-0882 松江市大輪町41番地9-423号
33.(公財)岡山県生活衛生営業指導センター	086-222-3598	700-0824 岡山市北区山下1丁目3番7号 県土産ビル2階
34.(公財)広島県生活衛生営業指導センター	082-532-1200	730-0856 広島市中区河原町1-2-6 広島県理衛ビル8階
35.(公財)山口県生活衛生営業指導センター	083-928-7512	753-0814 山口市吉敷下3丁目1番1号 山口県総合保健会館4F
36.(公財)徳島県生活衛生営業指導センター	088-623-7400	770-0935 徳島県徳島市伊予町1-3-2 徳島県土地改良会館4F
37.(公財)香川県生活衛生営業指導センター	087-862-3334	760-0018 高松市天神前10番12号 香川天神前ビル2階3号
38.(公財)愛媛県生活衛生営業指導センター	089-924-3305	790-0811 松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル2F
39.(公財)高知県生活衛生営業指導センター	088-855-5100	780-0822 高知市はりまや町3丁目7番6号 パームサイドビル2階
40.(公財)福岡県生活衛生営業指導センター	082-651-5115	812-0044 福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館3階
41.(公財)佐賀県生活衛生営業指導センター	0952-25-1432	840-0826 佐賀市白山1-2-1-3 隼永ビル3F
42.(公財)長崎県生活衛生営業指導センター	095-824-6329	850-0874 長崎県長崎市の町3番33号 長崎県建設総合会館4階
43.(公財)熊本県生活衛生営業指導センター	096-362-3061	862-0959 熊本中央区白山1丁目4番9号 未来ビル2階
44.(公財)大分県生活衛生営業指導センター	097-537-4658	870-0023 大分市長浜町1-1-2-3 今田ビル3階
45.(公財)宮崎県生活衛生営業指導センター	0985-25-1466	880-0802 宮崎市別府町3番1号 宮崎日赤会館2階
46.(公財)鹿児島県生活衛生営業指導センター	099-222-8332	892-0838 鹿児島市新屋敷町1番213号 公社ビル2階
47.(公財)沖縄県生活衛生営業指導センター	098-891-8960	901-0152 那覇市宇小横6番2番地 沖縄県生活衛生研修センター内



標準営業約款



全国生活衛生営業指導センターは、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、約款を定めることができる。

安全・安心を約束
する3つのS

安全
Safety

清潔
Sanitation

安心
Standard

Sマーク

厚生労働大臣認可

1 目的

標準営業約款は、消費者保護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の、選択の利便を図ろうとするものである。

2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。

○クリーニング業(昭和58年3月26日認可) 1,150店舗(クリーニング所1,087店舗・取次店63店舗)

○理容業(昭和59年10月18日認可) 16,541店舗

○美容業(昭和59年10月18日認可) 7,848店舗

○めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可) 238店舗

○一般飲食店営業(平成16年11月30日認可) 166店舗

(注)現在、5業種で設定。店舗数は、令和7年3月末現在。

3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示することになっている。
- ③ 登録期間は3年となっており、再登録することになる。
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率が適用される。

(参考) 振興指針、振興計画について

振興指針について

- 1. 振興指針の作成** (法第五十六条の二第一項、第三項)
厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（以下「振興指針」という。）を定めることができる。
振興指針は、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者又は消費者の利益に資するものでなければならない。
- 2. 振興指針にて定める事項** (法第五十六条の二第二項)
 - (1) 目標年度における衛生施設の水準、役務の内容又は商品の品質、経営内容その他の振興の目標及び役務又は商品の供給の見通しに関する事項
 - (2) 施設の整備、技術の開発、経営管理の近代化、事業の共同化、役務又は商品の提供方法の改善、従事者の技能の改善向上、取引関係の改善その他の振興の目標の達成に必要な事項
 - (3) 従業員の福祉の向上、環境の保全その他の振興に際し配慮すべき事項
- 3. 審議会への諮問** (法第五十八条第二項)
厚生労働大臣は、振興指針の設定をしようとするときは、厚生科学審議会に諮問しなければならない。
- 4. 振興指針改正の方針**
令和6年度より、これまでの5年に一度の改正の基本方針は維持しつつも、生衛業に関連する制度改正等については、業界を取り巻く環境に適時反映するため、5年毎の改正を待たずに随時、各業種の振興指針を改正することとした。

振興計画について

- 1. 振興計画の作成** (法第五十六条の三第一項、施行令第九条第一項)
組合又は小組合は、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業（以下「振興事業」という。）に関する計画（以下「振興計画」という。）を作成し、振興指針に適合しているかなどについて都道府県知事の認定を受けることができる。
- 2. 振興計画の記載事項** (法第五十六条の三第二項)
 - (1) 振興事業の目標
 - (2) 振興事業の内容及び実施時期
 - (3) 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
- 3. 実施状況の報告** (法第五十六条の三第四項)
振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後3箇月以内に、実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

【振興計画認定状況】

※ 令和7年3月時点

業種	認定件数	業種	認定件数
飲食店営業(すし店)	36	冰雪販売業	4
飲食店営業(めん類)	23	理容業	47
飲食店営業(中華)	20	美容業	46
飲食店営業(社交)	38	興業場営業	29
飲食店営業(料理)	28	旅館業	47
飲食店営業(一般飲食)	36	簡易宿舎	3
喫茶店営業	20	一般公衆浴場業	25
食鳥肉販売業	15	クリーニング業	47
食肉販売業	42	合計	506

【振興計画策定による資金面での優遇など】

- 1. 資金の確保について** (法第五十六条の四)
日本政策金融公庫において、営業の振興のために必要な資金として、振興計画認定組合の組合員を対象とする設備資金及び運転資金を通常より低減された利率にて貸付を実施している。
- 2. 減価償却の特例** (法第五十六条の五)
振興計画の認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができ~~る~~。

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン 改正版の概要（令和7年9月）

- 各発注者（ビルメンテナンス業務※を発注する国、特殊法人等及び地方公共団体）がビルメンテナンス業務に関する発注関係事務を適切に実施するために、維持管理計画策定、業務発注準備、入札契約、業務実施、業務完了後の各段階で、取り組む事項についてとりまとめたもの。（前回改正は令和5年4月28日）※主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理その他の維持管理に関する業務
- 各発注者は本ガイドラインを参考にしつつ、発注関係事務を行う。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月。内閣官房、公正取引委員会。以下「労務費指針」という。）の策定を始めとした賃上げ及び取引適正化に係る各政策と、実情への様々な要望（発注者側の予算確保を求める受注者側の声が多い）を受け、**関係箇所（赤字）を改正**する。

(1) 維持管理計画策定段階

(2) 予算積算段階

(3) 業務発注準備段階

(4) 入札契約段階

(5) 業務実施段階

(6) 業務完了後段階

1. 本ガイドラインの位置づけ

- 本ガイドラインは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第24条の規定に基づく運用指針において、ビルメンテナンス業務の発注に活用するよう記載されている
- 労務費率が高いビルメンにおいては特に労務費の価格転嫁が重要（労務費指針）

2. 発注事務における行務別のポイントについて

(1) 維持管理計画策定段階

- 維持管理計画の策定
- 維持管理台帳の整備

(2) 予算積算段階

- 役務調達一般における予算と予定価格
 - **予定価格の積算にあたっては、当該役務の特性を考慮した適正な方法によるべきであること**
 - **適正な予定価格の設定には、必要となる予算確保が必要であること**
- ビルメンテナンス業務の特性を踏まえた予算の積算
 - 以下2点を踏まえた積算が求められること
 - ✓ **労務費割合が大きいこと**
 - ✓ **積算を行う際に、国土交通省が公表する技術基準を活用すること**
 - **労務費等の上昇を見込んだ予算を積算すること**
 - **単年度契約であることのみを理由に価格交渉に伴う協議をしないことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触するおそれがあること**
 - **PFI事業や指定管理者制度において、人件費（委託料含む）高騰を見据えた予算を積算すること**

(3) 業務発注準備段階

- 業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
- 総合評価落札方式の実施に係る事前準備
- 現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成
 - **仕様書等に記載されていない役務を受注者に無償提供させることはできないこと**
 - **状況に応じた分離発注を検討すること**
- 適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定
- 適切な発注時期の設定等

(4) 入札契約段階

- 適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止
 - **低入札価格調査制度の調査実施時は、実効性を確保できるよう、入札価格の内訳書の徴取や、労務費等がその内訳に反映されているかの確認をすること**
- 契約書におけるスライド条項の記載
 - **賃金水準等の変動に応じた期中の契約金額の変更に係る取り決めについて、迅速かつ適切に協議を行えるよう、契約書にスライド条項を予め記載すること**
 - **スライド条項がない契約であっても、労務費高騰時の価格交渉に伴う協議は可能であること**
- 入札不調・不落時の見積りの活用等
- 公正性・透明性の確保、不正行為の排除
- 再委託の適正化

(5) 業務実施段階

- 労務費等の上昇に伴う価格転嫁への対応
 - **労務費指針「発注者として採るべき／求められる行動」を踏まえた対応に努めること**
 - **年度途中の賃金水準や物価水準の変動に応じた契約金額の変更について協議を行うこと（再委託がある場合はサプライチェーン全体を考慮した協議を行う）**
 - **発注者から定期的に労務費の転嫁について協議の場を設けることが望ましいこと**
 - **受注者が示す公表資料に基づく価格を尊重すること**
 - **協議に応じないことは独占禁止法の優越的地位の濫用となるおそれがあること**
 - **契約変更に係る意思決定は専決者まで上げること**
- 業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更
- 業務履行中の実施状況の確認等
- 維持管理に関する情報共有

(6) 業務完了後段階

- 業務完了後の適切な履行検査・評価等
- 施設機能に関する現況確認

3. 発注体制の強化等

- 発注関係事務を適切に実施するための体制整備、職員の育成、情報交換等

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン

平成27年6月10日
改正 令和3年1月18日
改正 令和5年4月28日
改正 令和7年9月5日

1 本ガイドラインの位置付け

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。最終改正令和6年6月。以下「品確法」という。）が平成26年6月に改正され、その第3条第7項において、「公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」ことが基本理念の一つとして規定された。本ガイドラインはこの基本理念を受け、ビルメンテナンス業務（主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理（清掃、害虫防除など）その他の維持管理に関する業務であり、これに付随する業務を含む¹。以下同じ。）における発注関係事務の運用に関する固有の事項について取りまとめたものである。また、品確法第24条に基づき、公共工事等の発注者を支援するために「発注関係事務の運用に関する指針」（公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議。平成27年1月30日。最終改正令和7年2月3日。以下「運用指針」という。）が策定されており、運用指針には、ビルメンテナンス業務の発注に本ガイドラインを活用するよう記載されている²ことに留意されたい。

品確法第7条第7項において、発注者の責務として「公共工事の目的物の維持管理を行うに際しては、当該目的物の備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保並びに生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。この場合において、当該目的物の維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。」ことが規定されている。

さらに、運用指針においても、「公共工事の目的物（中略）を管理する者は、（中略）、公共工事の目的物の維持管理に係る計画策定、業務・工事発注準備等の各段階

¹ 国土交通省が公表する技術基準等（基準、要領、資料等）においては「建築保全業務」という。本ガイドラインでは、建築物の維持管理業務一般に対して「ビルメンテナンス業務」という呼称を主に用いるが、特にこれらの技術基準等に基づいて記述する際は「建築保全業務」という呼称を用いる。

² 運用指針のp13、注釈16に以下の記載がある。
ビルメンテナンス業務については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（厚生労働省）を活用すること。

において、発注関係事務を適切に実施するよう努める。」とされている。

このように、品確法及び運用指針においては、適切な点検、診断、維持及び修繕、それらに係る適切な発注関係事務の実施が求められており、昨今の品確法改正においても、その必要性が都度強調されているところである。

さらに、我が国のデフレ脱却、経済の好循環の実現のために、物価高騰に負けない賃上げを実現することを目的として、内閣官房及び公正取引委員会において、令和5年11月29日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針～取引適正化・価格転嫁促進に向けて～」(以下「労務費指針」という。)³が策定された。労務費指針においては、労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動及び求められる行動が12の行動指針として取りまとめられている。労務費指針によると、ビルメンテナンス業が含まれる「その他の事業サービス業⁴」の労務費率は62.7%であり、平均の32.4%を大きく上回っていることから、労務費の転嫁が、ビルメンテナンス業の担い手確保において重要な要素であることがわかる。適切な業務履行を可能とするためにも、労務費の上昇を見込んだ予算を積算することや、コストの増加に伴う価格転嫁について適切な対応を行うことは、公共調達としてビルメンテナンス業務を発注する者の責務といえる。

上記の事項に対応するため、令和7年9月に本ガイドラインを改正した。

なお、国は、ビルメンテナンス業務を発注する官公庁等(国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の「特殊法人等」をいう。以下同じ。)に対し、本ガイドラインの内容の周知徹底を図るとともに、本ガイドラインに基づき、ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務が適切に実施されているかについて、各発注者の事務負担に配慮しつつ、定期的に調べ、結果を取りまとめて公表する。また、本ガイドラインについては、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 発注事務における行程別のポイントについて

以下に示す発注事務の各行程において、留意すべき事項を記載する。

- (1) 維持管理計画策定段階
- (2) 予算積算段階
- (3) 業務発注準備段階
- (4) 入札契約段階
- (5) 業務実施段階
- (6) 業務完了後

³ 公正取引委員会 | 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/romuhitenka.html (令和7年7月24日閲覧)

⁴ 日本標準産業分類(総務省。平成25年10月改定版)上の中分類による。

(1) 維持管理計画策定段階

(維持管理計画の策定)

当該建築物に係る個別施設計画（「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議。平成25年11月29日。）に定める「個別施設計画」をいう。）などにおいて、施設の点検・保守その他の中長期の維持管理について、実施内容、実施時期、概算額等に係る計画（以下「維持管理計画」という。）を適切に策定するよう努める。

建築物竣工時に、工事の受注者が作成した維持管理計画の案等が工事請負契約の成果物として納品された場合は、維持管理計画の策定において参考とする。

(維持管理台帳の整備)

維持管理の対象となる各種の建築部位、建築設備、管理項目等を整理し、建築物等の概要、点検及び確認の結果、修繕履歴など維持管理の履歴を内容とする台帳（以下「維持管理台帳⁵」という。）を適切に整備するよう努める。

(2) 予算積算段階

【 要 点 】

● < P 5 要点 1 >

ビルメンテナンス業務の予算積算の根拠資料として、国土交通省が公表する技術基準等を活用する。

● < P 5 要点 2 >

契約期間中の労務費等の高騰を見込んだ予算の積算を行う。

● < P 6 要点 3 >

積算にあたり、労務費等が高騰したときの受注者からの価格交渉に対して、単年度契約であることのみを理由に協議をしないことは優越的地位の濫用にあたるおそれがあることに留意する。

● < P 6 要点 4 >

PFI 事業や指定管理者制度の場合も、人件費（委託料を含む）の高騰を見据えた予算を積算する。

⁵ 以下のウェブページに掲載されている様式が参考となる。

国土交通省 | 官庁営繕 | 保全台帳及び保全計画書の様式の取扱いについて

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000002.html（閲覧：令和7年7月10日）

(役務調達一般における予算と予定価格)

官公庁等において役務調達を競争に付する場合には、予定価格の制限の範囲内で契約を行う必要がある⁶。調達の財源が税金によって賄われるものであることから、官公庁等は適切な品質と価格で役務等を調達し⁷、かつ調達の透明性を確保しなければならない。

予定価格とは、国の歳出歳入に係る事項を定める予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第79条によれば、「契約担当官等が、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定したもの」である。また、予決令第80条第2項において、「予定価格の積算においては、契約の目的となる役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されている。地方公共団体においても、予定価格は「地方公共団体側の予算執行の際の上限額としての性格を持つものであり、議会の議決を受けた予算を計画的に執行するために必要があるもの」とされ、かつ「(積算方法は)各地方公共団体の財務規則等により定められるものだが、(中略)、市場価格や需給の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定められるべきもの」と説明されている⁸。

よって、官公庁等における役務調達一般における予定価格は、①適切な予算の執行を確保するための支出上限額、②当該役務の特性を考慮して適正に定められたもの、の2点を満たすものである必要があることから、そのような予定価格が設定できるような予算の積算を行う。

(ビルメンテナンス業務の特性を踏まえた予算の積算)

予算の積算にあたって考慮すべきビルメンテナンス業務の特性としては、大きく2点が挙げられる。

- ① 労務費割合（このガイドラインでは「業務委託費（保全業務費）に対する直接人件費の割合」をいう。）が6割以上と高く、低入札による受注により、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、担い手の確保ができなくなるおそれがあること

⁶ 会計法（昭和22年法律第35号。以下「会計法」という。）第29条の6第1項、地方自治法第234条第3項 等

^{7,8} 以下を参考に記載

総務省 | 地方自治制度 | 地方公共団体の入札・契約制度

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/14569.html

「入札・契約制度について」、「予定価格の公表」（閲覧：令和7年7月8日）を参考に記載

- ② 建築保全業務に係る費用の積算を行う際の参考となる技術基準等（基準、要領、資料⁹）が国土交通省によって公表されていること

「1 本ガイドラインの位置付け」のとおり、担い手の中長期的な育成及び確保に配慮することにより、建築物の備えるべき品質を将来にわたり確保する必要性が品確法において規定されている。このため、ビルメンテナンス業務ではダンピング¹⁰を防止できる適正な価格で契約を行えるような発注事務を行うことが必要となる。具体的な対応としては、適切な予算の積算、業務の性格等に応じた入札契約方法の選択、適正な予定価格の設定、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入、労務費の転嫁に向けた取組等が挙げられ、詳細については後述する。

<要点 1>

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）に基づき、国土交通省大臣官房官庁営繕部が公表している建築保全業務に係る技術基準等として以下がある。官公庁等のビルメンテナンス業務の発注においては、各段階において、これらを根拠資料として適切に活用すること。

- 建築保全業務共通仕様書
- 建築保全業務積算基準、同要領
- 建築保全業務労務単価
- 庁舎維持管理費要求単価

特に、標準的な既存官庁施設の建築保全業務の予算積算段階においては、定期点検及び保守、運転・監視及び日常点検・保守、清掃に要する費用の標準的な単価として例年5月頃に国土交通省が公表している「庁舎維持管理費要求単

⁹ 国土交通省 | 官庁営繕 | 官庁営繕の技術基準

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html（閲覧：令和7年7月9日）

基準：統一かつ効率的に官庁施設の営繕等を実施するために必要となる技術的事項等を定めたもの

要領：営繕等の業務を統一かつ効率的に行うための業務管理に係る事項等を定めたもの

資料：基準又は要領を円滑かつ適切に実施するために必要となる資料、官庁施設の営繕等に当たっての指針となる事項等を取りまとめたもの

¹⁰ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）では、「商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの（第2条第9項第3号）」や「（前者に該当する行為のほか、）不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること（同法同条同項第6号に基づく昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号）」を禁じており、一般にこれらは「不当廉売」や「ダンピング」と呼ばれる。本ガイドラインではこれらを総称して「ダンピング」と呼ぶ。

価」を活用することが考えられる。また、同資料には、前年度庁舎維持管理費要求単価を1とした場合の翌年度庁舎維持管理費要求単価の単価変動率も記載されている。

<要点 2>

労務費等のコストの上昇（最低賃金法（昭和34年法律第137号）による最低賃金の改定や、建築保全業務労務単価の最新版の公表が想定される。）が生じた際、上昇分の取引価格への反映（契約金額変更）については、受注者との協議の上で決定することが求められる。これらのことから、労務費等の上昇を見込んだ予算を積算するよう努める。

<要点 3>

なお、上記の「コストの上昇分の取引価格への反映」を考える際に、当該契約が単年度契約であることを理由に、契約期間中の契約金額変更に係る協議を行わずに、従来どおりに取引価格を据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）において禁止されている優越的地位の濫用にあたるおそれがあることに留意する¹¹。

<要点 4>

また、PFI事業や指定管理者制度に関しては、選定事業者や指定管理者との間の協定等に、契約期間中の人件費等（人件費及び「委託料」として計上される委託先事業者の人件費を含む。）の上昇等について、リスク分担に関する具体的

¹¹ 公正取引委員会 | よくある質問コーナー（独占禁止法）

https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html（閲覧：令和7年7月11日）

Q20 労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇した場合において、その上昇分を取引価格に反映しないことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となりますか。

A 独占禁止法上、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定すること（第2条第9項第5号ハ）は、優越的地位の濫用として禁止されています。

このため、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。

この判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離(かいり)の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断することとなります。

事項をあらかじめ契約内容に盛り込むことが望ましいこと等が、内閣府及び総務省によるガイドラインや通知で示されており^{12,13}、当該契約の内容に基づき、人件費等の上昇分を踏まえて予算を積算することが求められる。

業務委託費の積算方法や、契約金額変更の協議に係る詳細については後記のとおり。

(3) 業務発注準備段階

【 要 点 】

● < P 8 要点 5 >

発注する業務によっては、受注者の専門性等の確保が必要となり、価格のみによる競争にはなじまない場合がある。そのような業務の調達には総合評価落札方式によって行う。技術評価基準は、後述する例を参考に、業務の性格や地域の実情等を考慮して設定する。

● < P 10 要点 6 >

予定価格は、労務費等の高騰を見込んだ予算に基づき、発注準備時点及び契約期間中の実勢価格を考慮して設定する。

(業務の性格等に応じた入札契約方式の選択)

業務発注に当たっては、運用指針の趣旨及び本ガイドラインを踏まえ、建築物等の使用状況、地域の実情、業務内容等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。競争入札方式のうち、ビルメンテナンス業務を調達する際に一般的なものは価格競争方式と総合評価落札方式である。

なお、本ガイドラインでは、予決令第91条第2項の規定により実施する入札と、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札の両者を「総合評価落札方式」と呼称する。

¹² PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府。令和3年6月18日。最終改正令和6年6月3日。）

国がPFI事業を実施する上での実務上の指針の一つであり、国以外の者が実施するPFI事業においても参考となり得る旨記載されている。ビルメンテナンス業務については、特にp14 6 - (2) 参考②を参照する。

¹³ ・資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について（令和6年12月5日付け総行経第35号）
・資材価格の高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査のとりまとめ結果及び指定管理者制度等の運用の留意事項について（令和7年6月26日付け総行経第2号） 他
なお、事例については以下を参照する。
資材価格の高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査（令和7年5月13日付事務連絡）別添資料
https://www.soumu.go.jp/main_content/001017510.pdf（令和7年7月22日閲覧）

- 価格競争方式

価格競争方式を採用する際は、一定の技術者資格、業務の経験や業務実績等（以下「業務実績」という。）を競争参加資格として設定することにより品質の確保を行うよう努める。

<要 点 5>

- 総合評価落札方式

例えば、建築物利用者から苦情が寄せられた際の対応や、清掃作業後の自主検査を仕様を含める業務など受注者の技術能力等により品質に影響が生じる業務、適切に行われない場合に当該建築物の環境衛生が適切に確保されなくなるような業務、参加事業者からの改善提案等によりコストの削減につながり、費用対効果を最大限発揮できることが期待されるような業務等については、価格と性能等を総合的に評価する総合評価落札方式を採用することが考えられる。競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務に適する。

当該方式を採用する場合、受託者に必須で求める条件は、技術評価基準ではなく、競争参加資格において定める。

（総合評価落札方式の実施に係る事前準備）

普通地方公共団体が総合評価落札方式を実施する際は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項の規定により、あらかじめ、落札者決定基準を定める必要がある。その際、同条第4項及び第5項に定める手続きにより、あらかじめ学識経験者の意見を聴く必要がある。

また、国による調達の場合、総合評価落札方式の実施には、予決令第91条第2項の規定に基づき、各省庁の長が財務大臣に協議を行う必要がある。

- 適切な技術評価基準の設定等

総合評価落札方式における技術能力等の評価の基準（以下「技術評価基準」という。）の作成に当たっては、業務の性格に応じ、競争参加者（応札事業者）や当該業務に配置が予定される技術者の業務実績や業務遂行能力、当該競争参加者の業務履行状況に対する検査の体制（以下「履行評価能力」という。）等を適切に評価項目に設定するよう努める。

その際、業務遂行能力については、作業責任者、従事者研修指導者及び従事者が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）や医療法（昭和23年法律第205号。病院清掃業務の場合に限る。）などの関係法令等に定める講習又は研修の修了者であること、履行評価能力については、「建築物における維持管理マニュアル」（平成20年1月25日付け健衛発第0125001号厚）第5章2に示す「清掃の点検のポイント」に係る履行評価能力の有無等を評価項目とすることも考

えられる。

なお、建築物衛生法に基づく都道府県知事による登録制度については「コラム1」で詳細を記載する。

さらに、必要に応じて、災害時における業務実施体制や活動実績の評価、近隣地域での業務実績などの当該地域への精通の程度の指標となるものを、評価項目に設定することも考えられる。

また、業務の性格等に応じて、品質確保のための体制その他の業務実施体制の確保状況を確認するために、過去の類似の業務履行実績や、直近の経営状況、苦情処理体制の構築等、仕様書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査できる技術評価基準を検討する。

加えて、競争参加者が設ける雇用関係制度（実務経験の少ない若年労働者の登用制度や、育児・介護休暇及び休業制度等）や、作業責任者を一定期間業務現場に配置することで、企業による現場のバックアップを実施していること等を評価する「企業体制評価項目」を設けるなど、適切な評価項目の設定に努める。

また、国の調達においては、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付け財計第4803号）を踏まえ、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設ける。地方公共団体においても、当該措置を参考とすることが考えられる。

➤ 業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定

総合評価落札方式を実施する際に、業務の性格等を鑑みて、競争参加者に技術提案を求めることも可能である。

この場合、すべての調達で競争参加者に高度な技術提案を求める必要はない。技術的な工夫の余地が小さい業務であれば、業務実施計画の作業工程管理や、業務実施上配慮すべき事項、品質管理方法についての工夫（例えば、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が設ける「建築物清掃管理評価資格者（通称：インスペクター）」を配置すること）を、簡易な技術提案として競争参加者に求めることも考えられる。

(現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成)

建築保全業務共通仕様書を参考として、個別施設の維持管理計画、建築物固有の条件に依存する業務項目、業務数量、作業条件等を踏まえ、適切に仕様書等（仕様書、図面、維持管理台帳、作業指示書その他の附属書類を含む。以下同じ。）を作成し、積算内容との整合を図る。

なお、仕様書等の作成に当たっては、業務に必要な全ての事項を確実に盛り込むよう、十分に留意する。仕様書等に記載されていない役務を、受託者に無償で提供させることはできない。

また、当該調達を分離又は分割することがより効果的・効率的な契約内容の履行に資する場合にあっては、分離・分割発注を行う。

<要 点 6>

(適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定)

予定価格の設定に当たっては、受託者が、業務の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を確保できるよう、上記を踏まえて適切に作成された仕様書等に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料及び業務実施の実態等を的確に反映した積算を行う。

積算に当たっては、現場の実態に即した業務実施条件を踏まえた上で最新の建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領を活用するとともに、各種制度改正（特に被用者保険の適用拡大）に伴う事業主の保険料負担の変化について、できる限り実態を把握する。

また、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、原材料費、エネルギー価格等を適切に反映する。その際、労務単価については、毎年度作成・公表される建築保全業務労務単価の最新版を活用する。また、ビルメンテナンス業者から参考見積書等を徴取する場合は、最新の建築保全業務労務単価が参考見積等に反映されるように配慮する。また、建築保全業務労務単価の地区名となっていない都道府県内の業務においては、近隣の地区区分の建築保全業務労務単価を補正して活用することも考えられる。なお、地方公共団体が独自に労務単価を定めており、最新の建築保全業務労務単価を超えている場合は、当該地方公共団体の独自の当該労務単価を活用する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。また、最新の業務実態や最低賃金額、労務単価、原材料費、エネルギー価格等の上昇額等の地域特性等を踏まえて積算内容を見直すとともに、遅滞なく適用する。さらに、年度途中の最低賃金の改定を見込んで予定価格を設定することも検討する。

また、適正な積算に基づく金額の一部を控除して予定価格とする、いわゆる「歩切り」は、品確法第7条第1項第1号の趣旨に抵触すること等から、これを行わない。

予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、各種制度改正（特に被用者保険の適用拡大）を加味した上での必要な法定福利費の確保、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

(適切な発注時期の設定等)

人員及び資材の確保、施設の状況把握、従事者の教育等の業務開始に必要な準備期間として、落札者決定の通知日等から起算して1か月以上を確保できるように入札を実施する。併せて、受注者が変更された場合に円滑に業務が引き継がれるよう、適切な引継期間を設ける等の配慮を行う。

また、災害発生時に、例えば、避難所になるような施設において、応急的な消毒・清掃業務などの迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の業務実施体制を有するビルメンテナンス業者等と災害協定を締結するなどにより、ビルメンテナンス業者等を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 入札契約段階

【 要 点 】

● < P12 要点7 >

ダンピング防止策として、各制度を導入できる場合においては、原則として全ての入札において低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入するとともに、低入札価格調査を行う際は、実効性を確保できるよう、入札価格の内訳書の徴取や、労務費等が内訳に適切に反映されているか確認すること。

● < P14 要点8 >

賃金水準等の変動に応じた期中の契約金額の変更について、迅速かつ適切に協議を行えるよう、契約書にスライド条項を予め記載する。なお、契約書にスライド条項がない場合においても、賃金水準や物価水準の変動に伴う契約額の変更は可能である。

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

➤ 適切な競争参加資格の設定

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意する。

また、法令に違反して社会保険等（健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない悪質な事業者を競争参加者から排除するため、必要事項を競争参加資格として明記し、証明書類を提出させることにより確認する等の措置を講ずることを検討する。

➤ 個別業務に際しての競争参加者の審査等

業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務実績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、建築物衛生法第12条の2の規定による都道府県知事の登

録（以下「知事登録」という。詳細は「コラム1」を参照。）を受けていることを適切な競争参加資格の1つとして設定することを検討する。加えて、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条の規定による障害者の法定雇用率を達成していること、一般財団法人医療関連サービス振興会が設ける医療関連サービスマークや環境省が設けるエコチューニング事業者認定の有無などを検討することも考えられる。

業務実績を競争参加資格に設定する場合には、業務の技術特性、地域の特性、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、業務実施能力のないビルメンテナンス業者を排除するなど適切な審査に努める。なお、業務実績の確認に当たっては、同一の発注者において過去の類似業務の実績がある場合には、後記の業務完了後の評価結果を指標とするなどの方法も考えられる。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建築物衛生法その他業務に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業、知事登録を受けていることを競争参加資格とする場合に知事登録を取り消されてから2年を経過しない企業等の不良不適格業者の排除を徹底する。

<要点 7>

▶ ダンピングの防止、予定価格の事後公表

低入札による受注は、業務の手抜き、労働条件の悪化、安全衛生対策の不徹底等につながる懸念される。また、ダンピングが常態化すると、担い手の確保ができなくなるおそれがある。

ダンピングを防止するため、他の発注者の取組状況を参考にしながら、業務の発注に係る契約のうち請負契約に該当するものについては、低入札価格調査制度¹⁴又は最低制限価格制度¹⁵の適切な活用を徹底する。なお、国が低入札価格調査制度の対象とすることができる調達は、予決令第84条の規定により予定価格が1,000万円を超える請負契約に係るものとなっているが、普通地方公共団体の場合は、予定価格が1,000万円以下である請負契約に係る調達でも低入札価格調査制度を活用することが可能である。

低入札価格調査制度の活用にあたっては、当該価格を下回った者を調査対象とする目的で定める低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）の算定方法を、あらかじめ設定する必要がある。

調査基準価格算定方法の設定の際は、例えば、直接人件費や、法定福利費が確保できないと考えられる価格での契約は不適切であることから、そのような観点で調査基準価格の算定方式を定めることが考えられる。また、実効

¹⁴ 国の場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第1項、普通地方公共団体の場合は、地方自治法施行令第167条の10第1項に基づいて導入する。

¹⁵ 国の場合は、最低制限価格制度を導入できる法的根拠がない。普通地方公共団体の場合は、地方自治法施行令第167条の10第2項に基づいて導入する。

性のある手段及び方法によって調査を行うため、入札価格の内訳書を徴取する等により、適正に作成された予定価格に照らし、業務に必要な人件費等が入札価格に反映されているかについて確認すること、特に人件費等については、過去の類似の契約等に照らし、適切な人員数が見込まれているかどうか、都道府県別の最低賃金や建築保全業務労務単価など利用可能な資料により適切な単価で積算されているか否かについて可能な限り調査及び確認を行うことが適当である¹⁶。

また、最低制限価格制度を導入している場合においても、上記の調査基準価格の算定方法を踏まえ、最低制限価格を設定することが望ましい。さらに、「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について」（令和7年6月26日付け総行行第325号・総行経第3号）により、「原則として全ての入札において制度（低入札価格調査制度・最低制限価格制度）を導入することについて積極的に検討」することが地方公共団体に求められている。

総合評価落札方式においては、低入札価格調査制度のみが活用できる（地方自治法施行令第167条の10の2第2項）。ただし、総合評価落札方式において、価格による失格基準を別途定めることができるため、最低制限価格制度を活用したときと同様のダンピング防止効果を得ることが可能である¹⁷。

なお、調査基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、入札の際に適切な積算を行わなかった競争参加者が受注する事態が生じるなど、ビルメンテナンス業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、公表する場合は、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

また、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はない¹⁸が、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が、くじ引きの結果により受注するなど、ビルメンテナンス業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。

¹⁶ 地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について（通知）（令和7年6月26日付け総行行第325号・総行経第3号）

¹⁷ 総務省 | 地方公共団体の入札・契約制度 | 総合評価方式における低入札価格調査制度の運用について https://www.soumu.go.jp/main_content/000025890.pdf（閲覧：令和7年7月18日）

¹⁸ 総務省 | 地方公共団体の入札・契約制度 | 予定価格等の公表のあり方 https://www.soumu.go.jp/main_content/000392717.pdf（閲覧：令和7年7月18日）

弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じるものとする。

また、業務の入札に係る申込み（応札）の際、入札参加者に対して入札金額の内訳書の提出を求める場合には、書類に不備（例えば内訳書の提出者名の誤記、入札件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）があるものについては、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

入札に当たっては、必要に応じ、参加しようとする者に対し、最低賃金に係る制度（最低賃金額の改定時期、地域における最低賃金額の上昇額、最低賃金額の計算方法等）及び社会保険等に係る制度（各種制度改正（特に被用者保険の適用拡大）の内容を含む。）について十分周知することとする。

<要 点 8>

（契約書におけるスライド条項の記載）

年度途中で、賃金水準や物価水準の変動が生じた場合は、継続的なビルメンテナンス業務の実施に支障が生じることがないように配慮する。契約を締結する際の契約書に、契約金額の変更について迅速かつ適切に協議を行えるように、当該事態を想定した取り決めを記載した条項（いわゆるスライド条項）を予め記載すること等を推奨する。

なお、契約書にスライド条項がない場合においても、賃金水準や物価水準の変動に伴う契約額の変更は可能であり、協議を行わずに契約金額を据え置くことは不適切であることに注意する。スライド条項は、予め契約内容に含めておくことで、双方による協議を円滑に進めるためのものである。

（入札不調・不落時の見積りの活用等）

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合（不落）等、標準積算と現場の業務の実施実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- 入札参加者から業務の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- 仕様書等に基づく労務量、業務実施条件等が業務の実施実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、一方、上記の方法によらず、当初の予定価格により、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合

には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予決令第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定する随意契約（いわゆる不落随契）の活用も検討する。

（公正性・透明性の確保、不正行為の排除）

入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。

談合や贈収賄といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施すること、談合があった場合における受託者の賠償金支払い義務を契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により、談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めることで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、独占禁止法に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

（再委託の適正化）

不適切な再委託により、ビルメンテナンス業務の適正な履行が損なわれないよう、次に掲げる措置を実施する。

➤ 一括再委託の禁止

委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止する。

➤ 再委託の承認

再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行う。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認

を行う。

- ① 再委託を行う合理的理由
- ② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- ③ その他必要と認められる事項

➤ 履行体制の把握及び報告徴収

再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させる。

委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じる。

(5) 業務実施段階

【 要 点 】

● <P16 要点9>

労務費指針の「発注者として採るべき／求められる行動」を踏まえた対応を行う。

- ・ 年度途中の賃金水準や物価水準の変動に応じた契約金額の変更については適切に協議を行う。再委託がある場合はサプライチェーン全体を考慮した協議を行う。
- ・ 発注者から定期的に労務費の転嫁について協議の場を設けることが望ましい。
- ・ 受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重する。
- ・ 受注者からの正当な価格交渉に対して適切な協議を行わずに契約金額を据え置くことは、独占禁止法における優越的地位の濫用にあたるおそれがあることに留意する。
- ・ 契約変更に係る意思決定は専決者まで上げて行う。

<要 点 9>

(労務費等の上昇に伴う価格転嫁への対応)

最低賃金額や建築保全業務労務単価の改定状況、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視する。特に、賃金水準、労務単価の上昇に伴う価格転嫁については、労務費指針に則り、「発注者として採るべき／求められる行動」を

踏まえた対応に努める。また、再委託を行っている場合は、サプライチェーン全体を考慮した協議を行うように努める。

年度途中に労務費の改定があった場合や、その他の価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。このとき、受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けることが望ましい。

賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う。

また、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。なお、労務費上昇の理由の説明や根拠資料につき、公的機関等の公表資料に基づくものが提出されているにもかかわらず、これに加えて詳細なものや受注者のコスト構造に関わる内部情報まで求めることは、実質的に受注者からの価格転嫁に係る協議の要請を拒んでいるものと評価され得るところ、これらが示されないことにより明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

加えて、労務費の上昇分についての取組方針については、発注担当者のみで対応を決定せず、意思決定の具体的内容を当該契約の専決者まで上げて決定する。

以上については、労務費指針¹⁹の「発注者として採るべき／求められる行動」において詳細が記載されているので参照されたい。

(災害時等の予期せぬ業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

上記のとおり、適切な業務履行のために、仕様書等の作成に当たっては必要事項を確実に盛り込むよう十分考慮する必要があるが、災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていない業務履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の変更を適切に行う。

(業務履行中の実施状況の確認等)

業務期間中においては、その品質が確保されるよう、作業計画書や作業マニ

¹⁹ 公正取引委員会 | 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html> (令和7年7月23日閲覧)

ュアル、業務実施体制図、緊急連絡体制、自主的な検査に係る計画、業務履行報告書（日報や月報）など、必要に応じて確認する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な業務実施がなされるよう、通常より業務実施状況の確認等の頻度を増やすこと、業務を履行する受注者又は当該業務に配置された技術者の業務実績や業務遂行能力、履行評価能力などが、入札手続において評価項目に設定されたものより下回っていないかを確認すること等の対策を実施するよう努める。

また、受注者から履行状況の定期的な報告を受けるとともに、業務履行の節目において、必要な確認（以下「業務実施中の履行確認」という。）を適切に実施するよう努める。業務実施中の履行確認については、業務の実施状況について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、後記の業務完了後の評価に反映させるよう努める。

加えて、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金の確保等、適正な労働環境の確保を促進することが規定された趣旨を踏まえ、発注者は業務に従事する者への賃金の支払い等に関し、その実態を把握するよう努める。

（維持管理に関する情報共有）

業務開始に際して、施設概要、使用条件、保全方法等に関する関連資料等を用い情報共有を図るよう努める。業務開始後も必要に応じて業務に関する情報等の伝達・共有化に努める。

（6）業務完了後

（業務完了後の適切な履行検査・評価等）

契約期間が満了し、業務が完了する際には、契約書等に定めるところにより検査（以下「業務完了後の履行検査」という。）を行うとともに業務完了後の評価を行うよう努める。

業務完了後の履行検査については、業務について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに評価結果に反映させるよう努める。

各発注者は、この評価を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定するよう努める。また、各発注者は評価結果に関する資料のデータベースを整備することを検討する。

（施設機能に関する現況確認）

業務実施中の履行確認及び業務完了後の履行検査を踏まえ、施設の現況について確認するとともに、事業者が変更された場合も円滑に業務が引き継がれるよう、次年度以降の業務発注に変更を及ぼす事項を把握するよう努める。

3 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと思われる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国等の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国等は、講習会や研修の機会を捉えて、各発注者間の連携に資するよう、情報交換等が積極的に行える環境作りに配慮する。

コラム1 建築物衛生法に基づく知事登録制度の概要

建築物の環境衛生を良好な状態に保つためには、その維持管理の実務を担う事業者が、適切にその業務を遂行できるように資質の向上を図っていくことが重要である。このような観点から、建築物衛生法では、当該事業者について一定の物的基準、人的基準、その他の基準を満たしている場合、都道府県知事の登録を受けることができるという制度が設けられている（建築物衛生法第12条の2）。

登録される事業区分及びその業務の内容は、次の表のとおりである。

	事業区分（表示できる名称）	業務の内容
1号	建築物清掃業	清掃を行う事業
2号	建築物空気環境測定業	空気環境の測定を行う事業
3号	建築物空気調和用ダクト清掃業	空気調和用ダクトの清掃を行う事業
4号	建築物飲料水水質検査業	飲料水の水質検査を行う事業
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業	飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
6号	建築物排水管清掃業	排水管の清掃を行う事業
7号	建築物ねずみ昆虫等防除業	ねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業
8号	建築物環境衛生総合管理業	清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であって、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業

登録は、事業区分に応じて、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事が行う。登録業者は、登録を受けた営業所について、登録業者である旨を表示することができる。一方で、登録を受けていない事業者は、登録業者又はこれに類似する表示を行うことができず（建築物衛生法第12の10）、この規定に違反して登録を受けずに表示をした者は十万円以下の過料に処する規定がある（建築物衛生法第18条第3号）。登録の有効期間は6年である。

登録を受けるためには、建築物衛生法施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「施行規則」という。）において事業区分に応じて定める、機械器具その他の設備に関する基準（物的基準）、事業に従事する者の資格に関する基準（人的基準）、その

他の基準を満たしている必要がある。この内、その他の基準（作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関する基準）は、施行規則に基づく告示（平成14年3月26日付け厚生労働省告示第117号²⁰）で詳細を定めている。

登録業者の物的基準と人的基準について、p22の表1及びp23の表2に詳細を記載する。

当該制度に基づく登録事業者は、各基準を満たしている必要がある。特に、人的基準として、事業区分に応じて、作業監督者等が国家資格等を有していること、特定の講習を受講していること、一定の学歴や実務経験を有する者であること等が必要であり、事業区分によっては、従事者全員に1年に1回の研修を受けさせる体制が整っていることが必要である。

また、登録業者の業務の改善向上を図ることを目的として、厚生労働大臣による指定団体制度が設けられており（建築物衛生法第12条の6）、現在、以下の団体が指定されている。指定団体は、登録業者の従事者に対する研修や、指導者を育成する講習の実施等の事業を行っている。

事業区分	指定団体名称
建築物清掃業	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
建築物飲料水貯水槽清掃業	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 公益社団法人全国建築物飲料水管理協会
建築物ねずみ昆虫等防除業	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 公益社団法人日本ペストコントロール協会
建築物環境衛生総合管理業	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

この登録の有無を、ビルメンテナンス業務の調達において業務実施能力を評価する指標として用いることが考えられるので参考にされたい。

本文の記載のとおり、競争参加者の業務実施能力を確保する方法としては、競争参加資格に必要な事項を設定することや、総合評価落札方式における技術評価基準の一つとして、望ましい事項を設定することが考えられる。発注者が受託者に必ず求めるものについては前者に設定するべきであり、その事項に該当することや当該指標の多寡を望ましいものとして積極的に評価したい場合は、後者に設定するべきである。

調達方法の選択や競争参加資格の設定は、業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務実績や地域要件など競争性の確保に留意して行う必要がある。

²⁰ 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成14年3月26日付け厚生労働省令告示第117号）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei10/02.html>

＜表 1＞建築物衛生法に基づく知事登録の物的基準

業種	機械器具	設備
建築物清掃業	(1) 真空掃除機 (2) 床みがき機	—
建築物空気環境測定業	(1) 浮遊粉じん計 (2) 一酸化炭素検定器 (3) 二酸化炭素検定器 (4) 温度計 (5) 乾湿球湿度計 (6) 風速計 (7) 空気環境の測定に必要な器具	—
建築物空気調和用ダクト清掃業	(1) 電気ドリル及びシャワー又はニブラ (2) 内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。) (3) 電子天びん又は化学天びん (4) コンプレッサー (5) 集じん機 (6) 真空掃除機	—
建築物飲料水水質検査業	(1) 高圧蒸気滅菌器及び恒温器 (2) フレームレス原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置 又は誘導結合プラズマ質量分析装置 (3) イオンクロマトグラフ (4) 乾燥器 (5) 全有機炭素定量装置 (6) pH計 (7) 分光光度計又は光電光度計 (8) ガスクロマトグラフ質量分析計 (9) 電子天びん又は化学天びん	水質検査を適確に行うことのできる検査室
建築物飲料水貯水槽清掃業	(1) 揚水ポンプ (2) 高圧洗浄機 (3) 残水処理機 (4) 換気ファン (5) 防水型照明器具 (6) 色度計、濁度計及び残留塩素測定器	機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫
建築物排水管清掃業	(1) 内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。) (2) 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル (3) ワイヤ式管清掃機 (4) 空圧式管清掃機 (5) 排水ポンプ	機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫
建築物ねずみ昆虫等防除業	(1) 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡 (2) 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器 (3) 噴霧機及び散粉機 (4) 真空掃除機 (5) 防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器	専用機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用保管庫
建築物環境衛生総合管理業	(1) 真空掃除機 (2) 床みがき機 (3) 空気環境測定業において必要な測定器及び器具 (4) 残留塩素測定器	—

＜表 2＞建築物衛生法に基づく知事登録の人的基準

業種	監督者等	従事者
建築物清掃業	●清掃作業監督者 ➢ビルクリーニング技能士1級又は建築物環境衛生管理技術者免状取得者であって登録講習修了者	従事者研修
建築物空気環境測定業	●空気環境測定実施者 ➢登録講習修了者 ➢建築物環境衛生管理技術者免状取得者	—
建築物空気調和用ダクト清掃業	●空気調和用ダクト清掃作業監督者 ➢登録講習修了者 ➢建築物環境衛生管理技術者免状取得者	従事者研修
建築物飲料水水質検査業	●水質検査実施者 ➢大学又は旧専門学校において、理科系の課程を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者 ➢衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者 ➢短期大学又は高等専門学校において、生物又は工業化学の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者 ➢上記と同等以上の知識及び技能、技能を有すると認められる者	—
建築物飲料水貯水槽清掃業	●貯水槽清掃作業監督者 ➢登録講習修了者 ➢建築物環境衛生管理技術者免状取得者	従事者研修
建築物排水管清掃業	●排水管清掃作業監督者 ➢登録講習修了者 ➢建築物環境衛生管理技術者免状取得者	従事者研修
建築物ねずみ昆虫等防除業	●防除作業監督者 ➢登録講習修了者	従事者研修
建築物環境衛生総合管理業	●統括管理者 ➢建築物環境衛生管理技術者免状取得者であって、登録講習修了者 ●清掃作業監督者 ➢建築物清掃業と同じ ●空調給排水管理監督者 ➢ビル設備管理技能士又は建築物環境衛生管理技術者免状取得者であって、登録講習修了者 ●空気環境測定実施者 ➢建築物空気環境測定業と同じ	従事者研修 (清掃作業従事者、空調給排水修理従事者)

コラム2 労務費指針において記載されている「発注者としての行動」

ここでは、労務費指針において記載されている「発注者として採るべき／求められる行動」、「発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動」を転載する。労務費指針においては、それぞれの解説文、特別調査の結果、取組事例、「受注者として採るべき行動／求められる行動」も記載されているので、適宜参照されたい。

公正取引委員会 | 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/romuhitenka.html

<発注者として採るべき／求められる行動>

発注者としての行動①

1. 労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、
2. 経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと
3. その後の取組状況を定期、的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

発注者としての行動②

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。

特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては転嫁について協議が必要であることに留意が必要である。

発注者としての行動③

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

※ 「留意すべき点」から抜粋

価格交渉を行うための条件として、労務費上昇の理由の説明や根拠資料につき、公表資料に基づくものが提出されているにもかかわらず、これに加えて詳細なものや受注者のコスト構造に関わる内部情報まで求めることは、そのような情報を用意することが困難な受注者や取引先に開示したくないと考えている受注者に対しては、実質的に受注者からの価格転嫁に係る協議の要請を拒んでいるものと評価され得るところ、これらが示されないことにより明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

発注者としての行動④

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

発注者としての行動⑤

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

発注者としての行動⑥

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

<発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動>

発注者・受注者共通の行動①

定期的コミュニケーションをとること。

発注者・受注者共通の行動②

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

事業者等における適切な御遺体の取扱い等に関するガイドライン

多死社会の到来とともに御遺体を取り扱う業務が増加するなかで、公衆衛生や労働安全衛生上の課題が指摘されている。

本ガイドラインは、葬送の過程において御遺体の処置、保管等といった御遺体を取り扱う事業者及びその従業員の方々が、日常的に御遺体と接するに当たり留意することが望ましい事項をまとめたものである（医療従事者等による御遺体の取扱いは本ガイドラインの対象として想定していない。）。

また、上記のとおり、本ガイドラインは、御遺体を取り扱う事業者及びその従業員の方々が日常的に業務として御遺体に接するに当たり留意することが望ましい事項をまとめたものであり、特定の感染症の蔓延といった個別事象の発生を前提に策定したものではない（特定の感染症蔓延時等においては、当省において策定している各種通知等に従って適切に対応されたい。）。

御遺体を取り扱う事業者においては、御遺体に対する敬意の念を持って御遺体を取り扱うことはもちろんのこと、本ガイドラインをもとに、業務の実態に応じた具体的な業務手順をまとめ、日常業務において活用するとともに、これらを踏まえた従業員教育を適時適切に実施することが望まれるほか、利用者である御遺族への心理的ケアにも最善の注意を払い、利用者からの相談について適切に対応することが望まれる。

1 御遺体からの感染リスクに対する予防と対策

（総論）

様々な感染症で亡くなる場合のみならず、感染症が主病名でなくとも御遺体の皮膚や血液等の体液には様々なウイルスや細菌、真菌などの微生物が生存している。また、火葬までに時間を要する場合にエンゼルケア（死後処置）や腐敗防止処置が不十分であると、血液等の体液が漏出する可能性が高くなることが考えられ、ウイルス等の病原体の付着等による感染リスクが増大する可能性がある。

御遺体に直接接触する作業を行わない場合であっても、例えば、納棺前に御遺体を搬送・安置する台に血液等の体液が付着する場合もあることから、当該体

液に接触することにより感染するリスクがあることについても留意する。

そこで、可能な限り、御遺体の引取り時において、死亡診断書（死体検案書）に記載されている感染症情報（病名）を確認することが望ましいと考えられる。御遺体の引取り時において、死亡診断書（死体検案書）に記載された感染症情報（病名）を確認することができない場合であっても、御遺体が感染性を有していた場合に備え、御遺体の取扱いに際して必要となる防護具等の備品の事前準備を十分に行っておくことが重要である。

また、死亡診断書（死体検案書）に感染症に関する病名が記載されていなかったとしても、御遺体が死後一定時間感染性を有する病原体を保持している可能性があり、死後も一定時間ウイルス等の病原体が感染性を有する可能性がある。（「コラム1」参照）このため、御遺体の死後処置（エンゼルケア）等において、御遺体に触れる又は御遺体から漏出した血液等の体液に接触する可能性がある作業に携わる従業員は、死亡診断書（死体検案書）における感染症への言及の有無によらず、御遺体は常に一定の感染性を有し得るということを通常業務の中でも認識する必要がある。具体的には、当該作業を行う際にはゴム手袋等（ゴムやポリ塩化ビニール製等の使い捨て手袋をいう。以下同じ。）を必ず着用し、状況等によりマスク等の防護具等を着用することができるよう事前に準備し、必要に応じてマスク等の防護具を着用することが推奨される。

さらに、感染対策の基本は手指衛生であることを十分認識し、御遺体に触れる又は御遺体の血液等の体液に接触する作業を行うごとにゴム手袋等の着脱及び着脱前後の適切な手指衛生を実践する。

手指衛生には、石鹸と流水による手洗いと擦式アルコール手指消毒薬等による手指消毒の2つの方法があるが、ゴム手袋等を外した後、手に血液等の体液が付着しているといった目に見える汚染がある場合は、石鹸と流水による手洗いを行うこと（作業場所の近くに手洗いをするのできる設備がない場合であっても、手に付着した血液等の体液をウェットティッシュ等で物理的に除去した上で擦式アルコール手指消毒薬等による手指消毒を行うこと。）。

また、ゴム手袋等を外した後、手に血液等の体液が付着しているといった目に見える汚染がない場合であっても、擦式アルコール手指消毒薬等による手指消毒を行うこと。

加えて、御遺体や御遺体の血液等の体液に接触する可能性があるエンゼルケア（死後処置）、搬送（納棺前）、湯灌の各作業時や、警察検案の御遺体の引取り時における御遺体の取扱いの際には特に注意する必要がある、各事業者において、これらの作業時における作業方法等について従業員教育を行うこと。

(1) 防護具等の備品の事前準備及び御遺体の感染症情報の確認

ア 防護具等の備品の事前準備

御遺体を取り扱うに当たり、防護具等の備品の事前準備が重要となる。御遺体からの感染対策のため、御遺体1体ごとに、以下備品例を参考に防護具等の備品を整備し、必要時にすぐに使用できるように準備しておくこと。

【防護具等の備品例】

ゴム手袋等、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド、吸水シート、納体袋、おむつ、洗浄綿等

イ 御遺体の感染症情報の確認

可能な限り、死亡診断書（死体検案書）を確認し、御遺体が生前に有した感染症情報（病名）を把握するよう努めること。また、作業ごとに別の従業員が担当する場合がある事業所においては、取得した感染症情報を引き継ぎ、共有を行うことができるよう、担当者間において適切に御遺体の感染症情報を引き継ぎ、共有すること（例えば、情報共有シート（「コラム2」参照）をあらかじめ準備し、当該シートに感染症情報等の引継ぎ事項を記入する方法が考えられる。）。

(2) 御遺体の取扱い時における防護具の着脱等

ア 御遺体に直接触れる作業を行う場合は、ゴム手袋等を必ず着用し、ゴム手袋等は、一作業ごとに着脱し、使い回さず、関係法令に則り、適切に廃棄処分を行うこと。また、当該作業を行う場合であって、御遺体の血液等の体液が顔に飛散するおそれがある場合には、マスクも着用することが望ましい。

加えて、感染のリスクが高いと考えられる場合にすぐに着用することができるよう、ガウンやゴーグル、フェイスシールドも準備をしておくことが望ましい。

イ 御遺体の感染症情報を入手することができない場合や、御遺体からの感染リスクに不安を感じる場合には、ゴム手袋等に加えて、マスク、ガウンやゴーグルを着用することが望ましい。

ウ ゴム手袋等の防護具を着用する場合には、着脱の順番（手順）に留意すること。

防護具の着脱の順序は、汚れたゴム手袋等を最初に外すことで、接触により病原体が付着することを防止するため、「ゴム手袋等を最後に着け、最初に外す」のが原則である。

また、ゴム手袋等を着用する際は手首が露出しないよう留意するとともに、外す際は、病原体が付着している可能性があるため、外側を素手で触れないよう留意する。ゴム手袋等を外した後は、手に血液等の体液が付着しているといった目に見える汚染がある場合は石鹸と流水による手洗いをを行い、このような目に見える汚染がない場合であっても、擦式アルコ

ール手指消毒薬等による手指消毒を行うこと。

なお、布白手袋は、御遺体に直接触れる作業では使用しないことが望ましい。やむを得ず使用した場合であっても、1回使用するごとに、使用後に毎回洗濯をすること。（「コラム3」参照）

エ 防護具の脱衣場所については、汚染を拡げないように、各事業者で定めたエリアで行うことが望ましい。

オ 使用済防護具を廃棄するため、専用の蓋付き廃棄容器を設置することが望ましい。

また、使用済防護具について、作業場所に専用の蓋付き廃棄容器がある場合には当該容器に廃棄し、作業場所に専用の蓋付き廃棄容器がない場合には、使用済防護具をビニール袋等に入れ、袋を閉じて密封した状態で当該容器がある場所まで運搬し、当該容器に廃棄する。なお、使用済防護具は、関係法令に則り適切に廃棄処分を行うこと。

カ 個別の作業において留意することが望ましい事項は以下のとおりである。

エンゼルケア（死後処置）

御遺体の清拭や鼻・肛門等への詰め物、紙おむつ使用等の作業を行う場合は、御遺体の血液等の体液に接触したり、当該体液が衣服（礼服の袖口等）に付着したりする機会が高くなる。皮膚の接触により感染症に罹患するリスクもあるため、必ずゴム手袋等を着用すること。

警察検案の御遺体については、後頭部に穿刺孔がある場合があり、このような場合に頭部に触れると体液（髄液）と接触する可能性があるので注意する。ゴム手袋等を必ず着用するほか、状況等により必要に応じて、マスク、衣服への付着を防ぐガウンや目の粘膜への飛散から保護するゴーグルを着用することが望ましい。

防護具の着脱方法については事前に練習を行っておき、防護具に飛散した病原体の伝播防止に努めること。上記ウ記載のとおり、ゴム手袋等は最後に着け、最初に外し、外した後はただちに流水等による手洗いをを行い、手指衛生の徹底を心掛けること。

搬送（納棺前）

御遺体に対する処置が終わる前（納棺前）の搬送は、御遺体に由来する血液等の体液が漏出し、搬送に伴う作業の過程で血液等の体液に接触する可能性があることから、必ずゴム手袋等を着用し、状況等により必要に応じてマスクを着用することが望ましい。

湯灌、納棺の作業

御遺体の清拭や、傷口のメイクの作業等、御遺体の皮膚に直接触れる作業は、血液等の体液及び皮膚を介する感染症予防として、必ずゴム手袋等を着用し、状況等により必要に応じてマスクを着用することが望ましい。

また、御遺体に対してメイクの処置を行った際に使用した用具（パフ、筆、剃刀等）は、ウイルス等の病原体の付着等による感染リスクが増大する場合がありますため、使い回しを避けること。

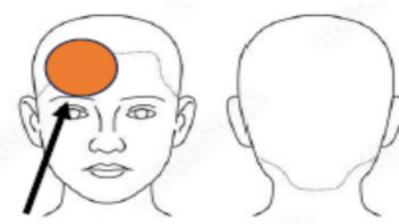
【コラム1】ワクチン接種について

病院等の医療機関や高齢者施設に出入りする事業者については、指定の感染症予防対策や教育を求められる場合がある。また、御遺体を取り扱う作業に従事する場合、傷口や粘膜への接触によって、血液や体液に含まれる病原性を有するウイルスに感染するリスクがある。日本環境感染学会や日本法医学会の指針等においては、御遺体の体液や粘膜に触れたり、その可能性がある作業（清掃作業等）に従事する場合のワクチン接種の励行や、針刺し切創、体液等への曝露が発生した際の対応が記載されている。

【コラム2】御遺体の感染情報や処置に関する社内情報共有シートの活用例

御遺体にメイクや処置を行ったこととあわせ、その実施日・故人名（喪家）・性別・納棺時の立会い有無、使用保全剤の有無（種別）、宗派（宗教）、棺種別、式日程の情報を記載し、御遺体の傷や体液漏出口、感染情報等の個別情報を図示して共有している例がある。

（モデル例）

処置報告書				
施行日	故人名	性別	納棺時立ち合い	保全材
R7年 5月 23日（金）	葬儀 太郎	男	あり / なし	TA DUMS
宗派	棺	着替え	式日程	
曹洞宗	金彩グリーン	洋服	5月 31日	通夜 ワンデー
処置内容				
<p>【施行初日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保湿 ・着替え ・口閉じ 		 <p>大きめの痣あります 事前にカバーメイクするか確認</p>		
<p>【納棺式】 5月 25日（日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・髭ともみあげカットしました ・痣をメイクで隠しました ・旅支度遺族に付けてもらいました 		 <p>ペースメーカーあり →担当者に報告済み</p> <p>右手首 点滴痕あり 綿と接着剤 絆創膏で止血</p> <p>褥瘡あり 吸水シート 巻いています</p>		
<p>【アフター】</p> <p>5月30日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・痣のカバーメイクが浮いていたのでなじませました ・お顔の周りを飾り付けました 				
<p>【その他共有事項・遺族の反応など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眼鏡は火葬直前に取り外して骨壺に入れる旨お伝え済みです。 				

（注）上図は実際に使用する際のモデル例として例示したものであり、現に用いられたものではありません。

【コラム3】防護具の着脱方法について

ゴム手袋等やマスクといった防護具の具体的な着脱方法については、視覚的にも分かりやすい資料（一例として、一般社団法人職業感染制御研究会がホームページで公表している資料が参考になる。（※））を利用するなどして、従業員教育に役立てることも推奨される。

（※）

http://jrgoicp.umin.ac.jp/related/ppe_2022/ppe_catalog_20220901.pdf

（「感染予防のための個人防護具(PPE)の基礎知識とカタログ集 2022年版教育用図表資料集」のスライド37-38枚目に手袋の着脱方法の図が掲載されている。）

2 御遺体の取り違え防止対策

各事業者においては、御遺体を取り違えることがないように、以下を参考に具体的な作業手順を定め、従業員に周知し実行することが望ましい。

- ・ 病院等からの御遺体搬送時において、御遺族等に対して、御遺体と死亡診断書（死体検案書）記載の人物が同一であるかどうかを確認すること。
- ・ また、御遺体を納棺する際に、御遺体の識別ができるよう、布団等に安置している御遺体の上や布団の中等に置いた名前のプレートと棺に取り付けた御遺体の名札の名前が一致することを2名以上で確認するといった対応を行うこと。その際、棺に取り付けた名札が剥がれることなどないように留意すること。
- ・ 特に複数の棺を同一室内で取り扱う、又は作業が分業制になっており、御遺体に複数の担当者が関わるなどの取扱いを行っている事業者においては、御遺体を取り違えることがないように、安置、納棺、出棺といった各工程ごとに2名以上による確認を行うなどして十分に留意すること。

【コラム4】御遺体の取違え事故防止のための好事例

棺につける名札に、故人の御名前・性別・年齢等の個人識別情報に加えて、安置日時、安置担当者、納棺日、湯灌や着せ替え、メイクの有無、通夜や葬儀告別式の日時を記載することで、御遺体情報の個別化を図っている例がある。

（モデル例）

ふりがな				さま
故人名				様
性別	男性	女性	年齢	歳
安置日時	年 月 日 ()			時 分
安置担当			打合せ担当	

3 御遺体の腐敗防止のための処置

- (1) 御遺体の安置期間の平均は全国で約2.5日であるが、関東地方では最大で約17日、北海道東北地方では最大で約15日の安置期間となる場合があった（令和5年度厚生労働科学特別研究事業「遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び今後の方策検討に資する研究」参照）。

このような事情も踏まえ、御遺体の腐敗を防止するために、御遺体を冷却する処置が必要となる。

- (2) 御遺体の腐敗防止のため、冷蔵庫や冷蔵室の設置がある場合は活用すること。

また、冷蔵庫や冷蔵室設備がない場合はドライアイス等で御遺体を冷却する必要があるが、エコクールなどの非二酸化炭素製品のみを使用するなどの場合を除いて、ドライアイス自体は二酸化炭素高濃度発生源となるため、特に納棺までの間は、御遺体安置室内の二酸化炭素濃度が極めて高濃度になることを認識すること。

特に御遺族が御遺体と一晩過ごすといった場合は、比重の重い二酸化炭素が床面に溜まり、寝泊まりする御遺族が高濃度二酸化炭素に曝露し、二酸化炭素中毒になるおそれがあるため、定期的な換気を要する。

さらに、納棺以降は、棺を開けて覗き込むなどの行為は控えるよう、御遺族に注意喚起すること（死亡事故発生が散見される。）。

- (3) 御遺体を安置する部屋の室内環境（温度（室温）及び二酸化炭素濃度）に関する基準

御遺体を安置する部屋の室内環境（温度（室温）及び二酸化炭素濃度）に関して、望ましい基準は以下のとおりである¹。

各事業者においては、室内環境を確認の上、以下に示す室内基準値内の二酸化炭素濃度となるよう、機械換気設備がある場合は活用すること。また、機械換気設備がない場合は、御遺体の数（棺の数）に応じて、20から30分に1回、部屋の対角を窓開けするなどの方法で自然換気に努めること。

¹ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する「居室」に該当する場合で、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の2第1号ハの「中央管理方式の空気調和設備」が設置されている場合は、同令第129条の2の5第3項の表（三）に定める基準を遵守すること。また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定される「特定建築物」に該当する建築物であって、「居室」（建築基準法第2条第4号）に該当するものについては、建築物環境衛生管理基準（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）第2条）に定める基準を遵守すること。

〈御遺体を安置する部屋の室内環境に関する望ましい基準〉

室区分A 御遺体を安置するだけの部屋（従業員は作業を行わない）

室区分B 御遺体を安置し、従業員が一定時間作業を行う部屋（御遺族は立ち入らない）

室区分C 御遺族が立ち入る安置・葬儀室

室区分	温度（室温）	二酸化炭素濃度 * 1
A	18℃を下回って構わない。	5,000 ppm
B	18℃以上、28℃以下 可能な範囲で低くを目指す。	5,000 ppm * 2
C	18℃以上、28℃以下	3,000 - 3,500 ppm * 3

* 1 （最大瞬間値ではなく）平均値の濃度とする。

* 2 ドライアイスを取り扱う作業を行う者は、その作業時間を可能な限り短時間（おおむね 15 分前後を目安とする）にとどめるように努めること。

* 3 ① ドライアイスが棺内に入れず、御遺体の脇に置く場合、室内の二酸化炭素濃度は極めて高くなる。特に一晩御遺体に遺族が付き添う等の行為は、二酸化炭素の高濃度曝露の危険を伴うため、定期的な換気、時間を区切る、部屋を分けるなど、曝露時間の低減を心掛けること。

② 御遺族が「棺を開ける行為」は、二酸化炭素の高濃度曝露による死亡のリスクがあることから、基本的に好ましくない。

従業員は、御遺族の心情に配慮しつつ、棺内に顔を入れて御遺体を「のぞき込む行為及び顔を入れる行為」は死亡事故につながる危険性があることを十分に認識した上で、御遺族と接すること。

その上で、御遺族が棺を開ける場合であっても、棺内を「のぞき込む行為及び顔を入れる行為」は厳に避けた上で、十分な換気を確保し、従業員の立ち合いのもとに行うこととし、棺を開ける時間は1回につき2、3分以内として、頻繁に開け閉めを行わないように注意すること。

(4) ドライアイス使用時の留意事項

御遺体の保冷・腐敗防止の目的で使用するドライアイスは、室温条件に応じて速やかに気化し、密室内では極めて高濃度の二酸化炭素濃度となるため、箱の中に密閉して取り扱うことが原則となる。

特に、御遺体搬送時の車内や、納棺前の御遺体の脇にドライアイス置く場合には、車内や室内の酸素濃度が低下するおそれがあるため、細心の注意を要する。

【コラム5】ドライアイスの取扱いに関する事故例

(1) ドライアイスの取扱い事故に関する消費者庁による注意喚起の事例

葬儀の際に、保冷のために棺の中に置いていたドライアイスによる二酸化炭素中毒死が疑われる死亡事故情報を受け、棺の中に顔を入れない、室内換気を十分に行う、線香番などで一人にならない、といった消費者が棺に接する際の注意事項等が紹介されている。

(消費者庁ウェブサイト)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_071/

(2) 「職場のあんぜんサイト」に掲載されている事故例

食品、ドライアイス、生活用品などの卸売りを業とする事業場の倉庫内に設置されている保管庫内において、中腰の姿勢でドライアイスを収納する作業中に、昇華した二酸化炭素ガスが保管庫内に滞留していたため、昇華した二酸化炭素ガスを吸入し、酸素欠乏症に罹った事故例について、発生原因、換気装置の設置や保護具の備え付けなどの対応策等が紹介されている。

(厚生労働省ホームページ)

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/sai_det.aspx?joho_no=100730

(注) 以下の図は上記「職場のあんぜんサイト」ホームページより転載

倉庫内の保管庫内でドライアイスを収納する作業で酸素欠乏症に罹る



【コラム6】その他、御遺体の取扱いにおいて配慮することが望ましいポイント

御遺体は、一定程度の重量を有するものであることが通常であることから、御遺体を取り扱う従業員の腰痛事故防止に留意すること。

また、ストレスチェックの活用をはじめ、御遺体と接する作業や御遺族に対する心理的ケアに関わる従業員自身の心理的負担の軽減に向けて、ストレス対策や過重労働防止にむけた健康管理対策を講じることが望ましい。

以上

健生衛発 1031 第 2 号
令和 7 年 10 月 31 日

各 都道府県
市町村
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

火葬場の経営・管理に関する指導監督について

株式会社により経営されている火葬場（墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「墓地埋葬法」といいます。）制定前に設立されたもの）において、グループ企業が葬儀を執り行う、当該火葬場を葬儀業者のウェブサイトに掲載して宣伝することが禁じられる、火葬料金等が相次いで引き上げられるなどの報道があったことを受け、「火葬場の経営・管理について」（令和 4 年 11 月 24 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）において、「火葬場は、国民生活にとって必要なものであり、公共的な施設です。火葬場の経営においては、持続性と非営利性が確保される必要があり、利用者を尊重した高い倫理性が求められ、火葬場経営が利益追求の手段となって、利用者が犠牲になるようなことはあってはならないもの」であって、「火葬場が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく経営・管理されるよう、公衆衛生の確保のほか、持続性の確保、利用者の利益の保護、広域的な需給バランスの確保等の観点から、適正な火葬場の経営・管理について指導監督の徹底」を依頼しているところです。

今般、火葬場に対する指導監督事務に関して、「墓地経営・管理の指針等について」（平成 12 年 12 月 6 日生衛発第 1764 号厚生省生活衛生局長通知。以下「墓地経営・管理の指針」といいます。）も踏まえ、下記のとおり、その考え方を整理しましたので、各都道府県等におかれては、公衆衛生の確保の観点にとどまらず、火葬場の適正な経営・管理の観点からも、引き続き、指導監督を徹底願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であり、これを参考として、各都道府県等において地域

の実情等を踏まえながら、必要な場合には条例、規則等の制定・改正を行うなどして火葬場の経営・管理の向上が図られることが望ましいと考えられます。

記

第1 火葬場の経営・管理に関する指導監督における基本的な考え方について

- 1 墓地埋葬法第1条において、「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。」とされているところ、同法の施行に当たっては、この目的に沿った運用がなされる必要がある。
- 2 火葬場は、国民生活にとって必要なものであり、公共的な施設である。火葬場については、誰もがこれを利用できるよう、その管理、運営が営利目的のためにゆがめられるなどにより利用者の保護の観点から支障が生じることがないようにするとともに、健全かつ安定的な運営を継続させる観点から、火葬場の経営主体には非営利性、継続性が求められる（「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた火葬場の経営主体に関する取扱い等について」平成31年1月11日薬生衛発0111第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）。
- 3 これらの基本的な考え方を踏まえ、火葬場については、公衆衛生の確保の観点からの指導監督にとどまらず、適正な経営・管理に関する指導監督を行う必要がある。

なお、以下に示す事項は、火葬場に対する指導監督を念頭に置くものであるが、墓地埋葬法における基本的な考え方等については、必要に応じ、墓地経営・管理の指針等も併せて参考にされたい。

第2 指導監督等の実施について

火葬場に対して指導監督等を行うに当たっては、以下の事項を参考にすること。

- 1 指導監督を行う職員の体制
火葬場の経営・管理についても実効的な指導監督を行うことができるよう、火葬場に対する立入検査、報告徴収等を行う際には、監督自治体において、適正な職員体制等を整えて臨むことが望ましい。
- 2 報告徴収等の活用
(1) 報告徴収については、経営状況の把握の基本となる事柄であり、監督自

治体である都道府県等は必要な報告徴収を計画的に行うこと。

- (2) 墓地埋葬法上、火葬場については強制的な立入検査権限が認められているため（墓地埋葬法第18条）、必要に応じて現場で適切な運営がなされているかどうかを確認することも重要である。

3 事業実施の状況

(1) 火葬場の経営について

ア 高齢化の進展を踏まえ、地域における将来的な死亡者数の見込み（火葬需要）と火葬場の対応能力を考慮した安定的な運営を確保できる経営状況となっていること。

イ 火葬場は公共的な施設であり、火葬場の経営が利益追求の手段となつて、利用者が犠牲になるようなことがあってはならず、誰もが火葬場を利用できる必要がある。このような観点から、以下の点について確認することが考えられる。

- ・ 火葬料金について、火葬場の経営・管理に必要な費用に比べて明らかに高く、事実上、利用者が利用できないような法外な料金設定となっていないかどうか。
- ・ 火葬場経営における利益の用途について、他の事業の運営費用や配当に充てるといった経営・管理が行われていないかどうか。

また、以上の点については、例えば、火葬場に対して、火葬料金の設定の考え方や根拠等について明らかにするよう求めることにより確認することが考えられる。

(2) 火葬場の利用に関する規定について

利用者に対して料金等に関する規定が明確になっており、十分な説明が行われていること。

(3) 許可の際の条件について

経営許可の際に監督自治体において条件を付している場合には、その条件が守られていること。

4 財務状況の把握について

- (1) 火葬場経営以外の事業を行っている場合には、当該事業の会計が区分されていること

火葬場経営以外の事業を行っている場合には、火葬場の経理・会計が当該他の事業と区分されており、火葬場の経営・管理に必要な費用の範囲内で運営されていることについて、財務関係書類等により確認できるようになっていること。

- (2) 財務関係書類の作成、備え付け、閲覧が適切に行われていること

他法令に基づき、財務関係書類の備え付けや閲覧が義務付けられている

場合には、当該他法令の関係規定に基づく備え付けや閲覧の対応を行うことにより、外部からのチェック機能が働くと同時に自らも経営状況の的確な把握が可能となり、間接的に経営の安定化に資するものと考えられる。

(3) 過度な負債を抱えていないこと

報告徴収等により確認する。また、報告徴収に加えて、経営者から重点的に説明を求めることなどにより経営状況を確認することも望ましい。

5 法令、条例等に沿った適切な経営・管理

墓地埋葬法、同施行規則、その他の法令及び条例等を遵守していること。

6 管理業務の委託方法

管理業務を委託している場合、その方法及び範囲が適切であること。

事務連絡
令和7年3月31日

各（都道府県
市町村
特別区）衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

縁故者情報の事前把握に関する事例調査の結果の送付等について

死亡者の縁故者が不在の墳墓（以下「無縁墳墓」といいます。）に関しては、近年、その管理の不十分さによる墓地経営への支障を懸念する指摘がされているところ、無縁墳墓の発生を抑止するには、墓地使用者以外の縁故者についてもその連絡先等の情報をあらかじめ把握しておくなどの取組が有効であると考えられるところです。

今般、全国の自治体及び一定の民営墓地を対象に、令和6年度厚生労働科学特別研究事業「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」において実施されたアンケートにより、墓地において死亡者の縁故者に係る情報をあらかじめ把握することとしている事例の調査が行われたところ、同研究の研究代表者（公益社団法人全日本墓園協会主管研究員・横田睦氏）の協力を得て、その結果を別添のとおりまとめましたので、公営墓地の経営や民営墓地の指導等の参考に願います。

なお、無縁墳墓に関しては、その解消のために改葬の手続を行おうとしても、墓所内に設置された墓石等の工作物の取扱いに墓地経営者等が苦慮する旨の指摘もされているところです。この点については、墓地の使用許可をし、又は使用契約を締結するに当たっては、あらかじめその取扱いを墓地の使用規則や使用契約において定めておくということが有用と考えられますので、その旨申し添えます。

縁故者情報の事前把握に関する事例調査 結果の概要

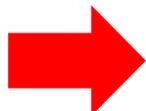
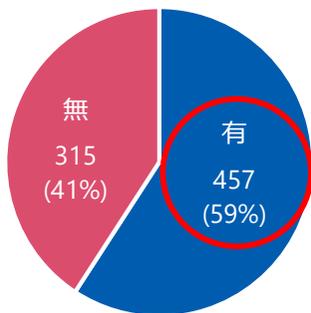
別添

厚生労働科学特別研究事業「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」より

- 令和6年度厚生労働科学特別研究事業において、自治体・一定の民営墓地を対象に、公営墓地・民営墓地における無縁改葬の実施状況等に関するアンケート調査を実施。同調査の中で、**縁故者に係る情報を事前に把握している事例**を収集。
- 調査時期：令和6年9月～10月
- 調査対象：（公営墓地）全国の自治体（都道府県・市町村・特別区） 1,788団体
（民営墓地）公益社団法人全日本墓園協会において把握している1ha以上の大規模な墓地 695か所
- 回答者数：（公営墓地）772団体 ※回答率：43.2%（=772団体／1,788団体）
（民営墓地）103か所 ※回答率：14.8%（=103か所／695か所）

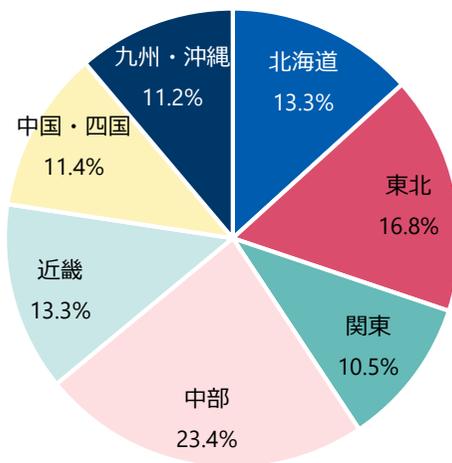
回答者の状況

公営墓地の有無



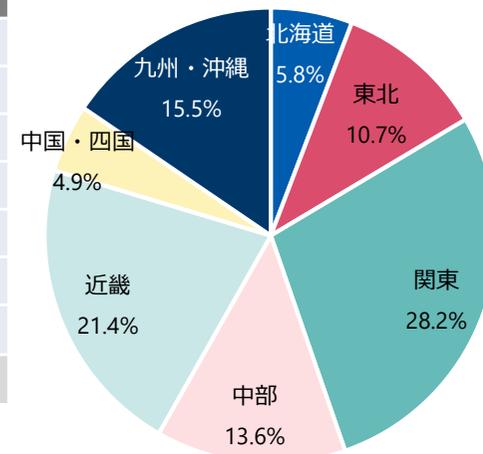
「自治体」

地域	回答数
北海道	61
東北	77
関東	48
中部	107
近畿	61
中国・四国	52
九州・沖縄	51
合計	457



「民営墓地」

地域	回答数
北海道	6
東北	11
関東	29
中部	14
近畿	22
中国・四国	5
九州・沖縄	16
合計	103



縁故者情報の事前把握に関する事例調査 結果の概要

厚生労働科学特別研究事業「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」より

1 縁故者に係る情報の事前把握の有無

「自治体」

区分	回答数
事前に把握している	56
事前に把握していない	377
無回答	24
合計	457

「民営墓地」

区分	回答数
事前に把握している	58
事前に把握していない	43
無回答	2
合計	103

2 縁故者に係る情報の事前把握の方法（複数回答）

「自治体」

区分	回答数
使用許可の申請書に縁故者にかかわる情報を記載させている	20
使用許可の申請書に縁故者にかかわる情報を記載した書面を添付させている	15
その他	26

「民営墓地」

区分	回答数
使用時における申請書に縁故者にかかわる情報を記載させている	42
使用時における申請書に縁故者にかかわる情報を記載した書面を添付させている	9
その他	22

「その他」として、

- ・ 承継（名義変更）の手続の際に、申請書に記載等させる
- ・ 戸籍謄本や住民票の写しを提出させる
- ・ 年に一度調査を行う
- ・ 会報誌送付の際に確認する

といった事例等が見られた。

縁故者情報の事前把握に関する事例調査 結果の概要

厚生労働科学特別研究事業「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」より

3 縁故者に係る情報の事前把握をするようになった理由（複数回答）

「自治体」

区分	回答数
いわゆる「管理料」が滞納された際、 使用者に督促をしようとしても 連絡不能ということがあったため	24
地震、台風等の災害により墓地が被災した 際に連絡をとれない使用者がいたため	3
特に何かがあったわけではないが、 把握しておくのが有益と考えたため	14
その他	19

「民営墓地」

区分	回答数
いわゆる「管理料」が滞納された際、 使用者に督促をしようとしても 連絡不能ということがあったため	46
地震、台風等の災害により墓地が被災した 際に連絡をとれない使用者がいたため	11
特に何かがあったわけではないが、 把握しておくのが有益と考えたため	24
その他	10

「その他」として、

- ・ 墓地使用者の死去後の承継関係把握のため
- ・ 従来徴していなかった管理料の徴収に向け使用者確認を行っていた際に、
無縁化防止の必要性を感じたため

といった回答等が見られた。

縁故者情報の事前把握に関する事例調査 結果の概要

厚生労働科学特別研究事業「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」より

4 「縁故者」として扱う範囲（複数回答）

≪自治体≫

区分	回答数
直系血族	2 (※)
直系姻族	0
傍系血族	0
傍系姻族	0
範囲に限定は設けていない	40
その他	13

※ 親等の範囲については、3親等とする回答があったほかは無回答。

≪民営墓地≫

区分	回答数
直系血族	14 (※)
直系姻族	6 (※)
傍系血族	3 (※)
傍系姻族	3 (※)
範囲に限定は設けていない	41
その他	10

※ 親等の範囲について、直系血族は1～6親等のいずれか、直系姻族は2～3親等のいずれか、傍系血族・傍系姻族は2親等と、回答は様々であったが、無回答もあった。

「その他」として、

- ・ 当該市町村で住民登録がされている者
- ・ 当該市町村内在住で生計を別にしていない者
- ・ 祭祀承継者となる者

といった限定を設けている事例等が見られた。

5 把握する縁故者の人数

≪自治体≫

区分	回答数
1名分	30
2名分	4
3名分	1
13名分	1
その他	11

≪民営墓地≫

区分	回答数
1名分	32
1～2名分	6
2名分	7
2～3名分	1
4名分	1
直系1親等	1
その他	5

「その他」として、

- ・ 人数は決めていない
 - ・ 使用者の世帯員数分とする
- といった事例等が見られた。

縁故者情報の事前把握に関する事例調査 結果の概要

厚生労働科学特別研究事業「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」より

6 縁故者について把握対象としている情報（複数回答）

≪自治体≫

区分	回答数
氏名	52
居住地	49
本籍地	21
電話連絡先	40
メールアドレス	2
勤務先	1
勤務先連絡先	1
使用者との続柄・関係	40
その他	5

≪民営墓地≫

区分	回答数
氏名	54
居住地	54
本籍地	7
電話連絡先	51
メールアドレス	3
勤務先	2
勤務先連絡先	2
使用者との続柄・関係	40
その他	4

「その他」として、「生年月日」の情報を把握している事例等が見られた。

7 事前把握した情報の更新（複数回答）

≪自治体≫

区分	回答数
定期的に変更の有無を確認している	2 (※)
使用者変更の手続がされる際に、併せて確認・更新している	26
使用者からの申し出等がない限り、特に変更の有無を確認したりはしない	27
その他	3

≪民営墓地≫

区分	回答数
定期的に変更の有無を確認している	7 (※)
使用者変更の手続がされる際に、併せて確認・更新している	41
使用者からの申し出等がない限り、特に変更の有無を確認したりはしない	22
その他	4

「その他」として、
・不定期だが通知を送信し確認
・使用者調査を実施
といった事例等が見られた。

※ 頻度等については、「未定」とする回答があった場合は無回答。

※ 頻度等については、
・ 年1回
・ 法要時、納骨時、受付時、承継手続時
・ 来苑時 115 - 等の回答があった。

縁故者情報の事前把握に関する事例調査 結果の概要

厚生労働科学特別研究事業「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」より

8 事前把握に当たって留意している点 (複数回答)

≪自治体≫

区分	回答数
縁故者にかかわる情報は、縁故者本人に記載してもらうようにしている	17
(使用者らが記載する場合) 縁故者本人に説明し、了解を得たのか確認している	16
縁故者にかかわる情報が記載されている書類を受理する場合、縁故者の同意書の添付を必要としている	4
記載項目として挙げていても、縁故者からの同意が得られない箇所については空欄を認めている	5
記載内容を補足、証明、裏付けるような別書類 (の写し) の添付を必要としている	10
その他	13

≪民営墓地≫

区分	回答数
縁故者にかかわる情報は、縁故者本人に記載してもらうようにしている	20
(使用者らが記載する場合) 縁故者本人に説明し、了解を得たのか確認している	20
縁故者にかかわる情報が記載されている書類を受理する場合、縁故者の同意書の添付を必要としている	4
記載項目として挙げていても、縁故者からの同意が得られない箇所については空欄を認めている	12
記載内容を補足、証明、裏付けるような別書類 (の写し) の添付を必要としている	3
その他	7

「その他」として、

- ・ 戸籍謄本や住民票の写しを提出させる
- ・ 使用者より下の世代、最低でも同世代の者の情報を提供してもらう
- ・ 同居人以外の連絡先を記入してもらう

といった事例等が見られた。

縁故者情報の事前把握に関する事例調査 結果の概要

厚生労働科学特別研究事業「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」より

9 縁故者に係る情報の事前把握により得られた効果 (複数回答)

《自治体》

区分	回答数
いわゆる「管理料」が滞納され、使用者が連絡不能であった際に、縁故者にスムーズに照会出来て解決した	28
地震、台風等の災害により墓地が被災した際の連絡をスムーズに行うことができた	5
その他	19

《民営墓地》

区分	回答数
いわゆる「管理料」が滞納され、使用者が連絡不能であった際に、縁故者にスムーズに照会出来て解決した	48
地震、台風等の災害により墓地が被災した際の連絡をスムーズに行うことができた	10
その他	11

「その他」として、

- ・ 承継時の案内・手続がスムーズにできた
- ・ 連絡事項が発生した場合に有用であった
- ・ 墓地の管理に問題が生じた際に、早急な対応ができた といった事例等が見られた。

各（都道府県
市町村
特別区）衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

無縁改葬後の墓石等の取扱い等について

死亡者の縁故者がいない墳墓（以下「無縁墳墓」といいます。）に埋葬し、又は埋蔵された死体又は焼骨の改葬（以下「無縁改葬」といいます。）については、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第2条のほか、同規則第3条の定めるところに従い、その手続を行うこととなりますが、これは墳墓の所有権、地上権等の私法上の物権等の処置に関するものではなく、無縁墳墓と認定されたものについてその私法権上の権利変更等を行う場合は必ずそれ等の規定によることが必要であると解されているところです（昭和23年9月13日付け厚生省発衛第9号厚生事務次官通知）。

したがって、墓所内に設置された墓石等の物件（以下「墓石等」といいます。）に係る無縁改葬後の取扱いについても、私法上の規律に従い判断することとなりますが、この点に関し、令和5年9月に総務省行政評価局が公表した「墓地行政に関する調査—公営墓地における無縁墳墓を中心として—結果報告書」において「実地調査の結果、無縁改葬を行うに当たっての懸念として、無縁改葬後の墓石の取扱いの不明確性が挙げられた」との指摘がされていることも踏まえ、今般、関係省庁と協議の上、無縁改葬後の墓石等の取扱いに関する考え方等について別紙のとおり整理しましたので、お知らせします（なお、別紙記載のいずれの取扱いをするにせよ、その前提として、使用許可の取消しや契約の解除等により墓地使用权が適法に消滅している必要があると考えられるほか、その上で、無縁改葬自体についても適法に行われていなければならないことに留意する必要があります。）。

また、無縁墳墓の発生予防のためには、縁故者情報を事前に把握することが有用であると考えられるほか（「縁故者情報の事前把握に関する事例調査の結果の送付等について」令和7年3月31日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）、期限付墓地の設置等の方法も考えられるところです。

各都道府県等におかれましては、地域の実情等を踏まえながら、必要な場合には条例、規則等の制定・改正を行うなどして、無縁墳墓の発生予防、無縁改葬後の墓石等の取扱いにつきまして、引き続き適正な対応を行っていただくようお願いいたします。なお、無縁改葬後の墓石等の取扱いに関する墓地使用者等への周知等についても十分に配慮願います。

1 公営墓地

死亡者の縁故者がいない墳墓に埋葬し、又は埋蔵された死体又は焼骨の改葬（以下「無縁改葬」という。）後の墓所内に設置された墓石等の物件（以下「墓石等」という。）の取扱いについて、墓地の使用規則について定める条例等に定めがあるのであれば、基本的には当該定めに従うこととなる。

(1) 条例等に自治体による代執行の前提となる墓地使用者による墓石等の撤去義務又は区画の原状回復義務に係る定めがある場合

墓石等は、その所有者が死亡した場合には、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 897 条の規定により、①被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者、②慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者、③家庭裁判所が指定した者の順に定まる祭祀承継者がこれを承継し、祭祀承継者がいないときは、相続財産と同様に、相続人がいなければ、同法第 951 条の規定により成立する相続財産法人の所有に帰すことになると解される。

したがって、自治体が代執行により区画内の墓石等の撤去を行い、これを義務者が引き取らず、自治体が当該墓石等を保管している場合に、自治体においてその保管に係る墓石等を所有者に無断で処分することは、条例の定め等に従って許容されるときを除き、一般的には、他人の所有権の侵害となり、原則として許容されないものと考えられる。

そこで、この場合には、以下の方法等により墓石等を処分することが考えられる。

① 差押え及び公売

自治体が代執行により墓石等を撤去した場合には、その撤去費用は「代執行に要した費用」となると考えられるところ、これを徴収するために¹、国税滞納処分の例により、当該墓石等を差し押さえて公売を行うという方法が考えられる。

¹ 「代執行に要した費用」を徴収するためには、義務者に対し、文書をもってその納付を命ずる必要があるところ（行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 5 条）、義務者を確知することができない場合には、民法の公示による意思表示の方法により納付を命ずることになると考えられる。

② 事務管理としての売却又は廃棄

自治体が代執行により墓石等を撤去し、これを保管している場合において、その保管が事務管理（民法第 697 条第 1 項）に当たるときは²、自治体は、「最も本人の利益に適合する方法」によってその管理をしなければならない。この場合において、自治体による当該墓石等の保管に要する費用が当該墓石等の経済的価値を上回るようなときは、もはや保管を継続することが「最も本人の利益に適合する方法」による管理とはいえなくなることから、このような場合には、事務管理として当該墓石等を売却することも可能であると考えられる。また、当該墓石等に経済的価値がなく売却できないときは、事務管理として当該墓石等を廃棄することも可能であると考えられる。

なお、売却した場合の売却代金については本人に返還する必要があるが、自治体は、代執行や保管に要した費用に係る債権と相殺することができる。

(2) 条例等に自治体による代執行の前提となる墓地使用者による墓石等の撤去義務又は区画の原状回復義務に係る定めはないものの、自治体による墓石等の撤去又は区画の原状回復に係る定めがある場合

自治体が条例等の定めに基づいて墓石等を撤去し、これを保管している場合において、その保管が事務管理に当たり、かつ、その保管費用がその経済的価値を上回るようなときは、上記(1)②と同様に、事務管理としての売却又は廃棄をすることが可能であると考えられる。

(3) 条例等に上記(1)及び(2)の定めがない場合

墓地の区画に墓石等が放置されている場合には、当該墓石等の所有者（祭祀承継者又は相続人若しくは相続財産法人）を相手方として、当該墓石等の撤去及び区画の明渡しを求める訴えを提起し、請求認容の確定判決を得た後、

² 事務管理は、「義務なく他人のために事務の管理を始めた」（民法第 697 条第 1 項）ときに成立する。代執行により撤去した物件について自治体に保管義務があるかどうかは解釈に委ねられているが、行政回答の中には「一般的に保管義務があるとはいえないが実際の取扱としては出来る限り所有者に物件を引取らせるよう努力するとともに保管物件と保管期間（通常所有者が引取りに要する期間）を指定しその期間を徒過するときは以後保管の責に任せざる旨を物件の所有者に通告しその期間中は通常程度の保管を行うよう措置するのが妥当と思われる」としたもの（昭和 30 年 8 月 22 日建設計総発 54 号計画局総務課長回答）がある。また、裁判例の中にも、土地の明渡しに係る代執行について、土地の明渡し義務及び土地上の物件の移転義務の執行行為をもって代執行は終了するため、代執行庁は当該物件の保管義務を負わない（代執行終了後の代執行庁による保管は事務管理となる）旨を判示したもの（福岡高等裁判所平成 29 年 12 月 20 日判決）がある。他方で、学説の中には、代執行により物件を占有するに至った行政主体は、所有者が引取りに必ずべき合理的期間は代執行に密接に関連する事務として保管義務を負い、当該期間経過後に保管を継続する場合には事務管理として保管することになるという見解もある。いずれにせよ、自治体に保管義務がない物件については、事務管理として保管することができると考えられる。

当該判決を債務名義とする強制執行手続において撤去・処分を行うことが考えられる。

また、自治体が既に墓石等を撤去し、これを保管している場合において、その保管が事務管理に当たり、かつ、その保管費用がその経済的価値を上回るようなときは、上記(1)②と同様に、事務管理としての売却又は廃棄をすることも可能であると考えられる。

2 民営墓地

民営墓地については、原則として、墓地経営者と墓地使用者との間の契約の定めに従うことになるが、契約に無縁改葬後の墓石等の取扱いについての定めがない場合は、基本的に上記1(3)と同様の取扱いになると考えられる。

以 上

(別添) 条例の例

1. 代執行の前提となる使用者による原状回復義務の例

○ひたちなか市営墓地設置及び管理条例(平成6年11月1日条例第78号)(抄)

(使用許可の取消し)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 墓地を目的以外に使用したとき。
- (2) 使用者が死亡した日から起算して3年を経過しても承継者が不明のとき。
- (3) 使用者が3年間管理料を納入しないとき。
- (4) 使用者が住所不明となって7年を経過したとき。
- (5) この条例の規定に違反したとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消されたときは、使用者は直ちに墓地を原状に復し返還しなければならない。

2. 撤去の例

○宇都宮市墓園条例(昭和39年1月11日条例第1号)(抄)

(使用権の承継及び消滅)

第10条 埋蔵場所(合葬墓に係る埋蔵場所(以下「合葬墓埋蔵場所」という。))を除く。次項、次条第1項、第13条、第14条第1項、第15条第1項及び第16条第1項において同じ。)の使用権は、祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。

2 次の各号のいずれかに該当する事由があつた場合は、埋蔵場所の使用権は、消滅する。

- (1) 埋蔵場所の使用者が死亡し、かつ、祖先の祭祀を主宰すべき者がいないとき。
- (2) 埋蔵場所の使用者の所在が不明となつて7年を経過し、かつ、祖先の祭祀を主宰しようとする者がいないとき。
- (3) 埋蔵場所の使用者が、これを返還したとき。

3～6 (略)

(無縁墳墓)

第12条 第10条第2項第1号及び第2号に該当する事由により使用権の消滅した埋蔵場所については、焼骨、遺骨又は死体を一定の場所に改葬し、その墳墓を撤去するものとする。

3. 期限付墓地の例

○神戸市立墓園条例（昭和41年3月31日条例第45号）（抄）

（墓園の施設）

第3条 墓園に次に掲げる施設（以下「墓園施設」という。）を置く。

(1)～(3)（略）

(4) 期限付墓地（使用許可期間満了後、埋蔵された焼骨を前号の合葬施設へ改葬することを条件とする墓地の区画をいう。）

（使用許可）

第4条 墓園施設又は附属施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2・3（略）

4 次に掲げる施設の使用許可の期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2)（略）

(3) 期限付墓地 使用許可の日から15年

（使用の制限）

第5条 市長は、使用許可をする場合は、必要な条件を付し、又は場所等を指定することができる。

2（略）

3 期限付墓地の使用許可は、埋蔵された焼骨を前条第4項に定める期間満了後に合葬施設へ改葬することを条件として付すものとする。

4 市長は、墓園又は附属施設の管理上必要な措置をさせることができる。

（使用終了時等の取扱い）

第12条 使用者は、前条の規定により使用許可を取り消されたとき、墓園施設又は附属施設の使用の必要がなくなったときその他墓園施設又は附属施設の返還をしなければならないときは、市長の指示に従い、市長が指定する日までに焼骨を収去し、その他原状に回復しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。

2～5（略）

6 市長は、期限付墓地の使用許可の期間が満了したときは、合葬施設の使用料を徴収することなく、当該期限付墓地に埋蔵された焼骨を合葬施設に改葬するものとする。

7 期限付墓地の使用許可の期間が満了した時点において、当該期限付墓地に墓石が設置されているときは、当該墓石に係る所有権は、市に帰属するものとする。

■規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/220607/01_program.pdf

II 実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

(8) 申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し

・行政手続のオンライン化の推進

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	行政手続のオンライン化の推進	<p>a 各府省は、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和7年までにオンライン化する方針が決定している約 12,000 種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する。なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。各府省における対応の進捗は、デジタル庁及び内閣府が実施する「行政手続等の棚卸」により、明らかにする。</p> <p>なお、地方公共団体と事業者の間の手続であって年間1万件以上の手続については、下記「No. 16 地方公共団体等と事業者の間の手続の標準化・デジタル化」に従い、オンライン化に取り組むものとする。</p> <p>あわせて、年間手続件数が10万件以上の行政手続等については、下記「No. 18 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進」に従い、オンライン化及びオンライン化後のオンライン利用促進の取組に向けた道筋を明らかにするものとする。</p>	a：可能な限り前倒しを図りつつ、令和7年までに措置	a：全府省

■情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和三十二年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関

ロ イに掲げる機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められたもの

ハ 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）

ニ～ヘ （略）

ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者

チ （略）

三 （略）

四 民間事業者 個人又は法人その他の団体であつて、事業を行うもの（行政機関等を除く。）をいう。

五・六 （略）

七 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

八 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（以下この条及び第十四条第一項において「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。（略）

九 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。（略）

十 縦覧等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

十一 作成等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

十二 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3・4 (略)

5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをもってすることができる。

6 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第七条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。

3～5 (略)

(電磁的記録による縦覧等)

第八条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第九条 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該作成等に関する法令の規定を適用する。

3 (略)

(条例又は規則に基づく手続における情報通信技術の利用)

第十三条 地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報通信技術の進展への対応)

第十六条 国は、情報通信技術の進展の状況を踏まえ、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、条例又は規則に基づく手続並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

国家資格等情報連携・活用システムの利用メリット（例）

本システムの利用により、資格保有者（国民）と資格管理者の双方がメリットを享受することができる。

資格保有者 （国民）

各種申請

- 各種申請書類のオンライン提出が可能
- オンライン支払が可能
- マイナンバーの活用により住民票等写しを省略可能
- 申請状況（審査中、審査済等のステータス）の確認が可能
- マイナポータルからのお知らせが届く

資格の維持

- 住基ネット及び戸籍情報連携システムとの連携により、婚姻や引越し等により氏名・住所等が変更された場合や死亡時に必要となる手続きの簡略化が可能（※）

※資格ごとに取扱は多少異なる

資格の活用

- 自身の保有する資格情報をマイナポータル上で参照可能
- 真正性の確保や偽証防止機能等を設けた上で、資格情報を電子媒体（※）の形式で出力、表示が可能
- マイナポータルAPIの活用により外部システムへ資格情報の連携が可能

※国家資格システムを利用する全ての資格において発行する

資格管理者

申請受付

- システムによる形式チェック等により記入漏れ等の確認・修正負荷を軽減
- マイナンバーの活用によりオンライン申請に対応可能

審査

- マイナンバーカードの利用による厳格な本人確認が可能
- 申請不備等の各種通知をマイナポータルを活用して送信が可能（郵送や電話対応コストを削減）

名簿管理

- 住基ネット及び戸籍情報連携システムの活用により、資格者名簿の真正性・正確性を確認可能
- 国家資格システムに完全移行する場合、毎年かかる既存システム運用・保守の費用を削減できる

国家資格等のデジタル化に関する取組状況①

- ・税・社会保障等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基ネット・戸籍情報連携システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システムによるデジタル化の検討を行い、令和6年度からの順次サービス開始を目指す。

①	医師	⑫	言語聴覚士	⑳	介護福祉士
②	歯科医師	⑬	臨床検査技師	㉑	社会福祉士
③	薬剤師	⑭	臨床工学技士	㉒	精神保健福祉士
④	看護師	⑮	診療放射線技師	㉓	公認心理師
⑤	准看護師	⑯	歯科衛生士	㉔	管理栄養士
⑥	保健師	⑰	歯科技工士	㉕	栄養士
⑦	助産師	⑱	あん摩マッサージ指圧師	㉖	保育士
⑧	理学療法士	㉑	はり師	㉗	介護支援専門員
⑨	作業療法士	㉒	きゅう師	㉘	社会保険労務士
⑩	視能訓練士	㉓	柔道整復師	㉙	税理士
⑪	義肢装具士	㉔	救急救命士		

国家資格等のデジタル化に関する取組状況②

- 第211回国会（令和5年通常国会）を経て、新たにマイナンバーを利用できる国家資格等の具体例（約50資格）

【こども家庭庁】

- 国家戦略特別区域限定保育士
- 受胎調節実地指導員

【総務省・法務省・文部科学省・経済産業省】

- 行政書士
- 司法試験、司法試験予備試験
- 教員
- 情報処理安全確保支援士

【国土交通省（観光庁）】

住宅・建築関係

- 一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、マンション管理士

自動車関係

- 自動車整備士

海事関係

- 海技士、小型船舶操縦士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手

観光関係

- 全国通訳案内士、地域通訳案内士

【厚生労働省】

健康・医療関係

- 精神保健指定医、保険医、保険薬剤師、死体解剖資格、調理師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、製菓衛生師、クリーニング師、専門調理師、登録販売者、衛生検査技師、建築物環境衛生管理技術者、医師
少数区域経験認定医師、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医

雇用・労働関係

- 職業訓練指導員、技能士、キャリアコンサルタント、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士
- 労働安全衛生法による免許
（第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エツクス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士）



健生衛発 1225 第 2 号
令和 7 年 12 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局 生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

クリーニング業法施行規則の改正に伴うクリーニング師の
試験及び免許申請等の対応について

クリーニング業法施行規則及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 115 号）が令和 7 年 11 月 20 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

クリーニング師の資格に係る手続については、2026 年度以降、順次、国家資格等情報連携・活用システム（以下「国家資格システム」という。）に参画するとされているところであり、国家資格システムの参画にあたっては、住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号を都道府県が把握する必要がある。そのため、今般、当該事項を受験願書及び免許申請等に係る申請書に記載することとする改正を行った。ついては、内容について十分ご了知の上、各都道府県において条例等により受験願書や免許申請等に係る申請書の様式を規定している場合、改正を行う等により、その実施に遺漏のないよう適切な対応をお願いしたい。